「通貨措置の諸問題(一)(「戦後財政史口述資料」第六分冊)。河野通一銀行課長、『財政史』第一七卷「資料(1)、四九四ー五二五ページ等を参照。『財政史』第一一巻「政府債務」、二一六ペーシ。 西原直廉文書課事務官(いずれも当時)の回

\* \* \* \* \* \* 12 11 10 9 8 回 想 「戦後財政史資料・関係者回想筆記(その二)・津島財政期」(「戦後財政史口述資料」第一分冊)。久保文蔵外資局長(当時)の『財政史』第五巻「終戦処理費」の第一節「占領軍調達と軍票」参照。『財政史』第一二巻、八九ページ。

渋沢敬三氏金融史談(日本銀行調査局編『日本金融史資料』『財政史』第一二巻「復興金融金庫」、六二四ページ。『財政史』第一二巻、八一ページ。『財政史』第一二巻、八一ページ。『財政史』第一二巻、八一ページ。

本金融史資料』第二五巻、三二六ページ)。

# 銀行預金

## 企画課) 白耳義経済施策(昭和二〇年四月二三日総務局

白耳義ノ経済施策ノ最モ著シキモノハ通貨整理デアル。 通貨整理 白耳義経済施策 二〇、四、二三 総企

- 的デアル。 下乃至貨幣単位ノ変更ニ依ル平価切下ゲト異り極メテ強行 白耳義ノ通貨整理ハ前大戦各国ガ行ツタ如ク金量目ノ引
- 白耳義政府ハ去ル十月七日次ノ如キ通貨整理措置ヲ講ジタ。 通貨
- 銀行券ハ十月十三日以降流通力ヲ喪失ス。 一万フラン、一千フラン、五百フラン及百フランノ白
- 局ニ差出シ新銀行券ト交換スペシ。 右銀行券所持者ハ同銀行券ヲ期日マデニ銀行又ハ郵便
- 解除スルモノトシ他ノ六割ハ恒久的ニ凍結ス。 シ残額ハ凍結スルモ、 経済が此等購買力ヲ吸収シ得ル事態トナリタルトキ漸次 新銀行券ノ交付ノ限度ハ家族一人ニツキニ干フラント 内四割ハ暫定的ニ凍結シテ、 国民
- 右凍結預金ニ対シ戦時不当利得トシテ高率ノ租税ヲ課
- 銀行預金ハスベテー九四〇年五月九日現在ノ残高ノー

- 支払ノ為、使用人一人ニッキ千フランノ割合ニテ新銀行、但シ登録セラレタル会社及商店ニ対シテハ使用人給料 割ヲ限リ引出ヲ認メ他ハ当分凍結ス。
- 券ヲ交付ス。 枢軸協同者ノ不当利得ニョリ増加セル預金等ハ之ヲ凍
- 政府ハ引続キ右ノ措置ニ呼応シテ次ノ如キ措置ヲ講ジタ。
- 末日迄ニ政府ニ申告スルヲ要ス。 公債、白耳義株式及外国株式ヲ所有スル者ハ凡テ十月
- 否ヤニツイテハ現在ノ所不明。 右ノ証券中何ノ程度マデ引続キ所有権ヲ認メラルルヤ
- ハ禁止セラレル為ニ取引所ハ当分閉鎖セラレルニ至レリ。尚証券等ハソノ入手経路ニ関スル調査ヲ終ルマデ取引 取得為替ニ提供ノ義務ヲ課セリ。 為替管理ノ実施、 英国類似ノ為替管理ヲ実施シ、新規
- フランヲ示シ居レリ。 相場ハ一磅=一七六フラン五〇ノ公定相場ニ対シ七〇〇 通貨大混乱ニ陥リ旧紙幣ニ依ル物価ハ暴騰シ、フラン
- 全休セリト報ゼラル。 当日ブラツセルニ於テハ取引ハ事実上停止シ料理店ハ
- 券ハ約千億フラント推定セラレルニモ不拘十月下旬マデ 国民ハ容易ニ通貨整理ニ応ゼズ、整理セラルベキ銀行

現在マデニ承認又ハ交換セラレタル金額総計九〇

000百万フラン、

一方流通力ヲ失ヘル紙幣ハ約一〇

紙幣流通高ハ反枢軸占領当時ノー八三、〇〇〇百万 000百万フランナリ。

フランヨリ現在六九、〇〇〇百万フランニ激減セリ。

物価ニ対スル政府ノ狙ヒハー九三九年ヨリ四〇パ

セント高ノトコロニ安定セシムルニアリ。

物価安定ノ基準ハ大体世界物価、

特ニ英蘭ノ物価ニ

関連シ決定セントスル。(但シ一般ノ観測ニ依レバ、 ・ノ通貨整理ハ失敗ニ帰シ、 食料品、

配給停滞ニ

因リ国民ノ不満甚シク、共産党ノ策動ト相俟ツテ政府

一〇、七)

^危機ハ継続シ居レリ。 <u>一</u>九 単位百万フラン

十二月ニ於ケル成績左ノ如シ 人二千フランノ新券交付額

|四(000

勘定一件アタリ三千フランノ銀行

預金引出許可額

=<del>其</del> 000

(=)

銀行預金凍結額

特殊預金勘定ノ四〇パーセント 

000

000 000

特殊預金勘定ノ六〇パーセント

八四、 五、五、 六九

000 000 000

ナホ右ハー九四四年九月ノ通貨流通高ニ当ル

二九 三、五

国民生活ニ及セル影響

(H)

リ一層加重トナツタ。 レタル物資ノ市場へノ流入ヲモ阻止シ国民生活ハ之ニ依 今回ノ通貨整理ニ因ルデフレ措置ハ過激ナリシ為限ラ

入手シテ生活シ居リタル労働者等ヲ飢餓ニ頻セシメ居レ 生活必需品特ニ食糧品ノ出廻リ中絶ハ従来配給以外ニ

強制的出荷ヲ行フト共ニ反枢軸軍ヨリ三週間以内ニ四千 ヲ手放スコトヲ拒否セル為農村ヘトラツクヲ繰出シテ半 **トンノ食糧ヲ供給スル旨確約セリ(一九、** 政府ハ闇取引ニ慣レタル農民ガ公定価格ヲ以テ農産物 

其他対内施策

外国為替取組制限 外国為替取組ハ爾後旅行者及軍関係者ニ限リ之ヲ認メ Ξ 一六

ルコトトシタ。

在外資産ノ申告延期

一六

政府ハ技術的困難ヲ考慮シ金、 外国為替及在外資産人 (二九、 Ξ,

申告期間ヲ十二月一日ヨリ一月三十一日ニ延期シタ。

市中金利ノ変更 スルト共ニ割引率ヲ四パー 市中銀行ノ金利昻騰ニ鑑ミ蔵相ハ銀行トノ協議ヲ提言 セントニ決定セリ。 二、二九

<u>二</u>九 ō 

対外施策

英白通貨協定

協定ノ場所

期日

ロンドン

一九四四年一〇月五日

内容ノ概略

英白公定ノ為替相場一磅=一七六、六二五白フラン

三ケ年ニワタリ有効

銀行へ五百万磅ニ現在ベルギー、 保存シ得ルコト 領コンゴーノ住民ガ有スル英貨ヲ加ヘタ額マデ磅貨ヲ 五百万磅ニ等シイ額マデノ白フランヲ、又白耳義国立 英白両国間貿易が不均衡トナツタ場合、英蘭銀行ハ ルクセンブルグ、白

コレラノ制限以上ノ相互間ノ負債ハ金ニ依リ決済サ

スルト共ニ、イギリスノ白耳義政府ニ対スル信頼ヲモ **墨書キズルモノデアル。** ナホ右協定ハ西欧諸国ノ磅貨ニ対スル信頼ヲ裏書キ

新通貨金融協定

英紙サンデイタイムスハ白蘭ルクセンブルグ三国ノ通貨

協定説ニ関シ左ノ如ク報ジテイヰル。

済圏ノ確立ヲ目的トス。 右協定ハ為替決済ヲ主トシ三国ヲ打ツテ一丸トスル経

英国及ドゴール政権モ右協定ニ参加スル模様デアル。

九 =

=

コトトナッタ。 対瑞西経済協定 白耳義ハ価格一千六百万白フランノ食糧ノ引渡ヲ受ケル

英白間為替取引再開

半乃至一七六ベルガ四分ノ三ト建ツタ。 二月三日ヨリ送金為替相場が始メテー<del>磅</del>= 一七六ベルガ

出注 7、大蔵省資料2五一一―二六四。野田卯一外資局次長ファイル所収。ガリ版刷。

資局特別情報」第六二号)(昭和二〇年八月,一四日外資局) 2 最近ノ欧州及東亜ニ於ケル通貨金融措置(「外

外資局特別情報(第六二号)

(昭和二〇年八月一四日)

最近ノ欧州及東亜ニ於ケル通貨金融措置

米英ノ占領地ニ於ケル通貨金融措置

欧州

### 通貨措置 発行関係

**う貨ト区別スル為スタンプヲ押捺ス。** 占領地ニ於ケルリラ貨ノ流通ハ禁止セザルモ伊本国リ 交換比率関係

参戦前ノリラ相場ハー磅六〇リラナリ。 英軍票対リラ交換比率ハ一磅=四八〇リラト公定サル。 ハ・ニ・六 (以上同週一

## 通貨措置

発行関係

セシモ漸次軍票ヲ流通セシム。 占領当初英国ハー磅以下一志ニ至ル小額磅紙幣ヲ発行

## 交換比率関係

- 法ト公定サル参戦前ノ法相場ハー弗=四八・八法 一磅=一七六・六法ナリ。 軍票対法交換比率ハー弗―七五法、 一磅=三〇〇
- 訂セラレタリ。 公定相場ハ其ノ後一磅━二○○法一弗━五○法ニ改善右措置ヲ□ル軍票対法ノ為替相場ノ紛糾ノ結果法 (同週二・二〇)
- 整理回収関係

連合軍が発行セル弗及磅軍票ハ七月末日以降之ヲ法 定通貨ト認メルコトナリタリ。 (同経六・ニニ)

### (=)

### 中南伊 通貨措置

発行関係 面ニ「連合国軍票」反面ニ「四ツノ自由」ト印刷セ 反枢軸軍ハー九四三年七月シチリア上陸ニ当リ片

ル紙幣ヲ発行セリ。

- 観ラルト。(同電一九・一一・七) 票ノ償還ノ責任ヲ伊太利政府ニ転嫁スル意図ト 太利発行」ノ文字ガ印刷シアリ、米英両国ハ軍 一、別電ニ依レバ中南伊流通磅軍票ニハ「伊
- 所報) 伊太利軍票ノ一部ヲ直ニ回収スル旨発表セリ。(同経 セル在米弗借款ノ取消ニ依リ自国軍隊ノ支払ヒタル 一九・一一・一六ーロンドン・タイムズ一〇・二三 右軍票ノ発行ニ当リ米国政府ハ伊太利ノ為ニ設定

## 交換比率関係

(a) ラ相場ハ一弗─一九・○○四リラ、 ○リラ、一磅━四○○リラト公定サル。 ーリラナリ。 南伊ニ於ケル軍票対リラノ交換比率ハ一弗―一〇 (エコノミスト 一九・二・五所報) 一磅=六五・三 参戦前ノリ

## 整理回収関係

- フアシスト政権発行ノ通貨量ヲ算定ス。
- 産状況判別ニ便ナラシム。 私人保有ノ銀行券全部ニスタンプヲ押シ各人ノ財
- 五三 現ニ流通中ノ銀行券ハ仏軍票ニ依リ回収ス(同経
- 外サル。 少ス。此ノ結果伊太利外ニアル銀行券ハ自動的ニ除 右スタンプ捺印終了後通貨流通高ヲ三分ノーニ縮
- 瑞西ニ逃避セルリラ資金ノ還流ヲ阻止ス。

## 伊太利全般

### (1) 通貨措置

### 発行関係

クサルル予定ナリ。 ル旨ヲ発表セリ。 政府ハ米国紙幣ニ類似セル銀行紙幣発行ノ用意ア 右ハ価値ノ安定ヲ計ル為弗ニリン (正金電報四・二一)

戦後インフレ諸対策の立案

計六億リラノ印刷ヲ了シタリ。 新銀行券ハチリラ五百リラ及五十リラニシテ既ニ (同経七・四)

## 整理回収関係

七月末日以降之ヲ法定通貨ト認メザルコト 連合軍ガシチリア上陸以来発行セル弗及磅軍票ハ

## (瑞財六・二八、同経六・二二)

(b) 尚右通貨整理ハ九月ニ断行セラルル予定ニシテ、 余ノ一〇%ハ公債ヲ以テセラルル予定ナリ。 換比率ハ余リ良好ナラザルモノノ如シ。 新銀行券ハ旧銀行券ノ九〇%ニ対シ交換セラレ残 交

## 通貨措置

## 発行関係

- (a) セリ。 一九四四年一一月一三日ヨリ新ドラクマ貨ヲ発行
- (b) 万磅ナリ。 新ドラクマニ対スル金及外国為替準備ハ四千八百

## 交換比率関係

- ○○億ナリ。 新ドラクマ貨ノ旧ドラクマトノ交換比率ハー対五
- 見タリ。(瑞財六・二七、 右公定相場へ更ニー磅=二〇〇〇ドラクマニ引下ヲ 定セシメ右ハ磅軍票ニモ適用ス。(以上同経日銀電報 一九・一一・二七、正金電報四・二五) 新ドラクマ貨ノ磅ニ対スル比率ハ六〇〇対一ニ安 同経六・八)
- 見当ナルトコロ今後二四〇〇ドラクマト決定セラレ 金磅ハ倫敦金塊相場ヨリスレバー二〇〇ドラクマ (以上同経日銀電報一九・一一・二七、

総額四百万磅ノ軍票ハ四月一五日・ 四:二) -六○○ドラクマノ換算率ニ依リ回収ス。(瑞西財情額四百万磅ノ軍票ハ四月一五日―五月末日間ニ一磅

資

## 金融機関関係

報一九・一一・一〇) 国立銀行及農業銀行ノ如キ大銀行ヲ国有化ス。(正金電

### 其ノ他

- ラクマ貨ニ代へ金貸出ヲ許可スルコト シ希臘銀行ニ適当ナル担保ヲ供託スル場合ニ限リド 一九・一一・四、 政府ハ金融機構ノ混乱状態ニ顧ミ国内各商社ニ対 正金電報一九・ セリ。(同経
- 般向放出ヲ決定セリ。 ノミスト所報) 希臘銀行ハ新ドラクマ貨ノ価値維持ノ為金塊ノ一 (同経一九・一一・二八一エコ
- 百五十万磅ノ特別課税ヲ実施セリト報ゼラル。(日銀 政府ハ国内約一千ノ最大資産家ニ対シ四回払ニテ
- 電報一九・一一・九)

### (A) (1) 通貨措置

仏蘭西

## 米英軍侵入当初

- ナシ。 ニ於テ発行」ト記載シアルノミニシテ発行者ノ記載 侵入法ヲ発行シ形式ハ裏面ニ「一九四四年仏蘭西
- 印刷ハ米国印刷局ニシテ印刷ス。 種類ハ最低二法ヨリ最高五千法ノ八種類ニシテ
- 印刷額面総額ハ八百億法ト称セラル。
- 通貨ノ発行権ハ臨時政府ニ移ス。
- 臨時政府之ヲ引受新紙幣発行ノ際ハ之トノ交換ヲ認 上陸以来米英軍ノ手ニ依り発行セラレタル紙幣ハ
- 援助協定ノ相互無償原則ノ適用ナキモノトス。 為ニ払出サルル額ハ米英政府ノ債務トシテ残り相互 但シ其ノ既発行額及今後仏蘭西軍ヲ除キ連合軍ノ

## 交換比率関係

交換比率ハ二月ノ英仏協定比率ヲ本国ニモ適用シ、 炉━五○法、一磅=二○○法ト定ム。

## ドゴール政権下

### 発行関係

- ナリ。(同経五・二二) ル方針ナリ。 政府ハ現ニ流通中ノ各種銀行券ヲ法ニ交換セシム 交換額ニハ何等ノ制限ヲ付セザル模様
- 右通貨ノ交換ハ大体六月中旬頃迄ニ終了スルモノ

## (観ラル。 (同経五・三〇)

- 新銀行券発行以前
- 六日ヨリ三分利付国民公債ヲ発行セリ。 政府ハ六千億法以上ト推定セラルル流通通貨中 - ク共千億法ヲ吸収セントスル目的ヲ以テ十一月
- ニ出ヅベキ用意アリト警告セリ。 一 七) 発行ニ際シ政府ハ公債発行が所期ノ成功ヲ収メ ル場合ニハ通貨退蔵者ニ対シ更ニ厳重ナル措置

## 新銀行券発行以後

- ニ付テハ七月九日迄其ノ使用ヲ認ム。 但シ交通機関ノ切符、 旧銀行券ハ七月一日以降法貨タルコトヲ停止ス。 食料品及薬局ニ対スル支払
- ヲ添へ即時之ヲ提出スルヲ要ス。 個人ノ銀行券保有額ハ身元証明書及食糧配給券
- 出スヲ得 銀行口座保有者ハ別ニー定限度額ノ小切手ヲ振
- 預金者ノ住所氏名ハ之ヲ登録スルヲ要ス。
- 指定期間内ニ交換未了ノ銀行券ハ国家ノ所有ニ
- 交換ハ仏蘭西銀行、財務事務所、郵便局、貯蓄 地方農業信用銀行、 株式仲買店ニ於テ之ヲ

- リ之ヲ行フ。 国人ノ所有ニ非ザルコトガ証明サレタル場合ニ限 国勘定ノ為ニ仏蘭西ヨリ輸出サレタルモノ又ハ敵 国外ニ於ケル交換ハ銀行券が敵国ニ依リ又ハ敵
- 行ニ預金スルヲ要ス。 館ヲ通ジテ引換へ一千法ヲ超ユル額ハ仏蘭西系銀 外国ニ於ケル交換額ハ一千法ニ限リ仏蘭西領事 (瑞財六・二九)

### 金融措置

## 米英軍侵入当初

- 金及証券関係
- 行代理者ニ預託スペシ。 金ノ取引ヲ禁止シ一切ノ金ハ二ケ月中ニ仏蘭西銀
- 蔵省ニ預託スペシ。(英文一九・一〇・二三―エクス 外貨表示ノ為替 小切手、 信用状及商業手形ハ大
- 対外金融関係 チエンヂ・テレグラフ一九・一〇・一二所報)

独逸通貨ノ仏国内へノ持込並ニ他ノ仏領地域ヨリラ

モーゼル向独逸通貨ノ送付ヲ禁

- $\dot{\exists}$ 止ス。(正金電報一九・一〇・ニニ) イン河上流及下流、 -ル政権下
- 戦時不当利得没収令公布 其ノ他

規定セル新立法ヲ公布セリ。 取引其ノ他不正取引ニ依リ取得セル利益ノ政府没収ヲ 九年九月―一九四四年一二月末間ニ敵国トノ取引、闇 ル政権ハ今回ヴイシー政府治下ニ於テー九三

- 員会ナリ。 会ノ三人ノ委員ニ依リ組織セラレタル特別ノ政府委 執行機関ハ大蔵省各部局ノ主脳者及政府解放委員
- 者及実際ノ利得者並ニ幇助者ヲモ含ム。 適用範囲ハ現行対敵通商法ニ規定セラレタル利得
- ヨリ必要ナル情報ヲ受ク。 委員会ハ広汎ナル事情調査ノ権限ヲ有シ関係当局
- 之ニ対シ被告ハ抗告権ヲ有ス
- ル封印差押ヲ行フコトヲ得の 利得没収ノ目的ノ為委員会ハ食料品及財産ニ対ス
- 迄ノ罰金ヲ課スルコトヲ得 脱税ノ判明セル場合、 租税委員会ハ脱税額ノ三倍
- ニ違反スル一切ノ取引ニ対シ本法ハ適用セラル。(同 経一九・一一・九) 価格統制法、為替管理法、金取引取締法及割当制

### (<del>I</del>I) 白耳義

## 通貨措置

## 発行関係

白耳義亡命政権ハ侵入反枢軸軍ノ通貨需要ヲ賄フ。

- 備セラレ其ノ注文ニ基キ英国ニ於テ印刷セリ。 白耳義通貨ノ新発行ハ在倫敦白耳義政権ニ依り準
- 交換比率関係
- 交換比率ハー磅―一七六法五ト公定セラル。 場ハ一磅―一七六法六二五ナリ。 一九四四年一〇月五日調印ノ英白金融協定相
- 三法(当時仏蘭西法ト白耳義法ハ此ノレ 法六ト殆ド変化ナク戦前(一九四〇年)一磅―一二 ンクシ居レリ)ニ比シ三〇%ノ切下ナリ。 右比率ハ戦時中ノ白領コンゴ法相場一磅=一七六 トニテリ

## 整理回収関係

- (a) 月一三日以降流通力ヲ喪失ス。 一万法一千法五百法及百法ノ白耳義銀行券ハ一〇
- (b) 便局ニ差出シ新銀行券ト交換スペシ。 右銀行券所持人ハ同銀行券ヲ期日迄ニ銀行又ハ郵
- (c) 凍結ス。 民経済ガ之等ノ購買力ヲ吸収シ得ル状態トナリタル 額ハ差当リ凍結スルモ、 Fキニ漸次解放スルモノトシ、 新銀行券ノ交付限度ハ家族一人ニ付二千法トシ残 内四割ハ暫定的ニ凍結シ国 他ノ六割ハ恒久的ニ
- ヲ課ス。 右凍結預金ニ対シ戦時不当利得トシテ高率ノ租税
- 総額一千億法ノ旧銀行券中九百億法ハ申告済トナ

テハ大蔵省当局ハ其ノ破棄ヲ宣告セリ。(同経一九・ リ海外及白国内ニ保有セラルル残余ノ百億法ニ関シ 一二・二一ダーケンス・ニへター一一・四所報)

## 金融機関関係

- 振替ヲ決定セリ 行ニ封鎖サレ居ル民間預金全部ノ長期債へノ強制的 割ヲ限リ引出ヲ認メ他ハ当分凍結ス(政府ハ目下銀 銀行預金ハ凡テ一九四〇年五月九日現在残高ノー -同経四・二五)。
- 券ヲ交付ス。 給料支払ノ為使用人一人ニ付千法ノ割合ニテ新銀行 但シ登録セラレタル会社及商店ニ対シテハ使用人
- ヲ没収ス。 枢軸協同者ノ不当利得ニ依り増加セル預金等ハ之

## 証券関係

- 一九四四年一〇月末日迄ニ政府ニ申告スルヲ要ス。 公債、 右ノ証券中何ノ程度迄引続キ所有権ヲ認メラルル 白耳義株式及外国株式ヲ所有スル者ハ凡テ
- (c) 引ハ禁止セラレ、 ヤ否ヤニ付テハ現在ノ処不明ナリ。 尚証券類ハ其ノ入手経路ニ関スル調査ノ終ル迄取 為ニ取引所ハ当分閉止セラルルニ

右閉止セラレタル取引所ハ六月四日ニ至リ再開セラ

五月以前ニ於テ保有セル事実立証シ得タル場合ハ全 額ヲ自由ニ売却シ得。(同経六・一六) レ残余ノ半分ハ引続キ封鎖セラル。但シー九四〇年 併シ公社債ノ売却ハ保有額ノ半分ヲ認メラ

### (4) 対外金融関係

ヲ課セリ。 英国類似ノ為替管理ヲ実施シ新規取得為替ニ提供義務

### 和蘭

## 通貨措置

## 発行関係

- 於テ印刷セリ。 権ノ責任ニ於テ発行セラレ其ノ注文ニ基キ加奈陀ニ 反枢軸軍ニ依リ使用セラルル盾紙幣ハ和蘭亡命政
- セシメタリ。 五万盾)ニシテ従来流通中ノ 発行総額英貨五千万磅相当額(五億三千四百五十 、旧貨幣ト区別セズ流通
- 扱上差別ナシ。右措置ハ巨額ノ現金手持主及銀行預 コトヲ禁止セラレタルモ高額券ト小額券トノ間ニ取 金引出主ヲ調査セントスル意図ナリト認メラル。 五〇〇一一〇〇〇盾紙幣ハ取引ノ決済ニ使用スル

### (D) 交換比率関係

一〇盾六九一ト取極メラル。 右通貨ノ交換比率ハ英蘭両国政府間ニ於テ一磅=

- シニ九%、 右取極比率ハ取極前ノ比率一磅 戦前比率―八盾七〇ニ比シー九%ノ引下 七盾六〇二二上比
- 取極交換比率ハ暫定的ナルモノナリ。
- 尚新通貨ハソ連貨留ト等価ナリ

## 整理回収関係

- 百盾銀行券ハ七月九日以降之ガ流通ヲ停止セラル
- 引渡スヲ要ス 右銀行券ノ保有者ハ七月一七日迄ニ各銀行ニ之ヲ
- 支払又ハ納税ニノミ使用ヲ許サル。 引渡サレタル銀行券ハ封鎖勘定ニ預託セラレ債務
- ニシテ将来小額銀行券ニモ及ボサルモノト観ラル。 (以上同経七・二八) 右措置ハ闇取引ニ依リ不当ナル利益ヲ収メタル者

## 金融機関関係

和蘭銀行ハ取付対策トシテ左ノ如キ措置ヲ講ゼリ

- 出ヲ禁止ス。 賃金支払又ハ之ニ類似セル目的ニ非ザレバ預金引
- (b) 個人的目的ノ為ノ預金引出ハ一〇〇盾以下ニ制限
- (c) 決定ヲ見タリ。 右銀行モラト リアムハー九四五年六月ニ至リ撤廃 (同経六・一九)

## クセンブルグ

### 通貨措置 発行関係

- 幣ノ法定支払手段トシテノ性質ヲ喪失セシメタリ。 及信用金庫券が法定支払力ヲ有シタルモ、 九四一年二月五日以降同国ニ馬克貨ヲ導入シ右三貨 独逸占領下ニ於ケルルクセンブルグ法、 独逸ハー 白耳義法
- 法ヲ支払手段トシテ使用セリ。 反枢軸占領下ニ於テ反枢軸軍ハ白耳義法及仏蘭西
- 又政府ハ新ルクセンブルグ法ヲ発行セリ。

## 交換比率関係

旧ルクセンブルグ法及旧白耳義法ノ交換比率 旧ルクセンブルグ法=一二五ルクセンブルグ

旧白耳義法 ールクセンブルグ法

馬克ノ交換比率

(b)

家族一人当百馬克迄 ブルグ法 一馬克―一〇ルクセン

百馬克超過分 五ルクセン

### 整理回収関係 ブルグ法

64

馬克貨百法以上ノ旧白耳義法貨及五法以上ノ旧ルク 一九四四年一〇月一八日一 一〇月二三日間ニ於テ

ルグ法ト強制交換セリ。 センブルグ法貨ヲ前記交換比率ニヨリ新ルクセンブ

交換シ得ザル残余額ハ之ヲ封鎖スルモ右ハ一時的措 000法ナリ。 新旧ルクセンブルグ法ノ交換限度ハ家族一人当二、

置ニシテ漸次解放スル方針ナリ。

### 金融措置

## 金融機関関係

- 交換比率ヲ使用シ之ガ書換ヲ為ス。 ルグ法及白耳義法表示ノ預金等帳簿上請求権ハ現金 一九四一年二月五日以前ニ存在セル旧ルクセンブ
- (b) ヲ以テ書換ヲ為ス。 権ニ付テモ一馬克=五ルクセンブルグ法ノ交換比率 一九四一年二月五日以後ノ馬克表示ノ帳簿上請求

## 発行関係

- 実施セル点ニ即シ行ハルベシ。 独逸ニ侵入セル際ノ軍票関係措置ハ伊太利ニ於テ
- テ印刷セル法紙幣ヲ使用ス。 ヲ押セル弗紙幣ヲ支給ス。必要アルトキハ米国ニ於 英軍ニ対シテハ磅軍票、 米軍ニ対シテハ黄色ノ判
- ライヒス馬克ト軍票ハ共ニ法貨ナルモ磅ト弗ハ然

## ラズ。(正金電報四・ 八八

- 交換比率関係
- セラレタリ。 /り。 尚米国印刷ノ法紙幣ハ一〇法=一馬克ト予定 軍票交換相場ハー弗―一〇馬克、 一磅= 四〇馬克
- 如シ。 仏蘭西政府ノ決定セル馬克ト法ノ交換比率ハ左ノ
- 五法ト決定セリ。 アルサス・ローレーヌ地方ニ於テハ一馬克=一
- 註) 右以外ノ軍占領地域ニ於テハー馬克=五法ト決 克=二〇法ナリ。 (同経五・七) 一九四〇年独逸側ノ決定セル換算率ハ一馬

定セラル。(同経五・九)

克相場ヲ割高ニ決定セルハ特ニ同地方ニ於ケル俸 ト解セラル。(同経五・七) 右ノ如クアルサス・ローレーヌ地方ニ於ケル馬 地代、 家賃等ノ全般的ナル減価ヲ避ケンガ為

### 金融措置

## 米英軍ノ金融統制

ヲ以テ金融ノ統制ヲ行フ。其ノ措置左ノ如シ。 軍事上ノ必要ヲ第一トシ次ニ秩序ヲ維持スル目的 貨ト取扱上差別セズ。 馬克表示ノ軍票ヲ法定通貨ト 指定セルモ旧馬克

止権限ヲ有ス。 軍政当局ハ資産ノ封鎖権限及外国為替取引ノ禁

スル資産ヲ凍結ス。 各州市町村等ノ団体、 ナチス党機関及党員ニ属

対外金融関係 反枢軸軍占領後閉店セラレ居リタルライヒスバンク ハ既ニ再開セル模様ナリ。 (同経五・二六)

- シタル外貨取引ハ凡テ之ヲ無効トス。 外貨取引ハー切禁止セラル。尚前独逸政府ノ許可
- 資産及債務ニ関シテハ報告義務ヲ課セラル。 定メラル。 報告義務ハ国籍ノ如何ニ依ラズ居住地ニ依リテ
- ト謂モ凡テ之ヲ為スヲ要ス。 在外人ニ対スル債権債務ハ満期ニ達セザルモノ
- 内二報告ヲ為スヲ要ス。 独逸内ニ居住スル自然人若クハ法人ハ三十日以

報告ハライヒスバンク事務所及連合国軍事政府

- 左ニ該当スル資産ハ没収セラル。 /指定機関ニ対シ書面ヲ以テ之ヲ為ス。
- 独逸法定通貨以外ノ通貨
- 独逸以外ノ地ニ居住スル者ノ振出ニ係ル手形、

以上ノ没収ハ十五日以内ニ行ハル。 小切手其ノ他ノ支払手段 金銀貨、 外国証券 金銀及白金塊

### (tt) 丁抹

## 通貨措置

- (1) 発行関係 新銀行券が発行セラレ之が交換ハ八月五日乃至一
- 二日ノ一週間内ニ全面的ニ行ハルモノト観ラル。 現ニ流通中ノ銀行券全部ヲ接収スル意図ヲ有シ時日 財第二二三号、 ノ予告ナク抜打的ニ之ヲ断行スル予定ト言ハル。(瑞 政府ハ戦時中ニ於ケル取得隠匿資産ヲ摘発スル為 同経五・二二)

交換比率関係 九三九年九月以降実施セラレ居リタル公定為替相場 ヲ左ノ如ク改訂セリ 諾威銀行ハオスロー外国為替市場ノ再開ニ当リー (単位クロー ネ

新換算率 旧換算率

対瑞典(一〇〇クロ・ 米 (二弗) 10.00 四·九六 一七・七五 四:00

礻

## 一八二五 一〇四・一六

- 価ヲ以テ交換セラル。 戦時中英国ニ於テ発行セラレタル諸威銀行券ハ等
- 五二六 白トナルト共ニ更ニ変更ヲ見ル予定ナリ。(以上同経 尚右新交換比率ハ今後ニ於ケル経済状勢見透ガ明

## 金融措置

## 金融機関関係

諾威銀行本店ハ七月本国ニ帰還セリ。 独逸ノ諾威占領以来倫敦ニ於テ営業ヲ続行シ居リタル (同経七・三一)

対外金融関係

之ヲ凍結ス。但シ銀行側ノ同意アル場合ニハ処分シ得。 諾威ノ金融機関ニ存スル独逸商社及個人ノ資金ハ凡テ (同経六・一一)

# ソ連占領地域ニ於ケル通貨金融措置

### 波蘭

### 通貨措置 発行関係

- ンズロツチイヲ発行セリ。 ルブリン政権ハ新発券銀行ヲ設立シ新貨幣ルブリ
- 発券銀行ノ設立内容左ノ如シ。
- 所在地 ワルソ

## 資本金 二億五千万ズロツチ

国有財産

金及外国為替

/手形貸付ヲ為シ得ル権限ヲ付与セラル。 農業及之ニ関連セル商業ノ為ニ六ー九ケ月期限

交換比率関係

新ズロツチイト流通中ノ各種貨幣トノ交換比率左ノ如

- (a) 留―一ルブリン・ズロツチイ
- (c) (b) 一クラカウズロツチイ―一ルブリン・ズロツチイ
- 二馬克=一ルブリン・ズロツチイ

## 整理回収関係

- (a) 馬克貨ノ回収(同経四・二及四・五)
- ニ引渡スベキ旨ノ命令ヲ発セリ。 克貨ヲ凡テ各県ノ財政部又ハ指定銀行支店出張所 ルブリン政権ハー九四五年二月初住民所有ノ馬
- レタリ。 本命令ニ依リ馬克貨ハ左ノ条件ニ依リ回収セラ

交換比率 引渡期間 二馬克=一ルブリン・ズロツチ 自 | 月 | ○日至 | 月 | 八日

現金交付限度 一人当り二百五十ルブリン・ズ

軸各国人ニシテ十八才以上ノモノニ限ル。 但シ右預金勘定ヲ所有シ得ルモノハ波蘭及反枢 ブリン・ズロツチイノ預金領収書ヲ交付ス。 右限度ヲ超ユル金額ハ五百馬克毎ニニ百五十ル

逸ニ対シ賠償要求スル筈ナリ。 ルブリン政権ハ右回収措置ニ要シタル金額ヲ独

ン・ズロツチイトパーニテ交換ヲ実施中ナリ。 クラカウ・ズロツチイノ処置(同経四・五) 波蘭独逸総督領貨タルクラカウ・ズロツチイハ 貯蓄機関其ノ他金融機関ニ於テ新ルブリ

内ノ預金引出ヲ認メ居レリ。 ガ預金者ヲ七階級ニ分類シ毎月定メラレタル限度 クラカウ・ズロツチー -建預金ハ封鎖セラレタル

中小商工業者 二千クラカウズロツチイ 五百クラカウズロッチイ

### 羅馬尼

### 通貨措置 発行関係

ソ連ノ羅馬尼ニ於ケル使用通貨ハ留及ソ連レイノ二種

交換比率関係

羅馬尼レイトノ回収交換率左ノ如シ

ソ連レイ= 留=100レイ 五レイ

### $(\Xi)$ (1) (1) 勃 交 通 利

## 通貨措置

交換比率関係 国立銀行ハー九四四年九月二三日対ソ為替換算率ヲ左 如ク決定セリ。

一留=一五レヴア

註 公定換算率ハー〇〇レヴア=五・一八留即チー 留―一九・二八レヴア強ナリ。 一九四三年五月一五日ソ連国立銀行発表ノ

### チエツコ

## 通貨措置

## 発行関係

- (a) ワニテ印刷ス。 払ニ使用スペキチエツコ紙幣ヲソ連ニ注文シモスク チエツコ政府ハチエツコ解放地域ニ於テ赤軍ノ支
- チエツコ政府ノ通貨発行権ハ確認セラル。
- 交換比率関係

クローネ、 エツコ国内ニハチエツコ・クロー 換算率決定ハ最モ困難ナル問題トセラル。蓋シ現在チ /通貨流通シ且留自体ノ価値判定困難ナレバナリ。(以 ライヒス馬克、 ハンガリ -・ペンゴノ四種 スロヴアキア・

## 上英文一九・六・二八)

## 整理回収関係

- 日迄ニ郵便局ヲ通ジ凡テ之ヲ回収シ爾後法定通貨ト シテ認メザルコトトセリ。 政府ハ同国内ニ流通中ノライヒス馬克ハ六月一七
- 六・一九) ライヒス馬克ノ額ヲ申告セシメ補償金ヲ与フ。(同経 尚右回収後独逸ヨリ帰国ノチエツコ人ニ対シテハ

### (五) -ゴースラビヤ

## 通貨措置

発行関係 ー政府ハ新ヂナー -ル通貨ヲ発行セル。

交換比率関係

- 新通貨ノ旧流通通貨トノ交換比率左ノ如シ。 ネデイツチ政権発行一セルビヤ・デナー -ルー五新
- 二・五新ヂナール バエリツナ政権発行一リリクロアチア・クナ
- 一〇〇勃牙利レワー 一〇新ヂナー
- 一〇〇伊太利リラ=三〇新ヂナー
- 一〇〇洪牙利ペンコ=一〇〇新ヂナ

## 整理回収関係

105

新旧通貨ノ交換期間ハ四月二〇日ヨリ四月二〇日迄ト

### 金融措置 金融機関関係

之ヲ前記率ヲ以テ新ヂナール建ニ書換フルモノトス。 一九四一年四月五日以降ニ発生セル帳簿上ノ請求権ハ

### 洪牙利 通貨措置

## 発行関係

- (a) セリ。 政府ハ一、〇〇〇ペンコ額面ノ紙幣ヲ新タニ発行
- 青白色紙幣ヲ発行セリ。 尚ソ連軍ハヴエレツシユ・ハドテシト ト称セラル
- (n) 交換比率関係
- 換ス。 政府発行ノ新紙幣ハ五%ノ割引ヲ以テ旧紙幣ト交
- (b) 二〇%ノ割引ヲ以テ交換シツツアリ。 ソ連軍発行ノ紙幣ハ自由市場ニ於テ旧同国紙幣ト

### (七) 墺太利

### (1)通貨措置

## 発行関係

- (a) 墺太利志ナリ。 連合軍が同国内ニ於テ流通セシメツツアル軍票ハ
- 尚ライヒス馬克ハ依然同国内ニ於テ法貨トシテ流

- 交換比率関係 通ス。
- 右軍票ノ換算比率ハ左ノ如シ。
- 一馬克—一墺太利志 一〇仙(米)= "

一〇リラ (伊) =

六片 (英) =

(2)金融措置

## 金融機関関係

- (a) 引継がシム。 墺太利ニ在ル独逸ライヒスバンクノ資産全部ヲ之ニ レンナー政府ハ最近墺太利国立銀行ヲ復活セシメ
- 員会設置セラル。 尚政府及民間貸付ノ全部ヲ監督スル為借用統制委

### (1)

## 通貨措置

- 交換比率関係
- 様切下ヲ見ル予定ナリ。 尚磅領域ニリンクスル他ノ凡テノ通貨ニ対シテモ同 七芬蘭馬克ヨリ二〇芬蘭馬克ニ切下ノ決定ヲ見タリ。 芬蘭馬克ノ対瑞典為替相場ハークローネ**=**一一 (瑞財第二六〇号、 同経六・
- 芬蘭銀行発表ニ依レバ対米、英、加新為替相場左

- ノ如シ。 (同経六・四)
- 対米一弗=八六・三芬蘭馬克 対英一磅=三四三・〇〇芬蘭馬克
- 対加奈陀一弗―七八・一五芬蘭馬克

### 三、瑞西

## 金融措置

- 対外金融関係
- 明白トナル迄一応同電ノ暫定勘定ニ払込マシムルコ 西国営銀行が此種支払ヲ受付ケ両国間ノ金融関係ガ トニ為ス予定ナリ。(同経六・二) ル支払契約遂行ノ継続ハ現在不可能ナルモ今後ハ瑞 瑞西貿易清算事務局ヲ通ジ行ハレタル独逸ニ対ス
- ヲ行フコトトセリ。即チ独逸人若クハ独逸人法人ノ 財産管理者ハ之ヲ瑞西清算所ニ報告スル義務ヲ有ス 住及瑞西在留独逸人ノ資産及支払ニ付全般的ナ封鎖 (同経六・一五) 在瑞西独逸資産ニ対スル報告義務制ヲ設ケ独逸在

### 金融措置

- 対外金融関係
- 在瑞典ノ独逸受取勘定ハ凡テ之ヲ封鎖ス。
- 今両国間ノ為替決済ニ依ルコトトナレリ。 従来対独支払ハ自由通貨ヲ以テ為シ居リタルが爾

## (4) 百万クローネヲ独逸受取勘定ヨリ差引ク予定ナリ。 国内対独債権者ノ受取利子ノ支払ノ為総額三千三

### 東亜

- 五・一一等) 総説(南発報告昭二〇・六・一六、敵情五・一〇、瑞財
- 沖縄ニ於テハ初メテ円表示軍票ノ使用ヲ見タリ。 使用セル他、 其ノ後反枢軸軍ハ比島及緬甸ニ於テハ夫々独自ノ紙幣ヲ -ギニア其ノ他蘭印諸島ニ於テハ和蘭軍票ヲ使用セリ。 米軍ハ太平洋諸島回復当初ハ布哇弗紙幣ヲ使用セルモ 偽造南発券ヲモ使用シ居レリ。又蘭領ニユ
- 布哇弗
- 危険ニ曝サレタリト観ルヤ同地ノ経済的防禦手段 トシテ布哇弗ヲ採用セリ。 米国当局ハー九四二年七月布哇が我軍ノ進撃ノ
- テ布哇弗ト交換セラレタリ。 テ「布哇」ト印刷セルモノニシテ正規弗通貨ハ凡 右ハ同地ニ流通セル本来ノ米弗紙幣ニ大文字ニ
- 旧券ヲ所持シ得ザルコトトセリ。 八月十五日以後ハ知事ノ特別ノ許可ヲ得ザレ
- ル流通ヲ禁止セリ。 新券ニ関シテハ布哇ヨリノ輸出及米本土ニ於ケ
- 右ハ米弗紙幣ノ我軍ノ手中ニ落ツルヲ極端ニ恐

- レタルモノト観ラル。
- 用セラレタリ。 回収シ正規ノ通貨ヲ以テ之ニ代ラシムル方策が採 太平洋作戦ニ於ケル成功ノ結果布哇弗ヲ徐々ニ
- バ比島及緬甸方面ノ反枢軸軍ハ日本軍ノ発行セル通貨ノ 合法制ヲ認メザル方針ノ如シ。 敵側ノ報道(フアイナンシヤル・ニユース紙)ニ依レ
- 右方針ハ左ノ二点ヲ主眼トスルモノナリト称シ居レリ。 侵入地域ノインフレーションヲ防止スルコト
- 住民ノ対日信頼観ヲ減殺スルコト
- 太平洋諸島 本ヨリノ賠償金ノ一部ヲ以テ補償スルト宣伝シ居レリ。 依り緩和シ、又日系通貨ヲ所持セル住民ノ蒙ル損害ハ日 米英側ハ右流通禁止ニ因ル経済困難ハ日常品ノ配給ニ
- 軍票円≡一布哇弗ト決定セリ。(一説ニハ二十円=一弗) 紙幣ヲ軍用通貨トシテ採用シ我軍票トノ交換比率ヲ一九 米軍が太平洋ニ於テ若干ノ失地ヲ回復スルヤ右布哇弗
- ノニ非ズト称シ居レリ。(伯林財務官電報一九・五・二六) 右交換比率ハ他ノ日本軍占領地域ニ適用セントスルモ 各個人ノ弗貨へノ交換ハー千円ニ限定セラレタリ。
- ラレタリ。 物価、賃銀等モ弗及仙ヲ以テ表示セラレ其ノ安定が図 (蔵特二七)
- (3)沖縄(敵情五・七蔵特二七)

- 米国陸海軍ハ沖縄本島ニ於テ始メテ円表示軍票ヲ使用
- 英語及日本語ニテ軍票ト印刷サレ居レリ。 一円、五円、十円、二十円及百円ノ七種ヨリ成リ表面ニ 財務、陸軍、 海軍三省ノ発表ニ依レバ十銭、五十銭、
- 宣言明セリ。 右軍票へ現行通貨ニ代位スルモノニ非ズ補助貨幣ナル
- 交換ハ自由ナリ。 日本銀行券ハ軍票ト共ニ法貨トシテ扱ハレ従ツテ其ノ
- ハ便宜上十円対一弗ノ比率ヲ使用シ居レリ。 円弗間ノ換算ハ公定比率ニ非ザルモ軍ノ支払用トシテ
- 米海軍スポークスマンハ新比率ハ現在微弱乍ラ存在スル 国際的円弗関係ニ近キモノナリト主張シ居レリ。 右換算率ハ太平洋諸島ノ場合ニ比シ倍加セラレタルガ
- 処満足スペキモノト思ハレズ。 フレーションハ極メテ急速ニ進行セル故該比率ハ結局ノ 十仙ノ相場ニテ米弗買入ヲ希望シ居り其ノ後日本ノイン 而ルニ開戦前ニ於テサヘ日本貿易業者ハ十円対一弗四

## 通貨措置

ニ新ペソ通貨ヲ発行セルガ駐在弁務官カルロス・ビ 比律賓共和政府ハマツカーサー進攻部隊ノ使用ノ為 ・ロムロ陸軍代将ハ右通貨ヲ「戦捷通貨」ト名付ケ

- 十センタボ銀貨五千万ペソヲ比律賓解放地域ニ発送セ ヲ鋳造中ナルト共ニ既ニ鋳造セルーセンタボ銅貨及五 米貨五十仙ニ固定セラレタリ。(英文一九・一〇・二三) 桑港造幣局長官ハガテイーハ桑港ニ於テ比律賓通貨 金本位制ヲ背景トシ居ル右通貨ノ価値ハ戦前ト同様 -発表セリ。 (英文一九・一二・二五)
- 南発券ヲ使用セリ。(南発報告二〇・六・一六) 尚レイテ島及ミンダナオ島侵略ニ際シテハ敵ハ偽造
- ヲ見ズ。(英文五・二一) 託セラレタル紙幣ノ取扱方ニ関シテハ未ダ何等ノ決定 米軍当局ハ日本側比紙幣ノ無効ヲ宣言セルモ予テ預
- 註 比紙幣ノ預託(英文三・一九)
- 勧告セリ ル弗及比通貨ヲ受取証引換ニ米軍当局ニ委託スル様 日本軍ノ比島進撃ニ際シ米軍当局ハ民衆ノ所有ス
- 斯クシテ受取レル通貨ニ関スル記録ハ現在華府ニ
- 比島防衛ノ絶望化ト共ニ此等通貨ハ焼却セラレタ
- (B) (1) ル・シチー銀行ハ支店開設ノ為同地ニ代表ヲ派遣シ居 金融措置(英文五・二一、瑞財五・二三及七・三) 香港上海銀行、 チャ þ ド銀行及紐育ナショナ

- ラレチエーズナショナル銀行ヨリ融資ヲ受ケ預金ノ受 ナル為暫定的措置トシテ比島大蔵省ニ銀行局が設置セ 地元側ノ銀行及保険施設ノ復興ハ長期ヲ要スル見込 為替其ノ他ノ業務ヲ行フ筈ナリ。
- 債務ハ其等ニ移管セラルル予定ナリ。 尚正常ナル銀行施設ガ復興セル暁ハ銀行局ノ資産及

- 留比、十留比及百留比紙幣ニ限定セリ。右紙幣ハ印度準 備銀行ノ発行セルモノナリ。 ル貨幣モ法貨ト認メラルル筈ナリ。 東南亜細亜最高司令部ハ五月二日布告ヲ以テ法貨ヲ五 尚日本軍侵入以前ニ流通セ
- 得ルニ至ル迄法貨トシテ通用ス。 テ右紙幣ハ緬甸政府ガ復帰シ且緬甸自身ノ紙幣ヲ発行シ ニ於ケル唯一ノ法貨」ナル文字ヲ記載セル印度紙幣ニシ 右紙幣ハ英国ニ於テ印刷セラレ且「緬甸軍政部、緬甸
- 者ハ処罰セラル。 此等ノ通貨ノ受領ヲ拒ミ又ハ其ノ額面以上ヲ要求スル
- ニ流通セシムル為提出スル様要請セリ。(短波五・三) 緬甸ノ民衆ニ対シ其ノ退蔵セル貨幣ヲ可及的速カニ一般 レアル多数ノ小額貨幣ヲ緬甸ニ於テ使用スルコト 緬甸ニ於ケル多量ノ通貨需要ニ応ズル為印度ニ貯蔵サ トシ且
- 右ノ他偽造南発券(十留比及一留比券)ヲモ使用シ居

- (南発報告二〇・六・一六)
- 高額紙幣ニ対シテハ制限ヲ実施セリ。
- 提出スルト共ニ其ノ入手事情ノ説明ヲ要スルコトトセ テ取扱ハザル旨布告シ右紙幣所持者ハ之ヲ至急当局ニ 従来流通セル千留比及一万留比紙幣ハ今後法貨トシ
- (B)、右入手ニ関スル説明妥当ナル場合ハ直チニ法貨ヲ以 テ所有者ニ対シ支払ヲ為ス。(短中波五・三)
- 正金報告四・五) 仙券ノ禁止セル例モ見ラル。(南発報告二〇・六・一六) ハー対四乃至五ナルモ等価ヲ認メアル地域モアリ、 南発券ノ流通ハ禁止セズ、南発券ト法貨トノ交換比率
- 別電ニ依レバ反枢軸側ハ日本占領軍当局ノ発行 セル紙幣ノ合法制ヲ認メザル政策ヲ採用シ居レリ。 (敵情五・一〇一フアイナンシヤル・ニユーズ所
- 模様ナリ。 宣撫用物資ヲ持込ミ極端ナル低物価政策ヲ実施シ居ル
- ロンジ 塩 (二枚) 一留比
- (一ピス) 一留比八安
- (註) (-)七・八留比 昭和十五年十二月 一、000ビス 四〇銭
- 昭和十七年下公定

蘭領諸地域 一ビスハ三・六五封度ナリ。 (正金電報四·五)

軍票ヲ使用シ居レリ。 蘭領ニユーギニア其ノ他蘭印諸島ニ於テハ和蘭盾表示 (敵情五・一〇)

(外資特情第二十二号同経四・一七―タイムズ三・一七所 -財務省発表) 米国ノ作戦地域ニ於ケル通貨制度ノ発展過程

- 参戦前(第一段階)
- ル米国通貨ノ使用防止ヲ目的トセリ 枢軸国ガ西欧及其ノ他ノ諸国ヲ占領セルトキ入手セ
- トヲ証明シ得ザル限リ不許可トセリ。 右ノ為米国へノ弗輸入ハ夫ガ「掠奪弗」ニ非ザルコ
- 地進駐当時 (第二段階) 北阿侵攻開始前即米軍ノ英国、豪州等ニ於ケル前進基
- ヲ通ジ弗送金ニ依リ米国ノ銀行ニ預金セラレタリ。 給料中現地ニ於テ使用セラレザリシ部分ハ軍ノ施設

現金払ヲ必要トスル部分ノミニ止メタリ。

米国将兵ニ対スル支払ハ現地通貨ヲ以テシ且将兵ガ

(三) 北阿侵攻後(第三段階)

注

- 北阿及シシリ
- 最初数週間ハ「黄印」弗ヲ使用セリ。
- 此等ノ弗ハ占領軍隊が法貨ト宣言スル反枢軸軍用

行ハ数ケ月内ニ停止セラレ既ニ殆ンド回収セラレタ 通貨ノ準備期間ニ発行セラレタルモノニシテ其ノ発

- (2)
- ) 反枢軸軍ハノルマンヂー西欧侵攻作戦 携行セリ。 上陸ニ際シ仏蘭西解放委
- 侵入通貨ノ供給ト其ノ処理
- 必要額ヲアイゼンハウアーニ前渡セラレタリ 此等諸通貨ハ何レモ同一ノ取極ニ依り侵入軍ノ予想
- 府ハ其ノ償還ノ義務ヲ負ハズ。 ル支払手段ヲ供給スル目的ヲ果セルモノニシテ米国政 此等各通貨ハ当該地ニ於ケル米国軍ニ其ノ必要トス
- 的ノ為ニ支払ヒタルモノニ対シテハ対価トシテ弗ヲ支 払フコトヲ約セリ。 ヒタルモノ及其ノ他逆貸与ニ依ラザル厳密ナル軍用目 但シ米国政府ハ米軍が純粋ニ軍隊ノ給料トシテ支払
- ハ当該関係政府ノ勘定ニ依テ処理セラル。 軍費以外ノ通常ノ民需所要ノ為ニ行ハレタル前貸金
- 〇年九月一〇日付で再版されている(現物は見当たらず。 津島寿一大蔵大臣ファイル所収。タイプ打ち。同じ文書が昭和二 (昭和二一年一月二五日外資局、 「外資局特別情報内容概況 大蔵省資料2五一一一五〇四) 昭和二〇年八月以降」 ガリ版

出所 大蔵省資料2五三一一六一二五

六三号(外資局)(目次のみ採録) インフレーションの理論(「外資局特別情報」第

外資局特別情報 (第六十三号)

外 資 局昭和二十年十月二十日

インフレ ションノ理論

第四、	Ξ,	=;	, _	第二、	四	三、	=	_	第一、	=	-;	第一、	
第四、危険ナルインフレーション	物価ノ通貨弾力性	投機性ト通貨回転速度・・・・・・・・・・・一九	有効需要ノ変化ト価格変化トノ関係一三	有効需要ノ安定ーニーニー	有効需要ノ増加ヲ決定スル要因一一	貯蓄ノ減少(貯蓄率ノ減少=投資乗数ノ増大) …九	投資ノ増加八	有効需要ノ増加六	有効需要ノ増加ヲ決定スル要因六	インフレーション問題ノ要点	インフレーションノ定義・・・・・・・・・・・・・・・・・	インフレーションノ概念一頁	目 次

出所 大蔵省資料乙五一一一五〇四。〇月二〇日付で再版されたもので、初版は昭和二〇年八月一四日または一五日に作成されたものと推定されるが現物は見当らない。このため標題には日付を付さない。 保証したものは、昭和二〇年一月 大蔵省資料ので、資料1-2の注参照。採録したものは、昭和二〇年一注 ガリ版刷。資料1-2の注参照。採録したものは、昭和二〇年一 インフレーションノ安定要因 …… 危険ナルインフレーションノ徴候 …… 有効需要安定性ノ喪失… :-= 

五日外資局) **経過及対策**(「外資局特別情報」第六四号)(昭和二〇年八月一 4 第一次大戦後二於ケル独逸通貨金融事情

外資局特別情報(第六十四号)

(昭和二十年八月十五日)

独逸インフレーションノ経過 逸インフレーションノ圣島 第一次大戦後ニ於ケル独逸通貨金融事情ノ経過及対策 局

戦時中ノ諸情勢

フレーションノ基礎条件ヲ包蔵シ居リタルモ国内ガ政治的 戦時中独逸ハ経済封鎖ヲ受ケ且財政乃至金融方式ニ付イン レタル為戦争終了当時ニ在リテハ戦前ニ比シ物価及為替相 ニ安定シ居り且価格統制、為替統制等ノ諸施策が実施セラ

場ノ変動ハ通貨流通高ノ夫ニ比シ比較的軽微ニ止レリ。 卸売物価 財政概況 通貨流通高 対米為替相場 歳出及歳入(普通歳計) 100 00 100 (1九三年) " 四二(一九八年二月) 畫 一

大

(胃-二) 九个| 2年度 九七二八年度 九六-|七年度 九三十二年度 九四一五年度 度 歳出総額 粗税及営 臨時賦課 歳入総額 過不足額 四、七五 一、空 一、
完全 一、釜 二、杂品 三、三量 一、四記 二十二 <sup>四、</sup> 全 章 毫 숲 七、三<u>三</u> 七、三三 七、三三 七、三三 七、三三 七、三三 七、三三 七、三三 三、公二 =

戦時五年目 戦時四年目 戦時三年目 戦時二年目 戦時一年目(一九四、八一一九三、 (コカコハ、ハーコカコハ、コニ) (コカーセ、ハーニカーハ、 ( |九|六、八-|九|七、 (一九三五、ハーー九二大、 تخ تخ 世 t 三、公 **野、九00** 画、图00 圆"100 10,100

合

00点,中国1

"

(単位百万馬克)

軍事費 (特別歳計) (単位百万馬克)

> (3)財政ノ特徴

戦費ハ殆ンド 全部が短期債ニ依リ賄ハレタル

徴乃至間接税ノ新税制定ニ依リタルコト レタル為歳入増加ニ当リテハ主トシテ間接税ノ増 レタルコト 連邦制度ニ依リ国家財政運用ノ自由が拘束セラ 即チ直接税ハ連邦国ノ権限下ニ置カ

戦時金融方式

引セラレ之ヲ帝国銀行券ノ準備トシテ商業証書ト同様 二取扱フコトガ許可セラレタリ。 ルルト共ニ大蔵省発行ノ短期証券ハ帝国銀行ニ於テ割 一九一四年八月四日附法律ニ依り金兌換ガ停止セラ

ルヲ要シ前後九回ニ亘リ五%軍事公債其ノ他ノ長期債従ツテ右ノ短期債ハ長期債ニ依リ完全ニ乗替ヘラル ノ売出ガ行ハレタルモー九一八年一一月七日現在ニ於

テ乗替残りノ短期債ハ四百八十五億馬克ニ達セリ。 長期債応募額 第一回(二九四、九 (単位百万馬克) 四、野儿

第四回(二九六、九) 第詞 第回 [(元五、三) (元七、三) 三、三 一三、五七 ᅕ

第6回 (二九八、三) 第七回(コカラで、カ) ( |九|八九) 10、要0 三、三宝 二、六品

価格統制及為替統制

第旮

九、一九

実施セリ。 戦争勃発ト同時ニ食糧品部門等ニ於テ最高価格制ヲ 価格統制

為替統制

為替管理

資本逃避ノ防止乃至禁止

外国有価証券ノ取締

戦後ニ於ケルインフレーションノ展開

開ヲ見ズ。 ヲ惹起シタルモ未ダ本格的ナルインフレーションノ展 ヲ取リテ流通界ニ止リタル為物価ノ昻騰及為替ノ下落 戦争終了直後ニ在リテハ乗替残リノ短期債ガ紙幣ノ形 初期インフレーション(一九一八年)

通貨流通高 五异 00 8 五分年末 霻

(n) 後期インフレーション 対米為替相場

卸売物価

後期インフレーションノ展開

対米為替相場 戦敗内乱期(一九一九年—一九二〇年六月) 政治的社会的擾乱ガ相次ギテ勃発セル為之ヲ反影 戦争終了後独帝ノ退位、共産党ノ全面的烽起等ノ シテ物価ハ激騰シ対米為替相場ハ暴落セリ。 元二年 一九二年育 <u>=</u> 00 00 츳 图04 莞 同末月 一 20年 7月 Ξ 슬 슾 三 三量

一九一八年一一月 九一九年 同 一二月 一月 ネヒト暗殺 スパルカス党首領ループク スパルタカスノ内乱 休戦条約締結、 独帝退位

重要事件年表(其ノ一)

一九一九年 一九二〇年 三月 六月 二月 カツプノ乱勃発 ベルサイユ条約調印 エーベルト大統領就任

求等ニ関連シ馬克ハ急落ヲ告グルニ至レリ。 二一年五月ニ至リ賠償額ガニ千二百六十億金馬克 憶測ヲ生ミ馬克ノ不安ヲ惹起シ居リタル処翌一九 賠償問題期(一九二〇年七月—一九二二年一二月) ト決定セラレタル為之ニ対スルモラトリアムノ要 一九二〇年後半以降賠償金ノ決定如何ヲ繞リ種々

卸売物価 通貨流通高 対米為替相 重要事件年表 元弄 8 8 8 || 二二二年末 (其ノニ) 一、三霊 一、芸 1、題0 一些年末 四、 平、 四、 平、 四、 七 一、〇美 一些年末 一公、も00 |型、五00 三、

一九二二年 一月 逸賠償額二千二百六十億金 巴里ノ連合国会議ニ於テ独

馬克二決定

三月 独逸倫敦会議ニ賠償額ノ減 少ヲ要求

同

同 五月 独逸賠償減額千三百二十億

一九二二年 一月 独逸カンヌ賠償仮決定ニ基 キ第一回三千百億金馬克支 金馬克二同意

七月 独逸再度賠償額ノ減少方請

(C) 耳義ト協同シテルール地方ニ侵入スルヤ馬克ノ信 用ハ完全ニ失墜シ物価ハ暴騰セリ。 セラレタル巴里賠償会議ノ決裂ヲ見、 一九二三年一月三日英、仏、伊、 ル侵入期以降(一九二三年一月一同一〇月) 白間ニ於テ開催 同年10月 仏蘭西ガ白

**(E)** 

戦後インフレーションノ清算

インフレーションガー九二三年ニ至リ破局的段階ニ到達ス

通貨流通高 対米為替 註) 重要事件年表(其ノ三) <del>1</del>00 8 9 三大、四00 **三**、100 せ、00、00、000、000 \$01,500,000,000 E1,100,000,000 仏軍ルール地

一九三年一月 巴里会議決裂 方侵入

同同 一〇月 九月 独逸レンテンバンク設立 独逸消極的抵抗廃止 独逸消極的抵抗開始

後期インフレ 歳出及歳入 シヨン時代ニ於ケル財政金融 (単位 百万馬克)

| 九二-三年度 | 立三-| 三年度 |九|九-||0年度 年 度 歳出総額 一番、一六 型、 元 元 七 元 歳入総額 元、 奏 10、1三 四、一語 (-)(-)過不足額 一쯾、0美 齿、盐一 莹、杏兰

行セルモー九二二年以降ハ斯ル方式ヲ取ラズ印刷セ 行シ之ヲライヒス・バンクニ引受ケシムル方法ヲ続、右不足額ニ付テ大蔵省ノ短期証券及割引手形ヲ発 ル紙幣ヲ流通界ニ投ゼリ。

馬克」案等ノ各種貨幣改革案ヲ生ジタル処、同年十月独逸 行ノ設立及同十月新通貨幣法ノ実施ヲ見ルニ至リ貨幣ノ価 値ハ安定セリ。 レンテン・バンクノ設立、越エテー九二四年三月金割引銀 ルヤ之ヲ回避スル為、為替相場ヲ換算基礎トスル金馬克ノ 各種緊急貨幣ノ発行等が行ハルルト共ニ「ロツゲン

独逸レンテン・バンク設立

レンテン・バンクノ機構

設立

日付「独逸レンテン・バンク設立ニ関スル命令」ニー九二三年一○月一三日付ノ授権法ニ基キ同月一五 依り設立セラル。

通貨ノ安定

財政ノ整理(大蔵省発行短期証券ノ整理)

性格、資本金出資

二億「レンテン馬克」ノ私的企業ニシテ其ノ出資ハ 農業者及商工業者之ヲ折半ス。 同行ハ農業及商工業ノ共同出資ニ係ル資本金三十 「金馬克」ニ依ル。 但シ出資債券ノ単位

業者)及金債務証書(商工業者)ヲ基礎トシタ「レ 同行ハ出資者ヨリ提供セラレタル土地債務(農

ンテン」債券ヲ発行ス。

- 行券ヲ発行ス。但シ八億ハ基金準備金トシテ之ヲ 同行ハ右債券ヲ発行準備トシテ「レンテン」銀
- 行て。 テン馬克」ノレンテン銀行券ヲ以テ政府及民間(ラ 同行ハ右ノ如クシテ発行シタル二十四億「レン
- (2)「レンテン馬克」制度ノ特徴
- 価値最強固ト考へラレタル不動産ヲ基礎トセルコ
- 価値ヲ「金」ヲ以テ表示セルコト
- 銀行券ノ発行ヲ制限セルコト
- (3) 「レンテン」馬克ハー兆紙馬克ト交換セラレタリ。 交換比率ハ法律上ハ制定セラレザリシモ、 「レンテン馬克」ト「紙馬克」トノ換算率 実際上
- シコト ヲ有シ居ラザリシヲ以テ対外価値安定ノ保障ナカリ 「レンテン馬克」制度ノ限界 基礎ヲ不動産ニ置キ「金」トハ何等実質上ノ関連
- ハ紙馬克等ノ併発ヲ容認セルコト 政府財政ノ再建ニ主眼ヲ置キ一般流通部面ニ於テ
- (n) 独逸金割引銀行ノ設立

発行セズ。 尚同行ハ紙幣ノ発行権ヲ付与セラレ居リタルモ実際ニハ 五百萬磅ノクレジツトヲ受ケ設立セラレタリ。 ヤハトノ主張ニ基キー九二四年三月一九日英蘭銀行ヨリ ンテンバンクガ対外信用関係ニ於テハ無能ナリシ為シ

資

### 新貨幣法ノ実施 新貨幣法ノ制定

案ノ成立ニ依リ促進セラレー九二四年一〇月一一日ノ 新貨幣法制定ヲ俟ツテ実施セラレタリ。 真ノ通貨安定即チ完全ナル金本位制へノ復帰ハド

## 新貨幣法ノ内容

- 占権ヲ賦与セラル。 ライヒス・バンクハ爾後五十年間銀行券発行ノ独
- ライヒス馬克ノ割合ニテ交換シ之ヲ回収ス。 ヲ等価ニテ回収シ停馬克ハ強制的ニー兆馬克ニ付一 通貨統一ノ為レンテン馬克紙幣ノ発行ヲ停止シ之
- 克ノ発行券存続ヲ認メラル。 四私立発券銀行ハ総額一億九千四百萬ライヒス馬
- 国為替(四分ノ三ハ金タルベキコト)ノ準備ヲ要ス。 ライヒス馬克発行ニ当リテハ少ク共四割ノ金及外
- 独逸インフレ ライヒス馬克ハ金貨及金地金ニ対シ兌換セラル。

其ノ根源ハー九七五年ノ独逸銀行法ニ存スト観ラル。 払等ニ因ル財政ノ不均衡ヲ中心トセル通貨ノ増発ニ在り。 戦時中ニ於ケル戦費調達ノ方法 戦後ニ於ケル 賠償金ノ支

- 行ハザリシコト ク割引ノ方法ニ依リ戦費ヲ賄ヒ直接的ナ購買力ノ吸収ヲ シ租税ノ増徴ヲ怠リ専ラ短期大蔵省証券ノライヒスバン 財政政策ノ誤謬 大戦中独逸政府ハ激増セル歳出ニ対
- が如キ二重ノ手続ヲ必要トシ間接的ナ購買力ノ吸収モ不 ニ長期ノ戦時公債公募ニ依リ改メテ通貨吸収ヲ企図スル 分且迂遠ナリシコト 金融政策ノ誤謬 右ノ政策ハ短期大蔵省証券トハ別筒
- ガ其ノ払込資本ノ貸付ヲ行ヒタルコト ンクノ監督下ニ発券機関トシテ設立セラレタル貸付金庫 貸付金庫ノ誤謬 長期戦時公債公募ニ当リライヒスバ

### 累積的原因

通貨ノ増発ニ基ク物価、 フレノ場合此ノ悪循環ハ根本的原因ニ非ズシテ累積的原因 ヨントナシ通貨増発ヲ根本原因トナス見解アルモ独逸イン 為替ノ悪循環ヲ以テインフレ

### (E) 付加的原因

認ヲ喪失セシメタリ。 賠償問題ノ未解決ト紛糾が心理的ニ民衆ノ通貨ニ対スル信

三、 独逸インフレーションノ対策

## 基本的原因ニ関スル対策

依テ以下大戦後ニ於ケル施策ヲ主トシ実施ノ年月順ニ列挙 買力ノ吸収ナルモ其ノ不十分ナリシコトハ既ニ挙ゲタリ。 根本対策ハ租税ノ増徴及新設並ニ長期公債ノ公募ニ因ル購 バ左ノ如シ。

- 割増金付貯蓄債券ノ発行
- 租税ノ新設及増徴
- 中央集権的財政組織ノ建設
- 強制公債ノ発行
- ライヒスバンク公定歩合ノ引上
- 租税徴収ニ於ケル金計算ノ採用
- ライヒスバンク貸出回収ニ於ケル金計算ノ採用
- 確定価公債ノ発行

右各種ノ対策ハ何レモインフレ防止上ニ或程度ノ効果ヲ有 スルモノナレドモ、既ニ増発セラレタル通貨ノ回収ヲ主タ

ル目標トスル欠点アリ。

- シ所謂「レンテンマルクノ奇蹟」ヲ実現セシメタリ。 セルコトハインフレノ基本的原因タル通貨ノ増発ヲ阻止 ンテン銀行券が物的基礎ヲ有シ其ノ発行額ヲ厳重ニ制限 独逸レンテン銀行ノ設立トレンテン銀行券ノ発行
- 後二於ケル独逸インフレノ場合二重ニ作用セリ。即チ 独逸金割引銀行設立 為替下落ハ輸入品ノ物価騰貴ヲ通ジ間接ニ公私ノ支 為替ノ悪循環ハ戦

- 出増加ヲ斉シ通貨ノ増発ヲ招来セリ。
- 外国為替ヲ買漁リ直接ニ為替下落ヲ惹起セリ。 同時二賠償金支拂ノ為独逸政府ハ市場ニ於テ乏シキ
- 安定ニ資セル所大ナリ。 割引保証ハ外貨ヲ以テ国際金融ヲ円滑ナラシメ為替ノ セル手形ニ対スル英蘭銀行ノ一千万磅ヲ限度トスル再 独逸金割引銀行ハ五百万磅ノクレジツト及其ノ割引
- 任命シ通貨ニ関スルー切ノ権限ヲ授与シ彼ハ之ヲ最大限 任者トシテ大蔵大臣ノ外ニ特ニシヤハトヲ通貨管理官ニ ニ活用シテ通貨安定工作ノ円滑ナル進行ヲ促進シ得タリ レンテン銀行券ノ発行ヲ中核トスル通貨安定工作ノ責 通貨管理官ノ設置 一九二三年一一月一二日独逸政府
- ライヒスパンクノ新規貸出中止
- 止セリ。 手形割引ヲ認ム。 二入ルヤ独逸ノ為替ハ再ピ下落ヲ示セリ。従ツテー九 クハ其ノ創立日タル四月七日以後ノ新規割引ヲ一切禁 四二年四月五日金割引銀行ノ準備ナルヤライヒスバン **イヒスバンクノ貸出ガ厳格タリ得ザリシ為一九二四年** レンテン銀行券ハ対外関係ニ於テ無価値ナリシトラ 但シ既存貸出ノ弁済セラルル限度内ニ於テハ
- 害ヲ重視セルライヒスバンクノ態度ハ一変セラレ通貨 価値ニ対スル信認ハ確固トナレリ。 之ニ依テ従来通貨価値ノ維持ヨリモ政治的経済的利

- セラレ、 ラレタリ。 其ノ保有セル商品又ハ外国為替ノ市場提供ヲ余儀ナク 尚新規貸出中止ニ依リ運転資金ニ窮セラル各企業ハ 物価ハ低落シ為替ハ順調トナリ輸出ハ振興セ
- 安定策トシテライヒスバンクノ改組ヲ提議スルト共ニ賠 効果ハ一時的ノモノニ過ギズ。一九二三年一一月三〇日 需要ニ関与スル所ナシ。即チー九二一年五月ノ賠償金総 最後通牒」ノ軽減ナクシテハ如何ナル通貨安定策モ其ノ 云フ決定トルール占領ノ制裁ヲ付セラレタル所謂「倫敦 額一千三百二十億金馬克差当リ年支払額三十億金馬克ト 以上各種ノ通貨金融対策ハインフレノ基本原因タル財政 償金ノ年支払額ヲ著シク軽減セリ。 価値ノ安定ト財政ノ均衡トヲ不可分一体ト認メ通貨価値 ニ成立セルドウズ案ハ之ヲ解決セルモノナリ。 ライヒス・バンクノ改組(ドウズ案ノ成立其ノ一) 即チ通貨
- ライヒスバンクヲ国及政府ヨリ完全ニ独立セシム。
- **價債権国ノ利害関係事項ハ総テ其ノ議決ヲ要スルコト** 外国人七名ヨリ成ル監事会ヲ設置シ、銀行ノ組織及賠 いセリ。 ライヒスバンク理事会ノ構成ヲ自治的トシ独逸人及
- タルトヲ問ハズ厳重ニ制限セリ。 業務上国家ニ対スル信用供与ヲ其ノ直接タルト間接
- 銀行券ノ金準備及金兌換ノ制度ヲ原則上復活セリ。

- 国及政府ノ紙幣発行ヲ厳禁セリ。 五十年ノ特許期間ヲ限リ銀行券発行ノ独占ヲ賦与シ
- 克ヲ一ライヒス馬克トセリ。 銀行券ノ原位ヲ馬克ヨリライヒス馬克トシ、 一兆馬
- 財政ノ均衡(ドウズ案ノ成立其ノニ)
- シ賠償金支払ニ一定ノ猶予ヲ与ヘタリ。 ドウズ案ハ予算ノ均衡が通貨安定ノ前提条件ナリト
- 金馬克ノ募集ヲ斡旋セリ。 ドウズ案ハ国内資源ニ依ラザル方法トシテ外債八億
- 滅シ通貨安定ノ基礎ヲ確立セリ。 一九二四年始メテ大戦勃発以来ノ財政赤字ヲ殆ンド消 **ト共二賠償債務ノ軽減其ノ他一般行政費ノ節減ニ依り** 右ニ依り独逸政府ハ税制ノ整備、外債ノ募集ヲ行フ
- 理ト為替操作ナリ。 為替関係ニ於テ阻止スルコトヲ得ベシ。其ノ方策ハ為替管 累積的原因ニ関スル対策 通貨、 物価、為替ノ悪循環ハ
- 為替管理
- テ確定セラルルコトトナレリ。 他ノ金融機関ニ集中シ、為替取引ニ際シライヒスパン ハシメ、又外国為替相場ハライヒスバンクノ同意ヲ以 クニ其ノ内容及目的ニ付解答又ハ説明ヲナス義務ヲ負 一九一六年一月外国為替取引ヲライヒスバンク其ノ
- 右法令ハー九一七年二月強化セラレ同年八月ニハ外

- 国為替ヲライヒスバンクへ強制譲渡セシムル措置ヲ採
- レ為替取引ハ原則トシテ自由トナリ独逸ノインフレヲ 一九一九年七月為替管理ニ関スル諸法令ハ廃止セラ
- ナス能ハザルニ至レリ。 ラレタルモ時既ニ遅ク為替不調ノ趨勢ハ之ヲ如何トモ 一九二二年二月外国為替管理ニ関スル法令ハ制定セ
- 戻ヲ実行シ或ル程度ノ成功ヲ収メタリ。 為替ノ売却ヲ行フト共ニ在外市場ニ於テ馬克紙幣ノ買 ライヒスバンクハ戦中戦後ヲ通ジ取引上ニ於テ外国
- 永続スペカラズ。 外国為替ヲ通貨価値維持ノ為ニ売却スルガ如キ措置ハ 併シ乍ラ一方ニ於テ通貨ヲ増発シツツ他方限リアル
- 政府ノ為替需要
- (1) 需要ヲ惹起セシメ為替ヲ悪化セシメタリ。 倫敦最後通牒ハ賠償金支払ノ為政府ノ厖大ナル為替
- ニ於テノミ履行スベキ原則ヲ確定セリ。 実物又ハ外貨ニ依ル支払ハ為替安定ヲ障碍セザル限度 ドウズ案ハ賠償金ハ可及的ニ多額ヲ支払ハシムルモ
- ヲ以テライヒスバンクニ払込マレタル時ヲ以テ終了ス 斯テドウズ案ハ独逸政府ノ賠償金支払義務ハ金馬克

- ルコトトセリ。(所謂引渡保設ノ規定ナリ)。
- (<del>三</del>) 付加的原因ニ関スル対策
- 倫敦最後通牒ノ不安ハドウズ案ニヨリ確定サレ且可能 ナリタル心理的影響
- ズル心理的影響 独逸金割引銀行ノ設立ニ依ル通貨ノ対外的価値ノ安定 レンテン銀行券が発行高ニ制限ヲ設置セル事実ヨリ生
- 注 津島寿一大蔵大臣ファイル所収。タイプ打ち 大蔵省資料2五三一一六一二五。 ニ基ク心理的影響等之ナル
- 局 題(「外資局特別情報」第六五号)(昭和二〇年八月一七日外資1―5 ギュンター・カイザーノ戦後経済指導ノ諸問

外資局特別情報(第六五号)

昭和二十年八月十七日

資

問題ノ所在 ギュンター・カイザ ノ戦後経済指導ノ基本問題

条件ヲ以テ生産ヲ開始セザルヲ得ズ。而モ其ノ反面戦時中 戦後ノ国民経済ニ於テハ極度ニ低下悪化セル物的及人的諸 ニ累積セル尨大ナル購買力ガ之ニ対立ス。従ツテ此ノ対立 戦後悪化セル生産ト累積セル購買力ノ対立ノ調整

政経済政策ノ中心的課題ヲナス 一致ヲ解決スルコトガ凡テノ政策ノ前提トナリ 戦後財

## 戦後完全雇傭ノ確保

料

資

ル経済体制ガ完全雇傭ヲ確保シ得ルヤガ次ノ問題ナリ。 後ニ於ケル経済秩序ノ目標ハ恐慌ナキ経済、 完全雇傭ノ国民経済ヲ実現スルニアリ。 従ツテ如何ナ 失業ナキ経

# 物資ト購買力ノ不一致ヲ調整解決スル方策

- 国家統制続行ノ必要性
- 致ハ之ヲ意識的計画的ニ解決セザルヲ得ザルベシ。 第一次欧州大戦後ノ経験ニ依り、 物資量及貨幣量間ノ不一
- 物資量及貨幣量間ノ不一致状態ヲ意識的計画的ニ克服セ 統制ヲ廃シテ速ニ自由経済ニ復帰セントスル態度ヲ採リ トシタル形跡ナシ。 第一次大戦後ニ於テハ原則トシテ各国共戦時中ノ国家
- ノ不一致ヲ解決セザルヲ得ザルニ至レリ。 其ノ結果ハ破局的インフレーションヲ俟ツテ甫メテ此
- コトヲ得ベシ。 右ノ意識的計画的解決策ハ資金面及物資面ヨリ之ヲ見ル

# 資金面ヨリ観タル意識的計画的解決策

之ハ次ノニニ大別スルコトヲ得ル。

- ヲ阻止セントスル消極的方策 戦時中ニ累積シタル過剰購買力が戦後ニ発動スルコト
- 戦時中ノ過剰購買力ニ対シ戦後生産物ノ可及的多クノ

消極的方策 部分ヲ割カントスル積極的方策

- 之ハ次ノ三ニ分ツコトヲ得ル 過剰貨幣ノ租税ニ依ル排除方策
- リ戦時中ニ発生又ハ膨張シタル財産ヲ収縮乃至排除セ ントスルモノナリ。 之ハ戦時利得税又ハ戦時資本課税等ノ租税手段ニ依
- 此ノ方策ハ左ノ考慮乃至予想ガ其ノ基礎ヲナス。
- ナル減退ヲ示シ居ルトノ事実ニ対スル考慮 民生産物ハ何等増大シ居ラザルノミナラズ寧ロ顕著 戦時中ニ累積シタル購買力ノ財貨請求権ニ比シ国
- ヲ健全ナラシメ得ルトイフ予想 国債ノ急激ナル減少ニ依り甫メテ国家信用ノ基礎
- 其ノ具体的方策左ノ如シ。
- 国債課税(メラー教授提案)

課税ニアリ。 除スルコトヲ提案シタルガ其ノ重点ハ国債ニ対スル 及信用上ノ財産所有ニ対スル全面的ナ賦課ニ依リ排 (I)メラー教授ハ戦時中ニ膨張シタル財産部分ヲ物的

クル為一ツ (1)国債課税ノ実行ニ当リテハ、 ノ中央信用機関 (国債課税金庫) ヲ設立 租税ノ現金徴収ヲ避

Ⅲ本提案ハ大部分ノ個人的財産所有者が直接若ハ間

接ニ国債ヲ所有スルヲ以テ徴税ハ大部分帳簿上ノ差 本案ニ付テハ課税技術上ノ問題ヲ別トスルモ左ノ 勘定ニ於テ之ヲナシ得ルト仮定ス。

キ批判アリ。 **行等ノ帳簿残高トシテ存在シテヰル場合ニ於テ国** ||国債ノ大半ガ直接国民ノ手中ニ存セズ間接ニ銀

コトハ経済政策的見地ヨリスルモ望マシカラズ。 コトニ依リ累積セル貨幣資本ヲ全面的ニ排除スル 得ル因原トモナリ得ル。従ツテ戦債ヲ無効化スル 張ノ手段ニ依ラズシテ長期間ノ完全雇傭ヲ確保シ 戦後経済ノ長期ニ亘ル動力的ナ要素トナリ信用拡 内戦時中ニ累積セラレタル購買力ハ一面ニ於テハ 際ニ於テ又心理的理由カラ殆ド不可能ナルベシ。 達セラレタルニ鑑レバ斯カル手段ヲ採ルコトハ実 囚戦債ノ決定的部分が国民ノ広汎ナル層ニ依リ調 **賃課税ハ当事者ニトリ共痛ナリ。** 

## 戦時利得税

的ニ徴収セラルル戦争利得税ヲ以テ消滅セシムルコ 力ヲ財産税ニ依リ除去スル方法ニハ多クノ合目的的 ナラザル点アリトスルモ、其ノ一部分ヲ戦後合目的 **(I)戦時中ニ累積シタル国債ト之ニ含マルル過剰購買** ハ之ヲ妨グルモノニ非ズ。

(II)戦争ニ依り生ジタル財産蓄積ノ著シキ不均等ハ戦

後少クトモ之ニ依リ部分的ニ平均セシメ得べシ。

- (2)
- 張シタル資金ヲ長期間拘束セントスルモノナリ。 之ハ貨幣及資本市場ニ対スル干渉ヲ以テ戦時中ニ膨
- 行ヲ考へ得。 其ノ具体的方法トシテハ支払制限又ハ整理公債ノ発 支払制限ニ関シ採ルベキ措置左ノ如シ。
- Ⅲ支払制限ヲ定メ之ヲ厳守スルコト Ⅲ右残高ノ一部ヲ拘束スルコト **(I)銀行其ノ他金融機関ノ残高ヲ封鎖スルコト**
- ₩振替残高ニ対シ特別ノ措置ヲ講ズルコト
- ナス考へ方ニハ再吟味ヲ加フル要アル。 Ⅲ蓋シ公債所有者ヲシテ之ガ所有ヲ継続セシメル為 **①国債相場ヲ発行価格以下ニ低下セシムベカラズト** 整理公債ノ発行ニ付考慮スペキ点左ノ如シ。
- 過剰購買力ノ発動延期方策

ニハ公債価格ノ僅少ナル低落ヲ以テ足ルベシ。

- 手段ヲ適当ニ続行スルコトニ依テ行ハル。 之ハ戦時中行ハレタル管理制度、 割当制度等ノ
- (D) ルモノニ非ズ。 併シ此ノ方法ハ過剰購買力ヲ終局的ニ解消セシメ得
- 因ニ右ハ厳密ニハ貨幣経済的手段ニ非ズ

 $(\Box)$ 

- (1) 戦後ノ国民貯蓄奨品此ノ方策モ大体三アリ。
- 戦後ノ国民貯蓄奨励ノ強化 ルコトヲ目的トス。 之ハ戦後ノ所得ヨリ可及的多クノ部分ヲ節約セシム
- 発動ヲ阻止シ、 ムルコトヲ目的トスルモノナリ。 換言セバ戦後ノ生産物ニ対スル戦後ノ財貨請求権 戦時中ノ財貨請求権ヲシテ之ニ代ラシ
- 度ヲ挙ゲ得ル。 其ノ具体的方策トシテハ大規模ノ計画的ナル養老制
- ルモ、 ルヲ要ス。 尚右制度ノ採用ニ当テハ利子ヲ利用スルコト便宜ナ 高利子ノ生産及価格政策ニ及ボス影響ヲ考慮ス

## 国債ノ償還

- 狙ヒアリ。 中ニ発生シタル貨幣資本ノ所有者ニ譲渡セシメル点ニー之ハ戦後ノ国民生産物カラ生ズル財貨請求権ヲ戦時
- 外資産ノ処分等ニ求ムベキモノトス。 尚右償還ノ財源ハ租税収入ノ他国有財産ノ処分、 在
- 外国信用ノ利用

之ハ外国ヨリ物資ヲ導入スルコトヲ目的トス

物資面ヨリ観タル物資量及貨幣量間不一致ノ計画的解決策 モ個々人ニトツテハ斉シク重要且緊急ナル性質ヲ有スル需 戦後ニ於テハ限定且減退セル生産力ヲ以テ多種多様ノ而

## 要ニ応ズルヲ要ス。

- $(\Box)$ ヲ図ル要アリ。 分析ヲナシ、各種需要間ニ優劣ノ序列ヲ設ケ其ノ間ノ調整 民経済的立□ヨリ適確ニ捕捉シ、需要ノ構造ニ付明確ナル 従ツテ戦後ノ事情ヲ詳ニシテ戦後ノ多岐ニ亘ル需要ヲ国
- 産諸力ヲ総合的ニ配分スル計画ヲ樹立スルコトヲ要ス。 之ト共ニ斯ル需要ノ構造及序列ニ即応シ、利用可能ノ生
- ルベキナリ。 右ノ実行ニハ強力ナル指導が必要ニシテ、国家ガ之ニ当
- 各種需要間ニ於ケル序列ヲ大観スレバ左ノ如シ。
- 消費財需要ヲ優先ス。
- 以テ先トス。 需要ヲ消費財需要ト生産財需要トニ大別スレバ消費財ヲ
- 生産財ノ需要ニ付テハ左ノ如キ序列トス。
- 戦後ノ回復投資

ナク長期ニ亘リ充足スレバ可ナリ。 戦後ニ於ケル不可欠ノ負担ナルモー挙ニ解決スルノ要

- (a) 戦時中生ズル破壊ノ補塩
- 延期セラレ居タル補充需要及修繕需要ノ充足
- 軍需生産ノ平和生産へノ転換
- 戦時中ノ外債ノ返済等
- 之ハ戦後生産設備ヲ更ニ合理化スル為ノ投資ニシテ戦 戦後ノ合理化投資

後減退セル労働力ノ能率ヲ高ムル為ニ絶対ニ必要ナリ。 戦後ノ建設投資

- 完全雇傭ト国家指導ノ必要性
- ヲ実現スル所以ニ非ザルコト明カナリ。 戦後自由経済ニ復帰スルコトガ完全雇傭ノ恐慌ナキ経済 世界恐慌ト今次大戦勃発トノ間ノ数年間ノ経験ニ徴シ
- ナルモノノ如シ。 経済上昇ヲ維持スルコトハ国家的指導ヲ欠イテハ不可能 経済ノ内部的不安定ニ直面シテ而モ決定的且鞏固ナル
- 国家指導ノ要点

経済ニ対スル国家統制ノ方法ハ如何等ガ問題トナルベシ。 何ナル程度ニ行ハルベキカ、 然ラバ戦後ニ於テ斯ル国家指導ハ奈辺ニ行ハルベキカ、 流通経済ノ活動領域ハ如何

- 国家指導ノ限界ト流通経済ノ活動領域
- 完全雇用ノ為ニハ経済ノ全面的指導ヲ要セズ。 画ヲ樹立シテ全面的ナル指導ヲ行フ必要ナシ。 従ツテ又国民所得全体ヲ統制シ、此等ニ付完全ナル計 完全雇傭ヲ確保スル為ニハ国家ハ経済循環全体ヲ、
- テ残余ノ領域ニ及ブガ如ク行ハルルヲ以テ可トス。 寧ロ国家ノ指導ハ経済循環ノ一部ニ行ハレ之ヲ通ジ
- 従ツテ国家が国民所得ヲ要求支配スルトスルモ、 国民所得ニ対スル国家的要求ノ割合 其ノー

- テハ、国民所得全体ノ二五%乃至三〇%ヲ国家経費部分 部ヲ以テ可トスベク、通常ノ経済的政治的関係ノ下ニ於 ト定メ十分ナルベシ。他ノ七〇%乃至七五%ハ之ヲ流通 私経済ノ部分ニ委ネテ可ナリ
- 政治的緊急性ニ依テ規定セラレタルモノニシテ寧ロ リ定メラレタルモノニ非ズ。軍備、 異常ノ例ナリ。 獨逸最近ノ例ハ完全雇傭ノ景気政策的目標ニ依 四ケ年計画等
- 国家ノ統制指導ノ方法
- シテ如何ニ使用セバ完全雇傭ノ国民経済ヲ期待シ得ルカ が問題ナリ。 之ハ即チ国家ガ前記比率ノ国民所得部分ヲ国家経費ト
- 即チ国家経費配分ノ問題ニシテ、例之
- 国債費其ノ他ノ所謂非生産的支出
- 築物等ヲ目的トスル公共的消費 自動車道路、交通施設、病院、 休養施設、 公共建
- 厚生費
- 等ニ対スル国家経費ノ配分関係ノ樹立ニ係ル。 国民ノ消費指導ヲナス為ノ支出

大蔵省資料2五一一一五〇四

大臣指示事項処理方針

資

## 大臣指示事項処理方針 (昭和二〇年八月二〇日)

	事項	担当主幹	順立 位案
対内関係	<b></b>		
第一	各官庁ノ機構	福田	A
第二	国有財産	脇坂	A
第三	政府保証ノ債務整理	西原・主計	Α
第四	喪失地域債権取立不能整理	河野通・外資	В
第五	軍事及産業ノ復員	伊原	В
第六	軍需物資ノ民需へノ振替	渡辺	A
第七	食糧増産	戸齨	В
第八	平和産業再建	渡辺	С
第九	帰還兵離職者等ノ不安除去	河對一	В
第十	諸統制ノ運用方針ノ改変	伊原・外資	A
第十一	衣料及住宅問題	河野一	В

第十	_=	撤退地域特殊会社	河野通	В
対	対外関係	<b></b>		
第	_	保障占領軍関係問題	河野通	Α
第	<u>-</u>	ポツダム宣言実施関係問題	小栗	Α
第	Ξ	出償問題(細目分担ハ追テ之ヲ定	東条	В
第	四	問題。 要失領土及諸外国トノ貿易及為替	東条	С
第	五	国際通貨協定ニ関スル問題	小栗	С

### 備考

担任主幹ハ立案順位Aニ属スルモノハ八月二十五日迄(土)  $\widehat{\pm}$ 

九月一日迄

C 九月八日迄

 $\widehat{\pm}$ 

但シ之ト異ル日限ヲ特ニ指定セルモノハ此ノ限ニアラズ 主幹又ハ課長ト連絡シ総合的ニ成案ヲ作成スルモノトス ニ必ズ其ノ成案ヲ総務迄提出スルモノトス 担任主幹ハ必要ニ応ジ其ノ所管外ノ事項ニ付テハ該所管ノ

**戦後緊急対策企画室ニ対スル指示事項** 対内関係 (三0、八、二0)

各官庁ノ機構改革 大蔵省ノ機構トノ調整方法

国有財産ニ関スル善後措置並ニ今後ノ活用方策

- 三、政府ノ保証シタル各種債務ノ処理ニ関スル対策(軍需企 業ノ債務処理ヲ含ム)
- ル対策 喪失地域ニ対スル債権ノ取立不能又ハ債務ノ支払ニ関ス
- 伴ヒ大蔵省トシテ措置スベキ事項 出来得ル限リ円滑且敏速ニ軍事上並産業上ノ復員実行ニ
- 之二伴ヒ大蔵省トシテ措置スベキ事項 軍需物資資材ヲ急速ニ民生ノ安定ノ為ニ転換スル方策及
- 大蔵省トシテ措置スベキ事項 食糧ノ徹底的増産ヲ図ル為必要トスル施策並ニ之ニ伴ヒ
- 平和産業再建ニ関スル方策
- 去ニ関スル方策並ニ之ガ為大蔵省トシテ措置スベキ事項 帰還兵、産業復員ニ依ル離職者、 戦時経済諸統制ノ運用方針ノ改変ノ具体的方式 戦災者等ノ生活不安除
- **サー、民生安定ノ為ニスル衣料及住宅問題ノ処理並ニ之ニ伴** ヒ大蔵省トシテ措置スベキ事項
- 十二、本邦撤退地域ニ在ル本邦特殊会社及銀行等ノ業務資産 **処理対策**
- 第二、対外関係
- 保障占領ノ為ノ外国軍隊駐屯ニ伴ヒ必要ナル財政金融上 措置
- 一、ポツダム宣言実施上予見セラルル各種対外財政経済問題 総括表作成

- 賠償問題
- 四 喪失領土及諸外国トノ貿易及為替政策
- 五 国際通貨協定ニ対シ本邦ノ採ルベキ態度方針
- 書込 \*1戦後緊急対策企画室
- 出所之 ガリ版刷。 大蔵省資料2五三一一六一一三。
- 就テ (未定稿) 戦後インフレニ対スル国民輿論指導方針ニ (昭和二〇年八月二四日金融局資金統制課)

戦後インフレニ対スル国民輿論指導方針ニ就テ(未定稿)

- 昭二〇、八、二四資金統制課
- 、最近ニ於テ国民全般ニ敗戦後ハインフレーションノ昻進避 及政府当局ノ興論指導方針亦インフレ防止ニ対スル国民ノ心 構ヲ強調スルノ余リ動モスレバインフレ必至ヲ裏書スルカノ ケ難シトノ気構強クーノ常識トナレル感アリ、新聞等ノ論調 印象ヲ与ヘツツアルモノノ如シ
- 論的ニ現実ヲ検討スルトキハ左ノ如ク其ノ必ズシモ然ラザルドイツノ状況ヨリ推測セル漠タル憶断ニ過ギズ、冷静且ツ理 理論的根拠ニ出ヅルモノト言フヨリハ寧ロ前大戦後ニ於ケル、右ノ如キ敗戦後インフレ不可避ノ観念ハ現実ヨリ帰納セル コトヲ知ルヲ得ベシ
- 戦後我が国民経済ニ課セラレタル負担ヲ資金計画的ニ見

- 費用()戦災ノ復旧、軍及産業ノ復員等戦争善後処置ニ要スル
- () 社会福利施設費
- (二) 公債利子

要因ノ存スルコトヲ忘ルベカラズレドモ他方ニ於テ左ノ如キインフレ抑圧、デフレ促進ノ規撤布ノ原因ニシテインフレ促進ノ要素タリ得ベシ、然等決シテ些少ニ止ラザルベク此等ハ何レモ政府資金ノ新

(イ) 失業及所得ノ減少ニ伴フ消費資金ノ減少一等日ノインノニーラボノーフェラン

労賃及運賃ノ低下

ニ依リ現在以上ノ騰貴ヲ抑制セラレ将来ハ低下ノ方向ヲ従来物価騰貴ノ根本原因ヲナセル労賃及運賃ハ左ノ事由

リルベシ

(一) 復員人口ノ圧迫

テ之ヲ引下グル作用ヲ有スルコト疑ヲ容レズヲ受クルモノナルヲ以テ労賃及運賃ノ昻騰ヲ抑制シ延軍及軍需産業ヨリノ復員人口ハ前記ノ如ク失業ノ脅威

口企業経理ノ自律性ノ恢復

消費物資供給ノ増加

トナルベシルモ反面左ノ諸事情ハ供給ヲ増加セシムル有力ナル原因ルモ反面左ノ諸事情ハ供給ヲ増加セシムル有力ナルア素ア軍駐屯将兵ノ給養等供給減少ヲ来スベキ重大ナル要素ア国民生活必需物資ハ、鮮満支ヨリノ輸入ノ不可能、連合

→ 軍及民 (防空用) 備蓄ノ解放

口 軍及軍需産業ニ向ケラレタル資材ノ民需部面へノ転

.

物資トシテ配給可能ノモノ少ナカラズ金属類、皮革、木材、アルコール用藷類等直チニ民需

① 輸送力ノ増加

**- 円滑化ハ顕著ナルベショリノ転換又ハ解放)及労務ノ豊富化等輸送力ノ恢復ヨリノ転換又ハ解放)及労務ノ豊富化等輸送力ノ恢復員ニ依ル熟練従業員ノ復帰、殊ニ小運送用具(特ニ軍軍事輸送ノ停止、空襲ニ依ル輸送機関破壊ノ終熄、復** 

は 見せなる 高います はい 世四 一農村ニ於ケル生産ノ増加

増加スベシの量的ノミナラズ質的ニモ顕著ニ豊富トナリ生産力ハーの量的ノミナラズ質的ニモ顕著ニ豊富トナリ生産力の産要素ノ豊富化ト共ニ復員人口ノ帰農ニ依リ農業労務軍用地及軍需工場用地ノ耕地化、徴用牛馬ノ解放等生

田 民需産業ニ於ケル生産ノ増加

疑ヲ容レズ ・ では、 ・ では、 ・ では、 ・ できたでは、 ・ できたが、 ・ できたがが、 ・ できたががが、 ・ できたががが、 ・ できたがが、 ・ できたが

(三) 国民生活必需物資ノ消費減少

消費増加ハ当然ナルガ如キモ左ノ如ク消費減少ヲ来スベ戦争終結ニ伴フ民心緊張ノ弛緩、消費節約強行ノ困難等

127

─ 工場鉱山ニ於ケル特配ノ不要キ事情モ亦之ヲ無視スベカラズ

口 軍隊ニ対スル給養ノ不要

対スル給養量ヲ控除スルモ尚ホ相当ノ不要量ヲ生ズベソー般国民トシテ受クベキ配給量及駐屯連合軍将兵ニ従来ノ軍隊ニ対スル給養量ヨリ軍隊ニ所属セル将兵等

防空及本土決戦用備蓄ノ不要

- 因ハ成立セザルコトトナルベキモ、其ノ結果トシテ激減セ屯軍乃至属領ニ要求スル等)前記ノ如キインフレ抑圧ノ要セシムル如キ強制労務ヲ徴発シ又ハ国内食糧ヲ無制限ニ駐ニ於テ資金計画的均衡ヲ破ル如キ巨額ヲ課シ、失業ヲ消滅無視セル法外ナル賠償ヲ課シ来ルコトアラバ(例へバ金額無 (人) 連合国側が講和ノ交渉ニ於テ我国ニ対シ経済ノ負担力ヲロ・連合国側が講和ノ交渉ニ於テ我国ニ対シ経済ノ負担力ヲ

局ヲ見ルガ如キコトハ予測スル要ナシ 活ヲ混乱ニ陥シ産業活動ヲ麻痺セシムルヲ以テ結局賠償ノ 無意味ニ懲罰セントスル感情的興奮ニ駈ラルルコトナキ限 履行ヲ不可能ナラシムベク連合国側ニシテ我国及我国民ヲ /圧迫ノミニ依り我国ノインフレーションが激発セラレ破 合理的経済的折衝ニ依り妥結セラルル条件トシテハ賠償 ルインフレーションハ我国ノ経済秩序ヲ破壊シ国民生

力ヲ確保スル為左ノ方針ヲ以テ輿論指導ヲ一段ト活発且ツ強 力ニ推進スペシ 以上ノ根拠ニ基キ政府ハインフレーション防遏ニ国民ノ協

## 一般的方針

- 涉拙劣 行ノ口実ニセント努メタル形跡スラアリ ヲ説明スルコト(国民思想ノ混迷政治力ノ貧弱、 避ケ得ベカラズシテ到来セル不可抗的現象ニ非ザルコト 一部産業家ノ妄動ヲ抑へ得ザリシコト等々) 前大戦後ニ於ケルドイツノインフレーションハ決シテ 国内ヲインフレーシヨンニシテ賠償債務不履 民心ノ離反 外交交
- ナル齟齬ヲ来ス惧アリ 食糧供給が増加スル見透ニ付テハ無準備ニ之ヲ公表スル 内経済ノ実情ヲ率直ニ説明スルコト(但シ消費物資特ニ rキハ誤レル安心感ヲ誘発シ国民耐乏生活ノ実践ニ重大 インフレ促進的要因トデフレ促進的要因トヲ対比シ国
- 農林省ニ於テハ此ノ見地ニ基キ本件方針ニ基ク

- 確立スル要アルモノトス 興論指導ト表裏一体ヲナセル国民消費生活指導方針ヲ
- (三) シ預金ヲ優遇スルコトトスル等) 入ガ認メラルルニ拘ラズ現金ヲ以テハ之ヲ為シ得ザルコ ル為ニハ預金振替ノ方法ニ依レバ住宅ノ復興、 民ニ示現スルコト(例へバ思惑的ナル預金引出ヲ防止ス ル行為が結局不得策ニ帰スルコトヲ具体的施策ニ依リ国 ヲ抽象的ニ宣伝スルニ止マラズ国民各個ニトリテモ斯カ インフレ見越ノ思惑行為ガ国策ニ反スルモノナルコト **トシ又ハ将来通貨価値安定ノ措置ヲ講ズル際現金ニ比** 衣類ノ購

## 個々ノ事項ニ関スル方針

- 預金ノ払戻ヲ停止又ハ制限スルコトハ絶対ニ之ヲ為サ ルコトニ関シ
- 現在迄政府ノ輿論指導方針ハ単ニ之ヲ為サザル旨ヲ強調 スルノミニテ其ノ根拠ハ必ズシモ明カニセラレザル嫌ア
- 見透ノ下ニ臨時ノ措置ヲ執リ得タル事態ト根本的ニ相 活動が凍結セラレタル儘近キ将来ニ於テ再ビ解除セラ 異シー旦モラトリアムヲ実施スルニ於テハ国内ノ経済 ルル見込ナキコト 一定時間ノ経過ニ依り従前ノ経済状態ニ復帰シ得べキ 今回ノ事態ハ関東大震災、 昭和二年金融恐慌ノ如ク
- 連合軍ノ進駐、賠償ノ履行等我方ノミニテ適確ナル

済ヲ仮死状態ニ陥ラシムルコトハ決シテ策ヲ得タルモ 超エタル重大事件ガ将来ニ山積スルヲ以テ今日我ガ経 見透ヲ樹テ之ニ基キ自主的ニ対策ヲ実施シ得ル範囲ヲ ノニ非ザルコト

用スペキヲ以テ如何ニインフレ防遏ニ努力スルモ無駄ナ ルベシトノ議論ニ関シ 連合国側ハ国内ニ於テ駐屯軍ノ費用支弁ノ為軍票ヲ使

左ノ如ク斯カル議論ノ合理的根拠ナキコトヲ明カニスル

- ヲ要ス 我国ハ尚ホ主権ヲ保持シ連合国側ト正当ノ交渉ヲ為
- シ得ルモノナルヲ以テ軍票使用ハ抑制スル様主張ニ努 ムルハ勿論ナルノミナラズ其ノ主張ニハ適確ナル根拠
- テ何等経費調達上ノ不便ナキコト 程度ノ駐屯軍ノ為ニハ軍票ヲ使用セザルモ日銀券ヲ以 ル場合ニ始メテ其ノ実益アルベク、現在予見セラルル 軍票使用ハ連合国側ノ大軍が我が全土ニ亘り駐屯ス
- 不利ハ単ナル感情的満足ノ代償トシテハ余リニ高価ナ 動ノ麻痺ヲ来シテ賠償履行ヲ不可能ナラシムベク其ノ ニハ何等利益スル処ナク寧ロ経済秩序ノ混乱、産業活 ルモ之ニ依リ連合国ハ日本国民ヲ苦シメタリトスル外 仮ニ軍票ヲ使用シテ国内経済ヲ混乱ニ陥シタリトス

出注 津島寿一大蔵大臣ファイル所収。タイプ打ち、 大蔵省資料2五三一一六一一〇。

## 大蔵大臣答弁(案) (昭和二〇年八月二九日)

大蔵大臣答弁(案)

御質問に対しまして、 唯今○○議員の「戦後に処すべきインフレ対策如何」と謂ふ 聊か所見を申述べます。 (昭和二〇、 八、二九)

課題なりと信ずるのであります。 こそ我国戦後財政に課せられた最も重大にして且最も緊切なる るのでありまするが、私は就中、悪性インフレーションの防止 に於ても諸般の重要問題は山積し、速急なる解決に迫られて居 **今や肇国以来嘗て無き難局に直面致しまして、財政経済の面** 

フレ的現象が浸潤致して居りますことは否み難い事実でありま 現在の我国の経済情勢を観まするに、各方面に於て相当イン

観を許さざるものがあるのであります。 すことは看過し得ぬ所でありまして、 たる如くインフレーションの素地の漸く醸成せられつつありま ありまするが、併し乍ら過般広瀬前大蔵大臣の警告せられまし した賜として、通貨並に物価の状態は幸に今日在るを得たので 各分野に於て奉公の誠を竭し以て経済戦の完遂に邁進せられま 戦時中に於ては一億国民勤労を励み消費を節し納税に貯蓄に 状勢の趨く処必ず 日本銀行券の発行高に

るに至つたのであります。 れるのでありまして大詔渙発の当日現在に於て三百億円を超ゆ 最近の増加の趨勢は相当顕著なるものが認めら

見る如くであります。 切なる措置を講じたる場合に於ては其の禍害より免れ、 速に適切なる対策を樹立し、之を果敢に実行するの必要が生ず らず、 せられ、 るのであります。 等のインフレ阻止の諸要素にのみ依拠することなく想を新にし あらずして、 でありまして、 があります。 併し乍ら戦争終結と共に事態は一転致します。茲に従来の此 し場合に於ては両三年を経て遂に国家経済の破綻を招けるこ 前世界大戦後のドイツ、フランス其の他の欧州諸国の例に し乍ら真にインフレの結果の恐るべきものは、 之が表面に顕現することは万々認められぬのであります。 インフレの潜在的原因は内面的に進攻致しますにも拘 戦時中に於きましては何と申しましても国民の緊張 国民の意識は只管戦勝の一途に向けられて居るの 寧ろ戦争終結後に現はれるものと考へられるので 此の戦時意識の基礎の上に、戦時諸施策は推進 之を過去の事実に徴しましても、 戦時中には 戦後直に適 然らざ

ると存ずるのであります。 に想到致しますならば、 は極めて深刻であります。 して居るのでありまして、 勿論戦災其の他の影響に依り、我国経済各界の蒙りたる影響 我国経済の苦難は愈々加重せられて参 経済も亦正に未曾有の難局に直面致 而して戦後処理、賠償等今後の事態 一歩此の運営を誤らんか、 経済の崩

悪性インフレとも相成るべき重大なる局面と存ずるのであ

戦時中に傾注せられました努力にも増して猶一層の熱意と精力 あります。 とを此のインフレ防止の為に傾けられんことを切望する次第で れても、此の際政府に対する全幅の援助を吝まるることなく 全力を尽してインフレ防止に当る決心であります。 各位に於か 身の誠を致さねばならぬ秋であります。今後私と致しましても を結集発揮して、 の為には、今こそ一億国民は戦争に捧げたあの努力以上のもの 我々に課せられた歴史的使命であります。而して此の使命遂行 経済の秩序を維持し、新生日本の基底を確立することは戦後 然し乍ら何としても此の難局を切抜け、 生産に努め、 消費を節し、 インフレを防遏し、 生産に、 貯蓄に渾

生の発足点を画すべき重大なる時機に際会し、 ありまして斯くの如くならば、必ずや所期の効果を達成し得る 想に立ち迅速果敢、断々乎として施策を進め度いと存ずるので なるを想ひ、渾身の努力を傾けて事に処し度いと存ずるのであ 私は神州の不滅を信じます。此の信念の下、 の段階に入つたのであります。 ことを確く信じて疑はぬ次第であります。 戦争の終結を契機として時局は一転致しました。新日本建設 過去の経緯等を一擲し、 今次の戦争の結末如何に拘らず、 全く新なる観点、 私は謂はば皇国再 其の使命の重要 新なる構

斯る観点より致しまして、 今後に於ける施策の重点は、

何と云つても、 済の秩序維持に貢献し、 定に置かるべきものと信ずるのであります。之延ては社会及経 ふ所以であります。 衣の補塡、住の再建、食の充実等国民生活の安 国民経済の速なる再建復興の根底を培

揚し、 まして、 は如何なる艱苦にも堪へ得る底力を培養し得るに至る訳であり 配給と相俟ちまして、 ます 之等国民生活の必需物資の増産が達成せられ、其の適実なる 熱誠以て国家の再建に挺身することを期待し得るのであ 国民は進んで経済の秩序を遵奉し、勤労精神を発揮昻 其の確保が可能となりますならば、 国民

に斯る方向に指向せらるべきであります。資金の放出に付きま つてこれこそインフレ防止の最も効果的なる方法となるべきこ 其の資金の放出は決してインフレの原因たることなく、否、却 る使用に依りまして、 生産及供給の確保に寄与致しますならば とを信ずるのであります。 しても、之が生活物資生産等民生安定に貢献し、 従ひまして、 我国財政経済の運営に関し財力も資力も重点的 其の効果的な

あり、 論であり、 的なる緊縮主義を以て臨みつつある次第であります。 を専ら民生の安定に指向し不要不急の施設に対しましては絶対 したのでありますがこの際戦時的施策の根本的切替を行び重点 政府予算の処理にあたりましてもこの方針に依るべきこと勿 昭和二十一年度予算に付ては過般その編成方針を決定致 昭和二十年度予算に付ては目下実行計画を作案中で

> 租税並に貯蓄政策に関しましては、 図る方針であります。 として重要であることに付ては申す迄もない所でありまして、 インフレ防止の観点より致しまして、資金吸収の問題が依然 今後共之が強力なる推進を

ますがこれが具体的措置に付ては慎重考究を致し度いと存じま 此の際租税政策の充実強化を図るの要ありと存ずる次第であり して、租税が一層其の重要性を加へて参りましたことに鑑み、 ンを防止することが緊急の必要として要請せられるのでありま の需要を充足し、又浮動購買力を吸収して悪性インフレーショ 租税に関しましては、之に依り今後益々巨額に達すべき国庫

府に於きましては、前に申し述べました如く、 力なる推進展開を要するのであります 素質実なる生活に甘んじつつ戦時に倍加せる国民貯蓄運動の強 苦の生活が横たはつて居るのでありまして、 族再建の大業を成就する為には前途には尚久しきに亘る耐乏忍 賠償等対外関係に於ける国民負担の将来を洞察致しますれば民 態に復するかの如く考へるのは誤りであります。戦災の復興 勿論でありまするが、今速急に此等民需物資の供給が戦前の常 国民貯蓄の必要に付ては、今日より急なるはありません。 生活必需品の増産と其の円滑なる配給に鋭意努力を致すは 節約を旨とし租税負担の重きに任ずるのみならず、 国民は猶一層勤労 極力食糧品を始

併し乍ら戦争終結に伴ひ国民生活の基本的条件、 国民所得の

の展開に当りましても、 分布状況等は一変致したのでありますから、 て行き度いと存ずるのであります。 新なる構想の下に、 其の方策を樹立し 此の国民貯蓄運動

であります。又其の必要ありとも考へぬのであります。 ざる方針でありまして、 でありますが、 に於きまして、 とは刻下最も緊要なることと考へて居ります。 貯蓄吸収の基盤と致しまして、預貯金等の安全を確保するこ 支払制限所謂モラトリウムの如き絶対に実施せ 今後に於ても絶対に其の方針は変更せざる心算 今日迄機会ある毎に声明致して居るの 従ひまして政府

静を保ちつつ経過致して居るのであります。 められた地方もあつたのでありまするが、 現に金融市場の状況は概ね平穏に推移しつつあるのでありま 数日にして殆んど平常に近き状態に復帰し、 去る八月十五日大詔渙発に際し若十預金引出の傾向が認 其の後漸次鎮静に向 引続き大体平

を為しつつある次第であります。 以外に於ても払戻を受け得べき制度を拡充する等充分なる配慮 其の他貯蓄推進の為預金者の保護に関しては、 預入金融機関

き機能は洵に重要なるものがあります。 尚インフレーション阻止の点に関しまして、 金融制度の果す

や否やは今後に於ける経済復興、 と しても金融機関の任務は今後更に重要性を加ふる次第でありま 預貯金の吸収、 此の金融機関更に広く金融機構の運営活動の適正を得る 融資、或は保険制度運営等孰れの面に於きま 民生安定、 経済秩序の維持に

> 拡張、 現金使用の節約を図る為の方策、戦争保険金の支払方法等に関 於きましては之が要員の充実を期する外、 る次第であります。 るのでありまして、 に関する各般の制度を整備し、現金通貨使用の節約を期して居 関し重大なる関連を有するものであります。 し現状に即したる対策等を実施すべく目下具体案を急ぎつつあ 預金小切手の利用の促進、軍人、軍属並に会社の役員、 労務者等の退職賞与金の定期預金証書に依る支給等金融 尚事業会社相互間の債権債務の決済等に付 預貯金の各店払制の

まして戦後に処すべき我国の為替政策如何が重大なる影響を及 ぼすことは申す迄もありません。私は最も慎重なる態度を以て 之は国際経済に通ずるものがあるのであります。此の点に関し であります。インフレーションの問題と致しましても、直ちに 広く国際的視野に於て適時適切なる対策を講ずる必要があるの の財政経済の運営に当りましては、為替にもあれ、通貨にもあ なる連関を生ずるに至ることとなります。従ひまして今後我国 であります。我国も再び国際交通の一環として世界経済と緊密 この問題に臨みたいと存じます。 戦時に際し東亜共栄圏各域を除くの外一般に杜絶の状態にあ ました国際関係は戦後再び復活を見ることが予想致されるの 将又一般経済問題にもあれ、単り国内問題たるに止らず

響を齎すものでありまして、 賠償金の支払は今後の帝国財政金融の運営上最も重大なる影 インフレ対策の上からも極めて重

明すると共に其の招来すべき国内経済上の影響に対しては総力 見ましたる以上は万難を排し之が実行に当り外信義を世界に表 説くべきは説き、 免れないのであります。 国の協力を失ひまする今後の帝国と致しましては戦災の影響を 確保せねばならぬと存じるのであります。 を挙げて徹底せる対策を樹立実行し以て国内経済運行の円滑を があるかと存ずるのであります。併し乍ら一旦負担額の決定を 邦輸出力の増進を図る為クレヂツトの供給をも要望するの必要 も考慮致しまするときは、 対処致す所存であります。素より朝鮮、台湾等を喪失し、満州 解ある態度を要請する心算でありまして場合に依りましては本 尽すべきは尽し、 政府と致しましては、全力を挙げて之に 従つて賠償負担の決定に当りましては 賠償金支払能力は極めて微弱なるを 出来得る限り連合国側の理

荆棘の途を切拓いて日本民族再建の偉業を達成せらるべきを確 信するのであります。 のとは予期出来ないのであります。併し乍ら此の重圧に耐へ抜 りませうし、 くことが皇国再建の唯一の途であり、新日本建設の為の絶対の 勿論賠償の額たるや決して僅少なるものでは有り得ないであ 国民生活に負荷せられる負担も決して生易しいも 私は、 我が同胞諸君が勇奮敢闘、必ずや此の

と謂ふことであります。 せられましたるに拘らず、 特に希望して已まぬことは、真の官民一体化 此の点に関しましては、従来屢々提唱 未だ十全とは謂ひ得なかった様であ

> 官民一体となつて、共に苦しみ、共に悩み、共に励し合つて此りまして、今後に於きましては、官民協力の体制の下に、真に の難局を乗り切りたいと存ずるのであります

であります。而して共々にインフレ防止の為に勇断以て邁進致 想、新しき意見、 間の智囊を動員致しまして施策の遂行に遺憾なきを期して居る 込んで行き度い考であります。此のインフレーション対策に付 のでありまして、 きましても、 上る協力に依り、企業家等の創意工夫を全幅的に施策の中に織 し度いと存ずるのであります。 政府と致しましては今後民間当業者、経済団体等の真の盛り 去る八月二十八日臨時通貨対策委員会を設置し民 潑剌たる論議の活発なる展開を待望致す次第 政府と致しましては、民間に於ける新しき構

出所 注 第八八回帝国議会用資料。タイプ打ち 大蔵省資料2五三一一六一一〇

日綜合計画局戦時物価部資料) 価格統制方式ノ検討(メモ)(昭和二〇年八月三

法規ニ依り義務ヅケル統制ヲ指称スルモノデアリ現行法規デ ハ総動員法第十九条ニ根拠スル価格等統制令等ニ依ル統制ヲ 価格統制トハ個々ノ物資ニ付最高価額ヲ設定シ之ガ遵守ヲ 価格統制方式ノ検討(メモ)二〇、 八三

註) 他ノ法令ニ於テモ事業統制等ノ目的ヨリ価格等ニ付

現行価格統制ノ方式ニ付テ一般的ニ指摘サレル点ハ 価格ソレ自体ノ統制ノ目的トスルモノデハナイト云ヘル ラレテヰル。尚暴利行為等ノ取締ハ暴利ヲ齎ラスベキ価 テ遵守スベキコトハ価格等統制令ニ依り初メテ義務付ケ 格ヲ取締ルコトニ依リ結果的ニ価格統制ノ役割ヲ果スガ 統制ヲ行フ場合ガアルガ当事者ニ於テ之ヲ最高価額トシ

- 公定制協定制等ノ統制方式ノ複雑ニシテ強力性ナキコト 依り殆ド凡ユル物資等ニ亙り統制ノ網ヲ拡ゲテヰルコト又 官治統制ノ色彩が強イコト即チ価格等ノ公定制ノ統制ノ 統制が広汎且複雑多岐ニ亙ツテヰルコト即チ停止額制ニ
- 制価格ハ徒ナル名目的価格ニ堕シテヰルトノ非難ガ強イ 中軸トシテ運用シテヰルコト ノ二点ニ要約サレルト思フガシカモ統制ノ効果ハ挙ラズ統
- 格統制ノ権威特ニ公定価格ノ権威ハ失ハレテシマツテヰル 消費者ノ立場カラハ闇価格ト イフコトが殆ど 常識化シ価
- ニ於テ認メラレルトコロデアルガ、 レテヰル為生産出廻が阻害サレテヰルコト 生産者ノ立場カラハ生産ノ実情ヲ無視シタ価格が設ケラ 之ニ対処スル方向トシ
- 付テハ価格統制ハ必要デアルガコノ場合ハ斯ル物資ノ配給 価格ノ安定ヲ可及的ニ確保セネバナラヌ或ル種ノ物資ニ

- 価格が生産ノ実情ト遊離セヌ様ニスル必要がアル 置が伴ハネバナラヌト共ニ生産面ニ於テハ其ノ統制価格デ コスト割レニナラヌ様生産所要ノ資材等ニ付面倒ヲ見テヤ トイフトキニハ価格改訂ヲ迅速ニ処理スルコトトシカクテ ル必要ガアリシカモ尚生産ノ実情ガ其ノ価格デ引キ合ハヌ 余地ヲ無クス措
- 度ノ価格ノ安定が期待出来ルモノモアル キ勿論云ハレナクナルデアラウシ又需給ノ関係カラハ或程 情ニ即シタモノトスルモ差支ナキ場合ガアル而シテコノ場 フコトハ不可能デモアリ不必要デモアル即チ或ル種ノ物資 合ハ闇ノ存在トイフコトモ生産ノ実情トノ遊離トイフゴト ニ付テハ寧ロ価格統制ヲ緩和乃至撤廃シテ価格ノ需給ノ実 シカシ右ノ如キコトヲ個々ノ物資等ニ付テ凡テニ亙リ行

# 新事態ニ即シタ価格統制ノ方向ハ

- 要デアル 制ハ可能デアルシ又統制ノ効果ヲ期待スル意味ニ於テモ必 状況デハー部ニ統制ヲ緩和スルコトハ全体ノ統制ヲ破壊ス ル結果ヲ招ク虞レガアツタガ終戦後ニ於テハ斯ル重点的統 ノニ集中スルコトデアル従来ノ如キ資材、 先ツ統制ノ範囲ヲ従来ノ如キ広汎ナモノカラ重点的ナモ 労務等ノ窮屈ナ
- トナツテ統制ノ効果ヲ期待スルコトデアル即チ最高額ノ設 ノカラ思ヒ切ツテ自治的色彩ノ強イモノニ移行シ官民一体 次ニハ価格統制ノ仕方ヲ従来ノ如ク官治的色彩ノ強イモ

設定シ且之ヲ守ルトイフヤウナ行キ方ニスル 定モ可及的ニ民間ノ団体等ニ委シ民間ノ責任ニ於テ価格ヲ 心理的ニハ民間ノ自主的統制トイフコト ノ前進官僚ノ 之ニ依り

高圧的統制ノ後退トイフコトが齎ラサレ 事務的ニモ相当ニ信頼シ得又能力アル民間団体ナラバ

迅速適切ナ統制ノ効果ヲ期待シ得ルデアラウ

- 来ルシ又或ル種ノ物資等ニ付テハ価格ノ統制モ相当ニ緩制ト表裏シテ之ヲシツカリシタモノニ運用スルコトモ出 考ヘラレル 和シテ供給ノ増加モ期待スルトイツタ様ナ幅広イ運用ガ 価格ノ昻騰ヲ抑止スルトイフ建前カラ生産乃至配給ノ統 イフ点デアルガ此ノ点ハ或ル種ノ物資等ニ付テ飽ク迄 問題ハ実質的ナ問題即チ価格ガルーズニナリハセヌカ
- 以上ノ方向カラ考ヘルト価格統制ノ仕方ハ次ノ様ナ形と 利ノ取締ト云フ方法デ支ヘル様ニスルコトガ考ヘラレル サセテ不当ニ価格高ヲ招来セヌ様ニ指導シ最後ノ一線ハ暴 ソシテ価格ノ統制ヲ行ハヌ場合ニモ可及的ニ業者ニ自粛
- (-)(非統制価格) トニ大別シ 先ヅ価格ヲ統制スルモノト (統制価格) 統制セヌモノト
- 統制スル場合ニハ統制額ノ設定ヲ
- 民間団体等が行フ場合(自治価格) 行政官庁が行フ場合(公定価格)

- 統制ヲ行ハヌ場合ニモ
- 出来ルダケ業者ノ自治統制ヲ指導スル場合
- 放任スルモノ
- $(\Box)$ 右ノ方式ヲ更ニ統制ノ強弱ト云フ点カラ考へテミルト
- ノデアリ又行ハレネバナラヌ 公定価格ハソノ設定ガキツチリト適正ニ行ハレ得ルモ
- デモ仮リニ指称スル)或程度ハ緩和シテモ差支ナイモノ 行ハレ得ルシ又行ハレナケレバナラヌモノト 自治価格ニ付テハ公定価格ト同様ニキツチリト適正ニ (第二種) トガアラウ (第一種ト
- ヲ可トスル場合(第一種)ト放任サレル場合トガアル 非統制価格デモ自治的ナ統制ガ行ヒ得ル場合デ且行フ

右ヲ分類表ニシテ見ルト

公定価格

統 第一種自治価格

統制強シ

(第二種自治価格

第一種非統制価格 統制弱シ

非統制 (第二種非統制価格

右ノ如キ統制方式ヲ現行ノ統制方式ト対比スルトキ

停止額制ハ廃止スル必要ガアルコト

協定額制ハ停止代行額トシテノ意義ヲ廃シ現行ノ公定

- ヤウニ切り換へ之ニ相当幅広イ運用ヲ行フコト シテノ意義ヲ持ツ
- 公定額制ハ存置スルガ之ハ必要最少限度ニ止メル必要
- ニ依ルカ自治ニ依ルカ自治ニ依ル場合ハ緩和スルノカ否カ等 、問題デアル 以上ノ如キ価格統制方式ノ具体的ナ運営即チ如何ナル物資 / 価格ヲ統制スルカ或ハ放任スルカ又統制スルトシテ公定
- フ点カラ考へル 価格ヲ統制スルカ否カハ価格安定ノ必要性ノ可能性ト云
- 統制ハ望ミ得ナイ 制ノ必要ガアリ又カカル需給統制ガ行ハレナクテハ価格 対ニ或程度確保セネバナラヌニモ拘ラズ供給ニ限度ガア ル為相当高度ノ需給統制ヲ行フ必要ガアル物資ハ価格統 生計費ニ対スル影響大ナル物資デシカモ其ノ需要ハ絶
- 其ノ価格モ或程度放任シテモヨイト考へラレル 適当ノ処ニ納マルト考ヘラレルモノト需給統制ハ緩和シ 支ナイモノト考ヘラレルガ又ハ需給ノ弾力性強ク価格ハ 生計費ニ対スル影響少ク多少ノ価格高ヲ来タシテモ差
- 格又ハ第一種非統制価格デアラウ 価格デアリ或程度緩和シタ統制ヲ行フ場合ハ第二種自治価 而シテ相当ニ高度ノ統制ヲスル場合ハ公定又ハ第一種自治
- 価格統制ヲ公定ニ依リ行フカ民間団体等ノ自治ニ依リ行

- ヘラレル フカハ統制ノ応機的ナ効果、 心理的効果ト云フコトカラ考
- ラヌ 確保スルコト及設定ニ任ズル業者団体等が信頼度高キモ 自治ニ委スルトキハ可成り応機性が保タレル デハドウシテモ迅速性ヲ欠キ実情ヲ失スル憾ミガアルガ 要トスル場合ニハ物資ノ生産乃至配給ノ面ヲシツカリト ノナルコトヲ条件トシテ適正ナル価格形成ヲ期セネバナ /価格安定 / 必要トイフコトト睨ミ合セ高度 / 統制ヲ必 応機的効果トイフ点カラ考へルト価格公定ト云フ方式 但シ前記
- 心理的効果トイフ点カラ考へルト
- スル方ガヨイ ヲ定メルノが困難ナモノモアラウ カカルモノハ公定 待出来ル 格トイフコトデ之ヲ守ル責任ニモ自ラ異ツタ気持ガ期 カトイフ点デモ気持ニ相違がアラウシ又自ラ定メタ価 方が例へバ改訂ニシテモ陳情トイフ形ヲ採ルカ採ラヌ 生産者ノ立場カラハ公定トイフ形ヨリモ自治ノ形ノ シカシ事務的ニ又ハ政治的ニ民間デハ価格
- 当ナル価格が定メラレテイレバソレデヨイノデアラウ ツテヰル方ガ安心スル場合モアラウ ガモノニ依テハ「国家ガ定メタ価格」トイフ看板ガ懸 消費者ノ立場カラハ要スルニ生活ヲ脅威スル如キ不
- **書**込 1谷村調査官稿。

大蔵省資料2五〇五一七

## 策企画室資料 食糧ノ増産及確保ニ関スル方策(戦後緊急対

食糧ノ増産及確保ニ関スル方策

然レトモ現在ノ食糧配給量ハ極度ニ少ク極力之ガ増配ヲ図 需要ニ応ズルコトハ頗ル困難ナリ。 窮屈トナルノミナラズ今後ニ於ケル人口ノ自然増加ヲ考慮ス 軍復員ノ進捗、居留民ノ帰国等ニ伴ヒ本邦食糧事情ハ著シク ルトキハ凡有方策ヲ講ジ主要食糧ノ増産ヲ図ルトスルモ之ガ

ハ焦眉ノ急ナルヲ以テ応急的措置トシテ

- 肥料ノ増産、 転換可能ナル土地ノ一切ヲ挙ゲテ農耕地化スルコト 土地ノ改良、 裏作ノ奨励等農業ノ集約化ヲ
- 一層強化スルコト 従来ノ米作中心主義ニ修正ヲ加へ藷作へノ徹底的転換ヲ
- **二重点ヲ置キ直ニ之ヲ強行スルモノトシ尚不足スル見込量ニ** 行ヒ主要食糧ノ画期的増産ヲ期スルコト 水産等ノ再興ヲ奨励シ動物質食糧ノ確保ヲ図ルコト
- 尚恒久的対策トシテハ右ノ諸施策ヲ継続実施スルハ勿論特ニ 付テハ輸入ノ途ヲ講スルノ外ナシ。 北海道ニ重点ヲ置キ耕地面積ノ絶対増加ヲ図リ以テ国内食糧

充実上ニ於テモ支障アリト認メラルルヲ以テ之ヲ目標トスル キモノトス。然レトモ我国経済資源及人口ノ状況ニ鑑ミ食糧 担ノ軽減ヲ図ルト共ニ国民ノ完全就業ノ遂行ニ寄与セシムベ ヲ増産シ輸入所要量ヲ可及的ニ減少セシメ国際収支上支払負 ノ自給自足ノ完遂ハ到底困難ナルノミナラズ我国経済国力ノ ハ再考ノ余地ヲ存ス。

価格ノ関係ニ考慮シ適実ナル価格対策ヲ講ズルノ要アルモノ 結果今後食糧ノ生産費ハ漸次昻騰スベキヲ以テ輸入食糧トノ 又食糧ノ国内増産ヲ図ル場合土地減収ノ法則ニ支配セラルル

### 第二 主要食糧ノ増産

## 一、耕地ノ増加

略) 農業集約化ノ徹底

### 三、 略) 其ノ他

略 副食糧ノ増産

### 第四 食糧ノ確保

輸入ノ確保

段トシテ貴重品、 今年度最低三、 〇〇〇千屯程度ノ輸入ヲ確保ス之ガ支払手 美術品等ヲ動員ス。

供出ノ強化

- 施策ヲ講ズルモノトシ之ガ為 農民ノ供出意欲ノ減退防止ニ付物心凡有ユル方面ヨリ
- 新シキ供出精神ノ徹底ヲ図ル。
- 下等ニ供出上ノ配慮ヲ加フ。 化学肥料ノ配給、農機具ノ供給又ハ修繕、軍馬ノ払
- 資トシテ活用スルコトヲ考慮ス。 衣料 地下足袋、 酒 煙草、塩等ヲ供出上ノ見返物
- 雑穀類ノ作付反別ヲモ考慮シツツ決定スル様配意スルモ トス。 供出数量ハ単ニ主要食糧ノ作付反別等ニ依ルコトナク

## 配給ノ適正化

- る。 世帯人口ノ常時調査ヲ励行シ幽霊人口ヲ徹底的ニ整理
- (=) 未利用資源ノ活用 職域配給ノ範囲ヲ可及的廃止縮少ス

(略

五 酒 味噌、 醬油原料ノ節約

略)

粉食ノ奨励

搗精ノ励行ト完全咀嚼

(略)

略) 家庭農園ノ指道

加二関スル諸施策ヲ強力ニ推進スルヲ以テ根本トス。

出所 作成は昭和二〇年八月末と推定(資料・ 大蔵省資料2五三一-六-一 6参照)。ガリ版刷。

穀ノ一部ヲ主要食糧ニ混配スルノ余儀ナキニ至レリ。

昭和十九年五、四五〇千石ト急激ニ減少シ遂ニ昭和十

〇〇〇千屯程度ヲ輸入シ来リシ満州雑

昭和二十年ニ於テハ七月迄ノ朝鮮米及台湾米ノ移入量ハ

五七〇千石(外米ノ輸入ナシ)ニ過ギズ。幸ヒ満州雑

穀ハ其ノ繰上輸入ニ依リ前年ニ比シニ五〇千屯程度ヲ増送

尚遠ク絶対量ノ不足ヲ補フニ至ラズ本年七月

以降実施ノ主食一割減ヲ持続シ、且終戦ニ伴フ作戦用集積

労務者特配ノ廃止等各種ノ措置ヲ実行シ漸ク

経済問題処理ニ関スル大局的綜合計画ノ立案方式 九

 $\frac{1}{0}$ 

態ヲ生ズルノ虞十分ナリトス。 出停止ノ情況ニアリ。此ノ儘ニシテ推移センカ由々シキ事欲ハ頓ニ低下シ、昨今ニ於ケル地方ノ情勢ニ見ルニ殆ド供 欲ハ頓ニ低下シ、 得ベクモアラズ。他面連合軍ノ進駐ニ伴ヒ多少共食糧負担 コトハ明ナリ。 増産ヲ敢行スルニ非ザレバ明年端境期ニ於テ空間ヲ生ズル 欠陥アルノミナラズ外地及満州ヨリノ輸移入ハ到底期待シ 需要ノ増加ハ必至ナリ。 増加ヲ予見シ置クハ当然ナルベク、又軍復員ノ進捗ニ伴 尚憂フベキハ事態急変ニ伴ヒ農民ノ供出意 従テ春麦及藷類ニ於テ画期的ノ

食糧特ニ主要食糧ノ増産

食糧特ニ主要食糧ノ増産ニ付テハ特ニー発必中ノ妙策アルコ 結局従来ヨリ施設セル耕地面積ノ増加単位収量ノ増

> 案方式 (昭和二〇年九月一一日) 経済問題処理ニ関スル大局的綜合計画ノ立

綜合計画ノ必要

若シ夫昭和二十一年ニ至リテハ既ニ収穫見込ニ於テ相当ノ

当面ノ辻褄ヲ合セ得ルニ過ギザル状況ニアリ。

米ヲ吐出シ、

ン得タルモ、

ネバナラナイ、 得ルモノデアルコトハ勿論、忍苦耐乏ノ生活ヲ国民ニ納得セシ 立ツ合理的ニシテ明快ナル理由付ケヲ伴ツテ始メテ円滑ヲ期シ 領軍交渉ガ、今後我が国ノ進ムベキ進路ノ明確ナル認識ノ上ニ レ抑制モ可デアルガ之等ノコトヲ各省ガバラバラニ手ヲ着ケタ 為スコトハ決シテ力強キ具体策ニハ纒ツテ来ナイ、集団帰農モ 業立国ヲ説キ商工大臣ハ工業立国ヲ説イテヰルヨウデハ政府ノ 大局的綜合的ニ確立シタモノデナケレバナラヌ、農林大臣ハ農 未曾有ノ時局ニ処スルニ当ツテハ政府ノ諸計画ハ何ヨリモ先ヅ ムル為ニモ政府ハ単一ニシテ凡テヲ包擁スル構想ヲ持ツテ居ラ **ノデハ単ニ効果が上ラヌノミナラズ寧ロ弊害ヲ増長スル、対占** 戦災都市復興モ可、供出奨励モ可、民需転換モ可、インフ 大局的綜合計画ノ必要ナルコト今日ノ如キハ無

## 最近ノ食糧事情 食糧ノ増産及確保ニ関スル方策

- 近ニ於テ豊作ト認メラレシハ昭和十四年(六八、 〇〇〇千石ヲ割ルニ非ズヤト憂慮セラル。実ニ昭和九年(五 ル処屢次ノ台風ニ依ル被害ハ相当甚大ニシテ恐ラク五〇、 〇〇〇千石程度ト予想セラレ其ノ後一時相当回復シ居リタ 激ニ悪化シ昭和十九年五七、八二〇千石、更ニ本年ハ天候 八八〇千石)ハ大体平年作ヲ維持シ得タルモ爾後事態ハ急 ザリシ頃タリシトニ因ルモノニシテ、昭和十八年(六二、 高温ニ恵マレタルト肥料及労力ノ事情未ダ比較的窮屈ナラ 石)及昭和十七年(六六、七七〇千石)ナリ孰レモ異常ノ /不順ト肥料及労力ノ極端ナル不足トニ災セラレ大体五二 我国稲作ノ平年作ハ大体六二、〇〇〇千石程度ニシテ最 八四〇千石) ノ凶作年ニモ及バザル作柄見込ト云フベ 九六〇千
- 而シテ其ノ後戦局ノ逼迫ト輸送力ノ減耗トニ基キ右補塡量 和十六年ニ於テハ一五、〇〇〇千石、昭和十七年ニ於テハ 个足ヲ告ゲ之ヲ他ニ仰ガザルヲ得ザル実情ニアリ。 我国食糧事情ハ平年作ニシテ尚一五、〇〇〇千石以上ノ 六八〇千石ヲ朝鮮台湾及南方ヨリノ輸移入ニ俟テリ 〇四〇千石(朝鮮凶作ノ為同米ノ移入ナ

料 140

稍狭キ部面ニー例ヲ採ツテ見レバ ヲ意味スルモノデハナイカラデアル

「今後ノインフレ処理ハ資金放出抑制、貯蓄奨励等ノ月並ナル 手段ヲ以テ対処シ得ルモノナリヤ否ヤ、若シ然ラズトセバ物 強度如何」 価引上カ、預金、 ル増税一本槍力、 公債其他購買力ノカツトカ、 或ハ若シ之等ノ併用ニ行クトスレバ夫等ノ 乃至画期的ナ

決定」アツテコソ凡百ノ通貨金融施策立案が可能ニナツテ来ル 他ノ一例ヲ挙ゲレバ **ガ必ラズシモ長期ノ研究ヲ必要トシナイ、而シテ此ノ「方向ノ** デアツテ、ソレガ為ニハ因ヨリ若干ノ基礎的資料ヲ必要トスル 『云フ方向決定ノ問題ハ識者ノ見識ニョツテ裁断サルベキモノ

恵ヲ哀願スルノ他途ハナイト云フノが動カシ難イ大原則デア「今後ノ食糧ハ絶対不足ナルガ故ニ占領軍ニ対シ外米輸入ノ恩 ルノカ或ハ他ニ策ガアルノカ、 又若シ哀願シテ聴カレザル場

ノデアツテ、資料不充分ノ故ニ之ヲ遷延スルコト 根本進路決定ニ付テハ資料モ資料乍ラ問題ハ即決ヲ要スルモ 而シテ此ノ「方向決定」ノ上ニコソ凡テノ政策が生キテ ハ絶対ニ許サ

テハ固ヨリ其ノ困難ナル故ヲ以テ之ヲ回避スルコトハ出来ナイ 謂フ所ノ綜合計画トハ畢竟スルニ此ノ如キ諮問、 ミ得ラルベキ性質ノモノデアル 而シテ此等ノ回答ハ事態ヲ全体トシテ綜合的ニ眺メタトキニノ 一個ノ統一体ニ組上ゲラレタモノニ外ナラナイ以上、政府トシ 直面スル多クノ岐路ニ対スルー連ノ回答集デアツテ、 即チ、 ソレ等が 我国ノ

## 三、立案ノ筋道

遮断サレタル渉外関係ト云フ新事態ハ実質的ニ何ヲ意味スルモ狭メラレタル国土、失ハレタル資源、破壊セラレタル生産力、 其ノ第一ハ 三八、 困難ニシテ速ヤカナルコトヲ要スル上記ノ如キ綜合計画ノ立案 然シー定ノ筋道ヲ立テテ進ムコトガ肝要デアル 「経済基盤ノ研究」デアル 之等ノ

事柄ガ我ガ国ノ「経済基盤」デアル、私見ニヨレバ此ノ基盤ハ 其ノ第二ハ「経済基本構造ノ研究」デアル 此ノ認識ヲ欠ク凡テノ構想ハ空想ニ外ナラヌ 驚クベキ弱体デアツテ決シテ甘イ観念ヲ許サナイモノデアルガ ノナリヤ、手持物資ノ実状如何、生産力ノ将来性如何、 前記経済基盤ノ認識ノ上ニ養

進メレバ自ラ我ガ国ガ持ツベキ経済ノ「基本構造」ガ判明シテ 其ノ認識ノ上ニ凡テノ構想ハ打チ建テラレネバナラヌ 「新統制方式ノ研究」デアル 労務配置ノ現状、 失業者ノ数等ノ諸点ニ考究ヲ

第四ニハ 俟ツベキヤ、 如何ナル方式ヲ以テ行ナハルベキヤヲ決定シナケレバナラヌ、 闡明セラレテ来ルコトハ、言ハバ素材ト機構トガ判明シテ来ル 与ヘラレタル基盤ノ上ニ一定人口ヲ養フベキ経済ノ基本構造ガ 理ノ限度如何、 換言スレバ自由価格ノ範囲如何、配給物資ノ種類如何、 必要トナル、然ラバ其ノ統制トハ如何ナル種類、如何ナル限度 テ行ク技術ノ問題が抬頭スル、 ヤウナモノデアルカラ、 ハアリ得ナイコトニ疑ナシトスレバ、其処ニ何等カノ統制ガ 「経済基本国策ノ決定」デアル 為替相場ハ如何、貿易ハ如何等々ノ問題デアル 金融ハ自由ナルベキヤ、金利決定ハ自由市場ニ 自ラ其ノ素材ヲ以テ其ノ機構ヲ運転シ ソレガ往時ノ自由経済方式其儘 労務管

ヲ指示シテ具体策ノ立案ニ入ラシムルコトガ出来ルコトニナル 以上四段ノ筋道ニ従ツテ研究スルトスレバ結論ヲ得ルコト 後軽重ヲ判断スルコトガ可能トナリ同時ニソレ等ニ対シテ方向 シテ其ノ完成ノ暁ニ於テハ当面各般ノ具体問題ニ対シテ事ノ前 以上三箇ノ方面ニ於テ夫々解答が用意サレルトスレバ之ヲ一箇 **ヘ 「基本国策」ニ組ミ上ゲルコトハ寧ロ容易ナコトデアル、** 而

デ為サネバナラヌコトニ過ギヌ、而シテ其ノ実相ガ判明シ到達 コトデアロウガソコガ頭ノ切り換へデアツテ、 テスレバ此ノ如キ案件ヲ公開討論スルガ如キハ思ヒモヨラザル ラ諮問委員会ハ其等ノ声ヲ聞キツツ其ノ長ヲ採ツテ結論ヲ作ル 然ラバ天下具眼ノ士、研究機関等ハ挙ツテ一言アルデアロウカ ヲ勧奨シツツ進ムト云フ公明ニシテ民主的ナル方法ニ出タイ ル結論等ヲ随時洗ヒ浚ヒ天下ニ公表シ、天下有識者ノ共同研究時ニ其ノ顔触固ヨリ、与ヘタル課題、研究ノ方向、向ヒツツア ロ偏跛ノ誹ハアツテモ思ヒ切ツテ少数人ニ此ノ難問ヲ托シ、 欠如スル個人輩ガ何等ノ用ヲ為サナイコトハ云フ迄モナイ、 ルガ要ハ人選デアル、未曾有ノ事態ニ遭遇シテハヴイジヨンヲ 支ナク其ノ特別委員会トスルコトガ恐ラク最モ実際的ト思ハ テ前記其ノ四ヲ担当セシメル以外ニ方法ハナク又ソレデ足リル ニ帰スルトコロヲ知ラシメ自フ順応スル機会ヲ与ヘルコトニ外 スベキ結論が随時国民ノ前ニ示サレルト云フコト 民ノ前ニサラケ出スコトハ何等差支ナイバカリデナク寧ロ進ン トスレバ何ノ困難ハ無イ筈デアル、従来ノ官僚的ナ考へ方ヲ以 諮問委員会ハ現在ノ内閣調査局ヲ其ノ儘利用スルコト固ヨリ差 二区分シテ研究報告セシメ最後ニ綜合委員会ノ如キモノヲ作ツ 会ヲ設ケ、 上記ノ筋道ニ従ツテ成案ヲ作成スル為ノ具体的措置如何デアル 政府ノ下ニ官一民一学者一ノ割合ヲ以テ組織スル諮問委員 之ヲ前記其ノ三迄ノ各項ニ相当スル三ツノ小委員会 同 寧 レ

アルコトハ贅スルマデモナイトコロデアルヨル研究が出来テコソ先方ノ出方ヲ合理的ナラシメ得ルモノデヨル研究が出来テコソ先方ノ出方ヲ合理的ナラシメ得ルモノデモノモ間々アルガ思ハザルモ甚ダシキモノデアツテ上記筋道ニ 尚占領軍ノ出方が判ラヌ間ハ何事ヲ考ヘルコトモ出来ヌト云フ

多手 記事(終り)

出所 大蔵省資料2五二六―一―一。と推定。横浜正金銀行タイプ用箋にタイプ打ち。と推定。横浜正金銀行終が記長木内信胤(大蔵省企画室参与)起草の文書注 横浜正金銀行総務部長木内信胤(大蔵省企画室参与)起草の文書

説) いて(昭和二〇年九月一一日及び一三日津島寿一大蔵大臣演 I―12 戦後に於ける「インフレーション」対策に就

戦後に於ける「インフレーション」対策に就いて

**丁年九月十一日於東京銀行集会所)** 一、戦後に於ける「インフレーション」対策に就いて(昭和二 大蔵大臣津島寿一演説

一意精進すべき新時代に入つたのであります。大御心に副ひ奉り平和的、文化的、経済的新日本の建設の為、と致しまして真に感激措く所を知らず唯々大詔の御精神を体し大東亜戦争は、畏くも大詔を拝しまして、其の終結を告げ臣子

国民生活の安定、平和的産業の振興と文運の降昌とを図ると共苦耐乏、凡ゆる困難を克服して戦後経営の任務を完うし、就中惟ふに、新日本建設の大業は、内は挙国再生の意気に合一し忍

第3日、100°C50とよ。(1) であります。(2) でありますが、我国の現状に於て当面最も緊要であり且凡ゆる施策に共此の大業完遂に当り内外施策すべき所は頗る複雑多端でありま家を実現し歴史に一大光輝を添ゆることであります。関係を敦くし、国際平和の確立に貢献し以て速に平和的理想国に外は盟約を飽く迄も厳守し、信を世界に布き、外国との友好に外は盟約を飽く迄も厳守し、信を世界に布き、外国との友好にからいます。

及経済秩序の維持の中核を為すものは実に通貨の信用を確保し民生安定の如き到底期待し難いのであります。而して此の社会ば戦後の経営は空中の楼閣となり、財政経済の根底は倒壊し、若し此の基盤が動揺し更に崩壊するが如きことがありますなら確信するものであります。

だっぱい可こうできゃれまするやり寸乗り引ゅ(略)(略)

戦後経済に生ずる虞ある所謂悪性「インフレーシヨン」を防止

す。此の点に関し私の所見を申述べますれば大要左の通りでありま此の点に関し私の所見を申述べますれば大要左の通りでありますが、然らば如何にして之を阻止するやの対策の問題でありますが、

道義の確立実践に精進すると云ふことであります。戦後経営のの施策に協力すると云ふことであります。国民全体として経済識を有ち之が防止に対して堅き決意と強き覚悟とを以て、政府害の如何に恐るべきものであるかと云ふことに対し明確なる認とも申すべきものは国民全体が悪性「インフレーション」の惨第一には「インフレーション」防止の根本であり其の必須条件第一には「インフレーション」防止の根本であり其の必須条件

総理宮殿下が此の問題処理の為に、 のであります。去る第八十八回帝国議会に於てまります。今日迄諸外国に於て、戦時中悪性「インフレーシであります。今日迄諸外国に於て、戦時中悪性「インフレーシーをであります。今日迄諸外国に於て、戦時中悪性「インフレーシーをであります。今日迄諸外国に於て、戦時中悪性「インフレーシーをであります。

あります」云々とは固より国民全幅の努力に依つて始めて克くし得るものでとは固より国民全幅の努力に依つて始めて克くし得るもので防遏に努め之が施策に万全を期する所存でありますが此のこ「政府と致しましては、全力を挙げて「インフレーション」

あります。と申されたことは此の際国民の特に深く銘記せねばならぬ所で

第二には資金放出の部面に於ける「インフレーション」対策で第二には資金放出の部面に於ける「インフレーション」とが密接不可離の関係にあり、両ります。第一次欧州大戦後に於ける独逸始め欧州の通貨の崩壊ります。第一次欧州大戦後に於ける独逸始め欧州の通貨の崩壊を見たる諸国の事例は端的に此の事を物語つて居るのであります。従つて政府は財政の処理に当つて速に戦時財政より戦後のが関係にあり、両膨張と「インフレーション」とが密接不可離の関係にあり、両膨張と「インフレーション」とが密接不可離の関係にあり、両上には資金放出の部面に於ける「インフレーション」対策で第二には資金放出の部面に於ける「インフレーション」対策で

(略)

次に資金放出部面の二たる産業資金に付ても同様の考慮を払ひ、

す。 さい、 は極力之を抑止すると共に、既存設備並に資材の のは給は極力之を抑止すると共に、既存設備並に資材の の以て民生安定、経済復興を急速実現するは現下の事態に鑑 緊要欠くべからざる民需産業資金の供給は之を円滑順便ならし

良く事業内容、所要資金の程度を考査し、 に付最善の注意を払はれ、苟も此の部面よりする「インフレ 戦後金融運営上には断乎之を一掃し事業と金融とは密接合体し ましたことは誠に遺憾とする所であります。斯くの如き弊風は の騰貴を助長し、惹ては資金軽視の傾向をさへ馴致するに至り なりと云ふが如き放漫なる指導又は経営理念行はれ、為に物価 なる軍需生産資金の放出を為し、或は資金は幾らでも出るもの 検討審査することなく、資金の効率に対する考慮を怠り、 性なる名目に押され、 戦時中に於ける資金供給の跡を顧みまするに、 のであります。 シヨン」の情勢の昻進を阻止するに万遺憾なきを期せられ度い あります。各位は右の趣旨に基き戦後に於ける事業資金の融通 る合理的融資の方法を採ると共に資金効率の昻上を期すべきで 往々にして事業内容及所要資金に付充分 又事業採算を考慮せ 戦力増強の緊急 尨大

(略

ます。 第三には資金吸収面に於ける「インフレーション」対策であり

蓄報国に努力せられむことを切望するものであります。 に邁進する考へでありまして、 して貯蓄吸収の基本条件とも申すべきは預貯金等の安全を確 私は挙国更に一段と熱烈なる貯 由々しき大事であります。皇国の護持、新日本の再建、「インフ ながら戦争終結に伴ひ貯蓄心の後退を見るが如きことあらば

レーション」防止の新目標と新構想の下政府は国民貯蓄の増強

は蓋し国民愛国心の発露に依るに外ならぬのであります。

又預貯金者の便宜を図り現金使用の節約に資する為、最近預貯 後に於ても絶対に此の方針を変更せざる心算であります。 限所謂「モラトリアム」の如きは絶対に実施せざる方針であり 保することであります。 今日迄機会ある毎に其の旨声明致して居るのでありますが、 此の点に関し政府は預貯金等の支払制 今

定期預金証書を交付するの方法を講じたるが如き、 金の各店払制度の適用範囲を拡大すると共に預金小切手の金額 ンフレーション」防止の一環施策としての当面応急の措置であ 又退職金の支払に当り一定限度超過額に付ては 何れも

> は今更喋々を要しない所であります。 国民挙げて食糧其の他必需物資の増産に挺身するの要あること 此の意味に於て戦後の新段階に於ける施策の最重点を茲に置き 於ける諸方策も其の効果を挙ぐることが出来ないのであります。 固たる基盤を構築するに非ざれば、 ヨン」対策の眼目も亦兹に存して居るのでありまして、 生活の安定は戦後再建の中枢を為すものであり「インフレーシ に現有物資材の活用であります。就中衣食住の確保に依る国民 であります。即ち食糧其の他生活必需物資の生産配給の確保並 第四には資金部面と相俟ち最も重要なる物資部面に於ける対策 前述の如き財政金融部面に 此の確

為すべきは賃銀の適正化であります。 行ふ方針の下に既に適切なる措置が講ぜられてゐるのでありま 見るに至り労務の再配置は戦後民需重点産業への優先的配置を の傾向を助長し来つたのでありますが、 般購買力との間に大なる懸隔を来さしめ、「インフレーション」 軍需産業に集中し民需生産を著しく圧迫し之が為民需物資と することは申す迄もない所でありまして、 及賃銀が「インフレーシヨン」の消長に最も重大なる関係を有 更に第五には労務及賃銀の部面に於ける対策であります。労務 之と同時に「インフレーション」傾向阻止に多大の寄与を 今や其の状勢は急転を 戦時に於ける労務が

戦時中特に昨年以来賃銀の統制は乱れ、 生産費の増嵩、 物価の騰貴等の一大要因を形成して居たことは 労務の能率は減退

銀政策の確立に依り「インフレーション」防止の適実なる方途 蔽ひ難き事実でありましたが、 が開かれたものと云ひ得るのであります。 今や新事態に処する適正なる賃

尚第六として茲に付言すべきは為替対策の問題であります。

害なる流説に過ぎないのであります。 惹て民心を迷す向きあるやに伝へられるのでありますが、斯く 現在の銀行券に切替へらるべしと云ふが如き瑞摩憶測を為し、 き流言等に迷ふことなく冷静沈着に職務に精励して戴き度いの の如きは理論的にも実際上も何等根底なきのみならず極めて有 表示価格を減額せらるべしとか、或は新規紙幣が発行せられて 尚世上往々にして平価切下等の名に依り預金又は国債等が其の 従て国民各位は斯くの如

完遂に奮励せられたる事実に感謝すると共に今後に於て更に数 又国民各自の利益福祉の為、国民結束して共同陣営の確立を望 倍の努力を傾けられんことを切望する次第であります。 る者であります。 むものでありますると共に特に金融人の強力なる支援を期待す 私は此の「インフレーション」防遏に対しては国家護持の為 私は戦争中金融機関が其の総力を挙げて戦争

如く甚だしきはないのであります。然し乍ら我々は、大詔の御のみならず戦後内外の経済的重圧多きを加へ国歩の艱難今日の 今や我国経済は長期に亘る戦争の結果、 国力著しく減退したる

> 国際経済の進展に寄与し、 るに於ては此の国難を突破し前途の光明自づから開き来るもの 本建設の大業に邁進し、経済の安定復興に渾身の勇気を傾倒す 示しに従ひ、 ると云ふ見地より諸外国の賢明なる理解を得ると共に其の協力 と信ずるのであります。 を期待して居るものであります。 堪へ難きを堪へ忍び難きを忍び、挙国一家、新日 私は我国経済の平和的再建復興は戦後 世界平和の確保に貢献するものであ

一、「インフレーション」に就て(昭和二十年九月十三日津島大

それ以上に向上せしめて、 字通り平和となり、 互の生活の安定を図り、 代に入つたのであります。 どうして早く此の戦争の後始末をするか、 誠実且堂々と実行し、 大御心に沿ひ奉り、 めて、国民挙つて、 とした新しい日本を築き上げることが出来るかと言ふことを決 事実を認めて、 の平和に貢献して行く、 大東亜戦争は畏くも大詔を拝しまして、 私共はこの戦争に負けたと言ふ悲しい而もはつきり 過去のことにこだはらず、 身も魂も之に打込んで行かねばならぬ新時 経済も栄え、 対外的には連合国に対し約束したことは、 各国とは友好関係を結び又対内的にはお 戦争から生じた色々な負担を整理し文 本当の理想的国家を実現して、 之には何よりも大詔の御精神を体 文化も世界各国に劣らない否 世界の歴史に輝かしい光を 終りを告げたのであり どうすれば生き生き 新しい気持を以て、

のであります。 放つと言ふ大きな仕事をすることが私共の双肩にかかつてゐる 之が所謂新日本の建設であります。

ではありませぬ。 さてこの大きな仕事を為し遂げることはもとより並大抵のこと ンフレーション」と言ふことに付てお話申上げます。 ことで而も大切であると思ふことの一つとして、私は今日は「イ と言ふことが一番賢明なやり方であると思ひます。この手近な に手近な所で而も最も大切なことから、どしどし実行して行く 又為すべき事柄は山ほどあります。然し私共

所謂悪性「インフレーション」と云ふものが起らないやうにす てこの社会及経済の秩序を維持して行くと云ふことの中心とな なければならぬ此の地盤と言ふものが、 努力して作つた建物も崩壊してしまひます。そこで私共の固め からねばなりませぬ、此の地盤が弱くぐらぐらしたのでは折角 ことであります。然しどんな建物でも先づその地盤を固めてか 私共の仕事は今申したやうに、新日本と言ふ大きな建物を作る るものは、 は社会及経済の秩序の維持と言ふことであると思ひます。 通貨の信用を保つて行つて、戦後の経済に生じ易い 何であるかと言へば私 そし

或は悪性「インフレーション」に陥るかは一に戦後の経営の適 争には付き物であります。 此の「インフレーション」的現象又は傾向の起ることは大体戦 それが悪性「インフレーション」にならずにすむか、 特に長期の大戦争に於ては然りであ

ことは、 乱れる、 国が乱れては、 所がなくなる、 まひ、仕事をするにも採算が分らなくなり、何をするにもより その価値が下り又経済取引のもとである通貨が標準を失つてし フレーション」になつた場合、今日私共の貯蓄なり資産なりは、 恐れがあるかも知れないのであります。万一にも悪性の「イン 此の様な事情から我国でも戦争に伴ふ「インフレーション」の たが、 ままに捨てて置けば或は所謂悪性「インフレーション」になる 傾向が現はれて居ることは否定し難い所であります。 して、物価も騰貴して来ると云ふ状態を生じたのであります。 **ふ生活必需品の方は却つて、生産なり配給が減つたのでありま** 戦争に使ふ物資を生産したのでありますから、 担して頂き又、国債、預貯金等でも此の資金を極力吸収しまし 民間に放出されたのであります。 致しました、又軍需産業等の為、多額のお金が使はれ、それが 為に御承知の如く政府は莫大な軍事費其の他必要な経費を支出 では我国の状態は今日どうであるかと申しますと、 否に依つて決するのだと申上げて差支ないのであります。夫れ そこでこのお金と私共の使ふ物資との間に均衡が失はれま それでも日本銀行券の発行高は非常に増加したのであり 一面此等の放出した金は殆んど大部分が戦争そのものや 此う云ぶ場合に物をもつて居れば大丈夫だなどと云ふ 個人的の狭い考へ方で、国民大衆が食へなくなつて、 一般の生活はやり切れなくなる、 どんな人でも此の大波に捲込まれるのでありま 一方皆さんにも重い税金を負 お互の家庭に使 経済の秩序が 戦争遂行の 若し此の

られないのであります。 此の人達も安定した生活が得られると云ふことは考へ

そこで個々の人の生活と利益を守る為にも、国民全体の幸福の て頂かなければならぬのであります。 上げる為にも、 この悪性「インフレーション」防止の為に、 又冒頭に申しました輝かしい新日本建設の基盤を築き 皆さんが政府と一体となつて、共同利益擁護の 全力を尽くし

存ずるのであります。 防ぎ得ると言ふ確信を有つて居り、 れに協力して之を実行すると云ふ決心と覚悟とがあれば、之を 申しますれば、私は、政府の方策が適切であり、国民全体が之 それならば、果して「インフレーション」は防ぎ得られるかと 又そうしなければならぬと

不足で生産に差支へることはなくなります。 要した金の放出も、 れると云ふことも想像出来ます。 漸次民需産業に移り替つて行きますから、急にと言ふ訳には参 ション」に移る状勢に向つて居るのであります。又軍需産業は の点丈から申せば「インフレーション」よりも寧ろ「デフレー 等も戦後処理の片付くと共にその支出はなくなり又軍需生産に 日迄「インフレーション」の情勢を導いて来た原因である戦費 此の点に付きまして、 」対策を申述べます前に、 民需物資が増産され、 今後は阻止される訳であります。従つて此 政府の実行せんとする「インフレーショ 先づ大体の見透しを申します。 又労務も過剰になるから人手 金と物との不均衡が是正さ 更に賃銀が暴騰し 今

> 事が出来る情勢が開けて居ると申上げて差支へないのでありま 決して安易な気持で此の見透しに頼る訳には参らぬのでありま 力は著しく減耗してゐるのであります。でありますから私共は の経費が要り、其の額は決して少なくはないのであります。 て来て居るのであります。然し一方戦後の経営には新しい各種 れ此れ考へると「インフレーション」を防止するいい条件が出 すが、然し大局より申して「インフレーション」の昻進を防ぐ とは今から覚悟して置かなければなりませぬ。それに我国経済 んや「ポツダム」宣言を履行する上に於て重大な負担のあるこ て物価が吊上げられたと云ふことも、 今後はなくなります。

すべき対策五箇条を申し上げたいのであります。 を防止し得られるかと云ふことに付私は茲に政府も国民も実行 そこで此の大勢の上に立つてどうして悪性「インフレーション」

年度予算の編成に当りましては此の方針を堅持して財政緊縮の を加へる方針で目下所謂実行予算を編成中でありますが特に来 実を挙げる為あらゆる手段を講ずる決心であります。 戦後財政への切替を行ひ極力経費を切詰めて行くことでありま 第一は財政の緊縮であります。政府も地方団体も戦時財政から 政府は差当り昭和二十年度の予算に付ても既定経費に節約

第二は金融部面からする資金の放出を抑制・ とは当然であります。 もとより今後も必要な産業には十分な資金を融通するこ 然し不急不要と認める事業に対する融通 して行くことであり

に仕向けて行くことに致す考へであります。
事業をするには、金のことは問題じやない金は幾らでも出るものだ等と云ふ間違つた考へ方で、自然放漫な経営に陥つた事例のだ等と云ふ間違つた考へ方で、自然放漫な経営に陥つた事例のだ等と云ふ間違つた考へ方で、自然放漫な経営に陥つた事例は極力抑制します。特に戦時中兎角、資金を軽視する風が生じ

の為に、 護する為万全の措置を講じますと同時に各種の利便を図ること ものであります。 旨から今日の新聞にも発表されて居ります通り、政府は閣議に 預金、貯金、国債その他を有つて居る方々に対し其の利益を保 の増加を図ることとなつたのであります。私は国を挙げて更に 為に、新日本の再建の為に、そして「インフレーション」防止 於て戦後国民貯蓄増強の新方針を決定致しまして、 国民貯蓄の必要が更に一層増加してゐる訳であります。此の趣 と云ふことになれば由々しき大事であります。戦後に於てこそ 発露であると存じ、誠に感謝に堪へないところであります。然 円の巨額に達し頗る好成績を収めたことは偏に国民の愛国心の 一段と熱烈なる貯蓄報国に向つて邁進せられんことを切望する 第三には国民貯蓄の増加を図ることであります。国民貯蓄の増 し戦争がすんだからもう貯蓄もさうしなくていいのだろうなど 支那事変勃発以来大東亜戦争終結迄に約千七百三十余億 新しい目標を掲げて、新しい気分になつて、国民貯蓄 一方政府と致しましては、貯蓄の対象となる 預貯金の保護に付ては支払制限即ち「モ 皇国護持の

> で頂きたいのであります。 皆様は斯くの如き流言に迷ふことなく、 うなことを往々耳にするのであります。斯くの如き事は理論的 あります。ここで一言付け加へたいことは、近頃平価切下げ等 置を講ずる考へでありますから、どうか御安心を頂きたいので その他利付債権の如きも其の価格が維持出来る様にあらゆる措 にも実際上にも、 らうかと言ふ所謂「デマ」が流布され、 或は新しいお礼を出して、現在の銀行券に切替られるのでなか と言ふ名目で預金や国債等がその表示価格を減額せられるとか 利便を図つて居る国はないと存じて居るのであります。 手段を講じて居ります、私は我国程、預貯金者の保護と、 得るとか又預金小切手の金額の制限を撤廃するとか、 貯金の通帳を持つて行けばどこの銀行等でも払戻の便宜を受け とが却つて不安でもあり、不便でもあるのみならず、 之が購買力を刺戟すると云ふことを防ぐ意味から例へば預 リアム」の如きは今後も絶対に実行しないことを明言する 何等根拠のないことでありますから、 又当面必要でない程の現金をお持ちになるこ 冷静沈着に仕事に励ん 惹いて民心を迷はすや あらゆる 其の

第四には物の関係であります。

食糧その他生活必需品等の生産及配給がうまく行かないとそこのやうに金の部面に於て色々の施策を行つても物の部面、即ち結局「インフレーション」は物と金との関係であります。以上此のことは今日は詳しく申上げませぬが、前に申上げたやうに

挺身して戴きたいのであります。皆様も、あげて、食糧その他生活必需品の生産と供出と配給にける施策は、この点に最も重点を置いてゐる次第でありまして、になるのであります。政府に於きましては、戦後の新段階に於に国民生活の安定を得ず、金と物との関係が均衡のとれぬものに国民生活の安定を得ず、金と物との関係が均衡のとれぬもの

銀が適正化しても、 来し、通貨の膨張を生じたのであります。 の目的は達せられないのであります あります。又戦時中の賃銀は高く、 では復員其他で労務が過剰になると言ふ状態に移り替つたので が集中して、 それから第五は労務及賃銀のことでありますが、この方面から にしても、 ンフレーション」防止の途を開いて行く考へであります。 それ て、政府は労務の適正なる配置と賃銀の適正化を図つて悪性「イ かねばなりませぬ。戦時に於ては、 も悪性「インフレーション」を防いで行くことに力を注いで行 労務の能率を挙げることが何よりも大切で労務の賃 民需生産を著しく圧迫したのでありますが、 一面仕事の能率が挙らぬやうでは到底所期 軍及軍需産業等に労務要員 生産費を高め物価の騰貴を 今日の新事態に処し 今日

ンフレーション」は防止し得ると云ふのであります。皆様とが今後一緒になつて、実行するに於ては、私は悪性「イ五箇条を簡単に説明したのでありますが、此の五箇条を政府とすからそれは省略します、以上私は「インフレーション」対策右の他対外関係で為替や貿易のこともありますが複雑になりま

どうか皆様は以上の事態に対し明確なる認識を持たれ、強い信

和まで」第一七巻「資料(1)、一八二一九一ページに全文収録。注 活版刷パンフレット。大蔵省財政史編『戦後財政史―終戦から講行し、新しき日本を建設する固い固い基盤を先づ打ち建てて行行し、新しき日本を建設する固い固い基盤を先づ打ち建てて行行し、新しき日本を建設する固い固い基盤を先づ打ち建てて行行し、新しき日本を建設する固い固い基盤を先づ打ち建てて行行し、新しきを表の上に立たれて、徒らに流言蜚語に迷ふことなく、堪へ難き念の上に立たれて、徒らに流言蜚語に迷ふことなく、堪へ難き

# ル件(未定稿)(昭和二〇年九月一八日綜合計画局戦時物価部Ⅰ―13 新事態ニ即応スル価格等統制ノ運営ニ関ス

新事態ニ即応スル価格等統制ノ運営ニ関スル件(未定稿)

制ノ運営ヲ改メントス
制ノ運営ヲ改メントス
制ノ運営ヲ改メントス
を職ニ件ヒ戦時経済運営ノ為ノ価格統制ハ当然之ヲ撤廃スベキを戦ニ件と戦時経済運営ノ為ノ価格統制ハ当然之ヲ撤廃スベキを戦ニ伴と戦時経済運営ノ為ノ価格統制ハ当然之ヲ撤廃スベキを戦ニ伴と戦時経済運営ノ為ノ価格統制ハ当然之ヲ撤廃スベキ

## 第一、価格等統制ノ方針

維持ニ必要ナル生活費ノ安定確保ニ置キ生計費ニ対シ影響トトシ価格等統制ノ目標ヲ此ノ際少クトモ国民ノ最低生活ザル価格等ノ統制ヲ改メ、其ノ重点化ト簡素化トヲ図ルコー、従来ノ如キ広汎且複雑多岐ニ亙リシカモ其ノ効果挙ガラ

格高ハ之ヲ容認スルコト
カ至撤廃シテ其ノ出廻促進ノ効果ヲモ期待シツツ多少ノ価コロ大ナラザル物資等ニ付テハ従来ノ価格統制ハ之ヲ緩和ニ其ノ安定ヲ期スルコトトスルモ生計費ニ対シ影響スルトスルトコロ大ナル物資等ノ価格統制ハ之ヲ継続シテ可及的スルトコロ大ナル物資等ノ価格統制ハ之ヲ継続シテ可及的

ナル混乱ヲ防遏スルコト
買等ハ之ヲ暴利行為トシテ取締ルコトトシ物価秩序ノ不当情ニ即シタル価格ノ形成ヲ期待スベキモ不当ニ高価ナル売四、価格等統制ヲ緩和乃至撤廃シタル場合ニ於テハ需給ノ実

行フコト
五、現行価格等統制令及暴利行為等取締規則ニ所要ノ改正ヲ

## 二 価格等統制ノ要領

従来ノ停止額制ハ之ヲ廃止ス従来ノ停止額制ハ之ヲ廃止ス従来ノ停止額制ハ之ヲ廃止スが来る団体等ニ於テ設定スルカ(此ノ場合ニ於ケル統制額ヲ仮リニ協定額ト称ス)統制額ハ政府合ニ於ケル統制額ヲ仮リニ協定の以の、が来ノ原止額制ハび来ト同様最高価額ヲ設定シテ之ガ遵守び来ノ停止額制ハンヲトスルモ(此ノ場の格等ノ統制ハび来ト同様最高価額ヲ設定シテ之ガ遵守

### 、公定額制

→ 公定額ヲ設定スベキ物資等ノ範囲ハ之ヲ必要最少限度

(1)主要生産基礎物資、主要食糧及燃料其ノ他国民生活ニ(1)主要生産基礎物資、主要食糧及燃料其ノ他国民生活ニニがテムアルを対象等ニシテ之が絶対需要量ニ対シ供給量に対必要ナル物資等ニシテ之が絶対需要量ニ対シ供給量に対必要ナル物資等ニシテ之が絶対需要量ニ対シ供給量に対して、対象を表現が、主要食糧及燃料其ノ他国民生活ニ

石炭 棉花、羊毛等(例) 米麦類、甘藷馬鈴薯、大豆、薪炭、木材等

スルコト困難ナルカ或ハ其ノ能力ニ乏シキ場合、又ハ劣(2)右以外ノ物資等ニ付テモ業者団体等ニ於テ価格ヲ協定

# 例) 非鉄金属及化学工業ノ一部等

- ルニ止メテ其ノ他ハ業者団体等ノ協定等ニ委スルコト者価格ヨリ消費者価格ニ至ル各段階ノ価格ノーヲ公定スニ止メテ其ノ細目ハ業者団体等ノ協定等ニ委シ或ハ生産口 公定額ノ設定ハ其ノ微細ニ亙ルヲ避ケ大枠ヲ示ス程度
- セラルル場合等実情ニ応ジ地方官庁ニ於テモ之ヲ行フコヲ行フコトトセズ物資等ノ生産乃至配給ガ地方的ニ処理(三)公定額ノ設定ハ必シモ中央官庁ニ於テ全国一律的ニ之
- ト 採用シ別途ニ公定額又ハ協定額ノ設定ハ之ヲ行ハザルコラレタル価格等アル場合ニハ従来通リ之ヲ統制額トシテ田 他ノ法令又ハ法令ニ基ク行政官庁ノ処分ニ依リ設定セ
- 協定額ノ設定ハ許サザルコトトスルモ協定額アル場合ニ(例) 塩、煙草ノ価格、繭、生糸ノ価格、電力料金等

ボヲ改廃スルコトボラ改廃スルコト大シテ存置スベキモノヲ除キ之ヲ新令ニ依ル協定額ト看りシテ存置スベキモノヲ除キ之ヲ新令ニ依ル協定額ト看現行ノ公定額ハ価格等統制令改正ノ際ニ於テ特ニ公定額之ニ代ル公定額ヲ設定スルコトハ差支ヘナキコト

### 一協定額割

有セシムルコト 資等ノ需給ノ実情ニ照応シ統制ノ緩厳ニ相当ノ弾力性ヲ 定額ノ設定セラレザルモノノ凡テニ亙ルモ其ノ運用ハ物 に額ノ設定セラレザルモノノ凡テニ互ルモ其ノ運用ハ物

テ適正ナル生産費ヲ基礎トセル協定額ヲ設定セシムルコ
共ノ価格ハ可及的ニ安定ヲ図ルコトトシ業者団体等ヲシ
ルト共ニ生産者ニ対シテモ生産所要資材等ヲ確保シツツ
ルト共ニ生産者ニ対シテモ生産所要資材等ヲ確保シツツ
リ供給量ノ増加ヲ早急ニ期待シ得ザルモノニハ相当程度
リ供給量ノ増加ヲ早急ニ期待シ得ザルモノニハ相当程度

油脂製品、ゴム製品、燐寸等(例) 鉄鋼及其ノ製品、繊維製品、皮革製品、石鹼等

少ノ影響ハ之ヲ忍ビツツ価格高ニ依ル生産促進ノ効果ヲ需給統制ヲ必要トスル物資等ニ付テハ生計費ニ対スル多リ今後或ル程度ノ供給増加ヲ見込ミ得ルモ尚或ル程度ノ②国民生活ニ必要ナル物資等ニシテ資材其ノ他ノ関係ヨ

設定セシムルコト 期待シ業者団体等ヲシテ需給ノ実情ニ即応セル協定額ヲ

- 效ヲ生ズルモノトスルコト く行政官庁ハ之ヲ認証シタルトキ初メテ統制額トシテノ 協定額ノ設定アリタルトキハ之ヲ行政官庁ニ届出デシ 金属製品、 陶磁器製品、 其ノ他日用雑貨類
- 協定額ノ認証ハ行政官庁ノ公示ニ依り行フコトトスルモ 協定額ノ認証ニ当リテハ実情ニ即シ適宜緩急ヲ付シ要ス 概略ヲ示スヲ以テ足ルモノトスルコト 公示ノ内容ハ協定額ヲ一々記載スルガ如キ煩ヲ避ケ其ノ
- 庁ニ於テ指定シ得ルコトトシ此等物資等ニ付テハ関係業 協定額ヲ設定スベキ物資等ノ種類ハ必要ニ応ジ行政官 バ協定額ノ修正ヲ為スコトヲモ命シ得ルコト
- 者団体等ニ於テ協定額ヲ設定スペキ義務ヲ負フモノトス 並ニ設定ニ任ズベキ関係業者団体等ヲ指定シ得ルコト ルコト尚要スレバ協定額ヲ設定スペキ物資ノ細目ノ種類
- 活用シテ規格、品質等ノ確保ヲ期シ得ル如ク関係業者団 体等ノ自治的統制ヲ指導スルコト 素化シテ価格等ノ簡素化ヲ図ルト共ニ価格査定制度等ヲ 協定額ノ設定ニ当リテハ規格、等級、計算方法等ヲ簡
- 中央官庁ニ於テ之ヲ行フモ実情ニ応ジ地方官庁モ之ヲ行 協定額ヲ設定スベキ物資等ノ種類ノ指定ハ原則トシテ

- テ之ヲ行フモノトスルコト 等ノ種類ノ細目及業者団体等ヲ指定シタル行政官庁ニ於ヒ得ルコトトシ協定額ノ認証ハ協定額ヲ設定スベキ物資
- サザルコトトスルコト 協定額ノ設定ハ他法令額及公定額アル場合ニハ之ヲ許

モノノ外ハ之ヲ新令ニ依ル協定額ト看做スコト 価格等統制令改正ノ際ニ於テ特ニ廃止ノ告示ヲ為サザル 現行ノ協定額ハ(統制令第三条及第四条ノ四ニ依ルモノ)

## 価格統制ノ撤廃

- コト 如キモノニ付テハ此ノ際価格統制ヲ撤廃スルヲ可トスル 置スルモ差支ナク却テ之ガ為供給ノ増加ヲ期待シ得ルガ 資等ノ需給ヲ敢テ統制セズ価格モ亦需給関係ノママニ放 ラレザル場合ニ於テ生産ノ見透ショリスルトキハ此等物 テ之ガ価格高ノ生計費ニ対スル影響モ絶対的トハ思料セ 国民生活ニ対シ絶対ニ必要トハ認メラレザルモノニシ
- 給促進ノ効果ニ待ツベキモノアリト思料セラルルモノニ 従テ生計費ニ対スル影響モ多少ハ免レザルベキモ寧ロ供 従ヒ或ル程度ノ価格ニ落付クモノト予想セラル ルモノノ如キハ価格等統制ヲ撤廃スルモ自ラ需給関係ニ 尚生活必需物資ニ属スルモ需給ノ統制が技術的ニ困難ナ (例),下駄、歯磨等日用雑貨類、娯楽道具類 17テハ価格統制ヲ撤廃スルヲ可トスルコト

- 後共必要ト認メラルルヲ以テ業者団体等ニ於テ之ニ関ス 価格ノ適正化等ノ目的ノ為原価計算ノ有効ナル活用ハ今 ムル如ク指導スルコト ル或ル程度ノ準則ヲ定ムル等自治的ニ原価計算ヲ行ハシ 原価計算規則ハ之ヲ廃止スルコト 但シ経営ノ合理化
- 官庁ノ整理等ニ付所要ノ規定ヲ設クルコト 定メタル時等ニ於ケル隔地者取引ノ準拠価格、 其ノ他 協定額ノ公示ノ方法、 統制額ヲ明示スベキ義務ヲ業者ニ課スルコト 地方官庁ニ於テ公定額ヲ 所管行政
- 暴利行為等取締規則ノ改正

行規則ニ概ネ次ノ如キ改正ヲ加フルコト 統制額ノ定メナキ価格等ガ不当ニ高価トナルヲ取締ル為現

- 但シ取締ヲ受クル者ハ従前通り業者トシ一般消費者、 業者ニハ及バザルコト 二限定スルコトナク一般的ナル取引ニ拡張スルコト 取締ノ客体ヲ「物品ノ売買」「物品ノ売買ノ媒介」「修繕」
- 取締当局ニ於テ或ル程度ノ基準的ナル価格等ヲ用意シ置 取締ノ基準観念ヲ不当ニ高価ナル売買等ノ取締ニ置き
- 注 ガリ版刷 大蔵省資料乙五〇五一七

## 生鮮魚介類(生鮮蔬菜類)

スルトキハ之ヲ放任セバ寧ロ価格ハ低落スベク予想セラ 又生産用原料資材等ニシテ将来ニ於ケル需給ノ関係ヨリ モノニ付テモ此ノ際価格統制ヲ撤廃スルヲ可トスル

# ピツチコークス、マンガン等

- 尚不当ニ高価ナル売買等ハ之ヲ暴利行為トシテ取締ルコ 破壊ヲ可及的ニ防止スルコト 団体等ヲシテ例へバ基準価格ヲ設定セシメ自治統制ヲ行 ハシムル等ノ指導ニ依リ不当ナル価格ノ昻騰物価秩序ノ 価格統制ヲ撤廃シタル物資等ノ価格ニ付テハ関係業者
- 現行ノ価格等統制令ニ於ケル停止額制ハ之ヲ廃止スル
- 又ハ協定額トシテ存置スベキモノノ外ハ之ヲ廃止スルコ キモノハ関係告示ヲ廃止スルコト前述ノ通) 尚現行ノ停止額(指示額及許可額ヲ含ム)ハ特ニ公定額 (現行ノ公定額及協定額中此ノ際価格統制ヲ撤廃スベ

## 五 其ノ他価格等統制令ニ関スル事項

引シ得ル例外許可等ノ運営ヲ整理スルコト 尚一般消費者ヲ統制ノ適用ヨリ除外スルコト 取引ノ実情ニ応ジ統制ノ適用除外、統制額ヲ超エテ取 ハ 従来通り

トスルコト

## 調査事項 (昭和二〇年九月二八日大蔵省)本年十二月初旬迄二実施スペキ重要施策及

本年十二月初旬迄ニ実施スペキ重要施策及調査事項(未定稿

昭和二十年九月二十八日

資

## 第

行政整理ニ関スル件

後ノ行政事務ノ変更ニ即応スル行政機構ノ改革ヲ推進セン 終戦ニ伴ヒ大幅ノ行政整理ヲ行フト共ニ右行政整理及終戦

財政ノ均衡等ヲ図ル為恩給制度ノ改正ヲ行ハントス 恩給制度ノ改正ニ関スル件

廃ヲ行ハントス ル補助金等ヲ徹底的ニ整理スルト共ニ特殊会社等ニ対スル財政ノ均衡ヲ図ル等ノ為価格差補給金並ニ各種団体ニ対ス 価格差補給金等ノ廃止ニ関スル件 利益配当補給金及社債元利支払保証制度等ノ改

国有財産等ノ払下ニ関スル件

尚官営事業及専売制度ニ付検討ヲ加ヘントス 財産負担ノ軽減ヲ図ル等ノ為国有財産ノ払下ヲ行ハントス 地方財政ノ緊縮ニ関スル件

地方財政ニ付テモ極力之が緊縮ヲ行ハシムルモノトス

戦後ニ処スベキ適切且強靱ナル租税制度ヲ確立スル為急速 ルコトトシ之ガ為必要ナル調査審議機構ヲ設ケ具体案ノ確 ニ中央及地方ヲ通ズル根本的税制改正ノ調査審議ヲ取進ム 税制改正ニ関スル調査審議ニ関スル件

定ヲ図ルノ措置ヲ講ゼントス

態ニ対処シ配給ノ適正ヲ期スル為速ニ改訂計画ヲ樹立セン 講ズル一面戦争終結後ニ於ケル酒類ノ需要面ニ於ケル新事 ル等ノ要アルヲ以テ此ノ際可及的ニ酒類ノ増産ヲ図ルコト 租税収入ノ確保ヲ図ルト共ニ民生ノ安定及通貨収縮ニ資ス トシ之ガ為各種原材料ノ割当及受配等ニ付適切ナル措置ヲ 酒類ノ増産及配給ニ関スル方策ノ確立ニ関スル件

関税制度ノ整備改善ニ関スル件

及関税ノ運営機構ニ付必要ナル整備改善ヲ加ヘントス 於ケル親善ヲ増進シ且産業新建設ニ資セシムル為関税制度 終戦ニ伴ヒ将来ニ於ケル貿易ノ諸情勢ニ即応シ対外関係ニ

煙草ノ増産ニ関スル件

草製造用機械ヲ戦災ヲ免レタル煙草工場ニ再配置シテ煙草 製造能力ノ急速ナル回復ヲ図ラントス 工場ノ製造能力ノ一部回復ヲ図ルト共ニ戦時中疎開セル煙 残存建物又ハ不用トナリタル軍需工場等ヲ利用シ戦災煙草

### 等ニ依り塩ノ増産ヲ図ルト共ニ凡ユル方途ヲ講ジ外塩ノ輸 塩生産意欲ノ昻揚、燃料ノ確保、製塩ノ機械化及電気化促 人ヲ図ラントス(下半期要輸入量六六万屯程度ナリ) 塩ノ増産等ニ関スル件 休廃止塩田ノ復活、新規塩田ノ開発、自給製塩ノ促進

至綜合的資金運用調整ヲ行フベキ方式ヲ確立セントス 方式ヲ改メ可及的ニ業者ノ自主制ヲ強化シ政府ハ大綱的乃 金融機関ノ貸出其ノ他資金運用ニ関スル従来ノ個別的統制 金融及物価関係 金融機関ノ資金運用ニ対スル新ナル調整方式ニ関スル件

モノニ付テハ速カニ綜合的ニ交付方考究シ適宜措置セント ガ企業ニ対シ公約シタル諸種ノ補償ノ中戦争終結前ニ係ル 軍需企業等ニ対スル国家補償ノ方針ヲ決定シ戦時中ニ政府

軍需企業等ニ対スル補償等ニ関スル件

図リ居レル処之が恒常的制度化ヲ図ラントス預貯金ノ支払等ニ付テハ非常金融措置ニ依リ之ガ安定化ヲ 預金等安定制度ノ恒常化ニ関スル件

金融ノ調整ニ関スル件

付再検討ヲ加ヘントス 現下ノ激変セル金融事情ニ鑑ミ新ナル見地ヨリ各種金利ニ 国債三分五厘ヲ基準トスル現行金利水準ハ之ヲ維持スルモ

通貨ノ製造ニ関スル件

ヲ行フト共ニ陶貨ノ製造ハ之ヲ中止シ、硬貨ノ鋳造ヲ再開 セントス 今後ノ事態ニ備へ万全ヲ期スル為各種ノ日本銀行券ノ増刷

## 物価ニ関スル件

撤廃ヲ図リ他面主要生活必需物資特ニ需給ノ均衡ヲ得ザ ル考究ヲ積ミ速ナル実施ヲ図ラントス モノニ付テハ適実ナル価格及配給ニ関スル措置ニ付慎重ナ 努ムルト共ニ公定価格制ノ再検討、 国内資金及物資量等ヲ勘案シ適切ナル物価水準ヲ求ムルニ 価格差補給金ノ原則的

戦時経済諸統制ノ運用方針ノ改変ノ具体的方式ニ関スル

済秩序ヲ維持スルガ為ノ規制ニ付実情ニ適応スル措置ニ付 タル自主的活動ヲ推進スルヲ旨トスル一面戦時経済ヨリ戦 戦時経済諸統制ハ其ノ必要ナキニ至リタルヲ以テ之ヲ撤廃 遺憾ナキヲ期セントス スルコトトシ新日本建設ヲ目途トシ国民ノ創意ニ基ク潑剌 後経済ニ移行スル過渡期ニ於テ国民生活ノ安定ヲ確保シ経

国民貯蓄ノ増強ニ関スル件

防止ノ可能性等経済知識ノ普及啓発ヲ図リ、 日本経済建設ノ基盤トシテ其ノ緊要性ヲ深ク認識セシムル **広ク民間知識人ヲ動員シテ一般大衆ニ対シ悪性「インフレ」** /発生ト其ノ影響、 我国戦後経済ノ見通ト悪性「インフレ 戦後貯蓄が新

教育等ニ依り全国的ニ国民運動ノ展開ヲ促進セントス 覧会ノ活用、 宝籤ノ発行等ニ関スル件 -共ニ「ラヂオ」放送・新聞・雑誌・講演会・懇談会及展 戦後貯蓄強調週間ノ設定並ニ貯蓄指導員ノ再

物資付富籤トシテ宝籤ヲ発行スル等戦後「インフレーショ **、防止ニ寄与セシメントス** 

## 外地満支南方関係

- 外地其ノ他在外本邦金融機関及企業等ニ対スル国家補償其 ん他之ガ善後措置ヲ決定セントス 在外金融機関及企業ノ処理ニ関スル件
- 満州・支那・南方及外地等ヨリノ引揚民其ノ他在外邦人ノ **持帰金其ノ他対日送金ニ対シ所要ノ処理ヲ行ハントス** 華人及鮮人労務者持帰金ニ関スル件 引揚民其ノ他在外邦人ノ対日送金処理ニ関スル件
- 金等ニ対シ所要ノ補償措置ヲ講ゼントス 華人及鮮人労務者ノ引揚ニ際シ本邦ヨリノ持帰金、郷里送
- 本邦在外財産ガ賠償ノ対象トナルベキ場合ヲ予想シ之ガ実、本邦在外財産ニ対スル措置ニ関スル件 体ヲ調査スルト共ニ其ノ補償措置ヲ考究シ置カントス 在外資金ノ調達ニ関スル件
- 従来ノ方法ニ依ル在外資金ノ調達不可能トナリタルニ対処 方法ヲ考究セントス シ在外軍隊・居留民等ノ差当リノ経費支弁ニ当ツル為特別

賠償金支払ハ今後我国経済ノ方向ヲ決定スル重要問題ナル ヲ以テ凡ユル角度ヨリ之ヲ研究シ置カントス 賠償金問題ノ研究ニ関スル件

対外貿易政策ニ関スル件

国際通貨協定ニ対スル本邦ノ採ルベキ態度ヲ研究シ置カン 民生安定及賠償金ノ為ノ対外貿易政策及之ガ決済方式並ニ

## 法令関係

- 途簡易平明ナル単行法等ニ取纒メントス 民生安定上必要最少限度ニ於テ存置ヲ必要トスル規定ヲ別 大蔵省関係戦時統制法令ハ之ヲ廃止シ、 国民ノ自主的活動ニ依リ新ナル経済建設ニ邁進セシムル為 戦時統制法令ノ改廃ニ関スル件 一方戦後ニ於ケル
- 為会計法ノ改正ヲ行フト共ニ外地特別会計法等ノ廃止ヲ行 会計法戦時特例等ノ廃止ト共ニ会計事務ノ能率化等ヲ図ル 会計法令ノ改廃ニ関スル件
- 各種戦時法令ノ改廃ヲ行フト共ニ朝鮮等外地施行関係法令 其ノ他 /廃止ヲ行ハントス 戦時法令等ノ改廃ニ関スル件
- 他省ノ採ルベキ措置ニ対応シ大蔵省トシテ措置ヲ要スル事項

滅セルコト及物価騰貴ノ一大原因タリシ労賃モ合理化セラル **遏ハ容易ナワザデハナイト思ハレル加フルニー方巨額ノ国債** 金ヲ要スルノミナラズ内外企業ノ債権債務ノ処理及賠償義務 終戦後ニ於テハ臨時軍事費ノ支出モ軍需融資ニヨル支出モ消 預金等過去ニ於ケル蓄積ノ重圧ガアリ他方経済ノ基盤ガ従来 ルコト等インフレ減少ノ原因モ存スルノデアルガ他面食糧増 トスル日本銀行貸出ノ増加ニ基因スルモノデアル。 トスル国費ノ支出ニ依ル国債ノ所謂不消化ト軍需融資ヲ中心 /履行ニ伴フ負担ヲモ顧慮スルトキハインフレーションノ防 ヘ半分程度ニ縮減セラレタコトヲ考ヘルト非常ナ困難ヲ伴フ 帰還将兵ノ厚生ニ関スル諸経費等ノ為今後多額ノ新規資 産業ノ転換、 復員、戦災地ノ復旧、 傷痍軍人遺家族ノ援

## インフレ防止対策トハ

- 国民ニ対スル認識ノ徹底即チ悪性インフレノ恐ルベキコ ノ認識ヲ徹底シ資金軽視ノ観念ヲ払拭スルコ
- 業資金供給ノ適正化 資金放出部面ニ於ケル対策即チ財政支出ノ徹底的緊縮産
- 即チ国民貯蓄増強方策ヲ続行シ其ノ心理的基礎ヲ為ス預金 ノ安全性ノ確保ヲ図ルコト 資金吸収部面ニ於ケル対策
- 物資部面ニ於ケル対策 子食糧其ノ他ノ生活必需物資ノ増産

### 去ニ関スル方策 シムルベキ方策 民生安定ノ為ニスル衣糧及住宅問題ノ処理 帰還兵・産業復員ニ依ル離職者・戦災者等ノ生活不安除 軍需物資資材ヲ急速ニ民生ノ安定ノ為ニ転換スル方策 食糧ノ徹底的増産施策

軍事上並ニ産業上ノ復員ノ円滑敏速ナル実行ヲ可能ナラ

# 終戦後ニ於ケルインフレ防遏対策説明要旨

出所

大蔵省資料乙五二六一一一一。

ガリ版刷。原文において「第五」が欠落、

単純な付番ミスと思わ

# 終戦後ニ於ケルインフレ防遏対策説明要旨

### 序説

ヲ敷衍シテ申上ゲル。 集会所ニ於ケル大蔵大臣ノ演説ニ詳細述ベラレテアルカラ之終戦後ニ於ケルインフレ防止対策ニ付テハ九月十一日ノ銀行

決ニ傾倒サレテ居ルワケデアル。 社会及経済秩序ノ維持ノ中核ヲ為スモノハ通貨ノ信用ヲ確保 スルコトニアルノデアツテ大蔵省ノ任務全部ハコノ問題ノ解 シ戦後経済ニ生ズル棋アル所謂悪性インフレーションヲ防止

戦争中殊ニ終末前ニ於テハ通貨ハ急激ナル膨張ヲ示シ悪性イ ノ懸念ガアツタ之ハ厖大ナ臨時軍事費ヲ中核

戦後インフレ諸対策の立案

答へスルコトニスル。 業資金供給ノ面ニ於ケルオ話ダケヲ致シ御質問ガアレバオニ之ヲ説明スルニハ時間が無イカラ差当リ私ノ担当スル産 為替部面ニ於ケル対策等広汎ニ亘ル対策ヲ必要トシ詳細

資

終戦直後ニ於テ産業資金部面カラハ

- 一切ノ軍需融資ノ打切ヲ為シタルコト
- 必要最少限度ノ資金ノ供給 民需産業資金ノ供給
- 事業資金調整暫定標準ノ設定及改訂
- 給与等ノ資金ノ供給
- 役員社員労務者等ノ退職金ノ現金支給防止
- 軍需企業ノ債権債務ノ決済制度
- 結論 (略)

題ノ解決が根本デアツテ食糧問題が解決シ国民生活が安定スレ 必要トスルガ要スルニ衣食住殊ニ生活必需物資ニ付特ニ食糧問 インフレーション防止ニハ以上述ベタ如キ各方面カラノ対策ヲ ナケレバ秩序ノ混乱トナリ金融面ノミカラ如何ニ手ヲ画シテモ インフレーションノ防止ハムツカシイト思フ。 インフレーションノ危険ハ少クナルハ共ニ食糧問題が解決シ 津島寿一大蔵大臣金融局書類ファイル所収。タイプ打ち。

> 出所 大蔵省資料2五三一一六一二三

九日) 16 大蔵省重要施策事項 (案)(昭和二〇年一〇月

行政機構ノ改革 大蔵省重要施策事項 (案)

昭二〇、 <del>\_</del>

行政整理

三 官吏制度ノ改革

国庫負担能力ノ測定

国土計画ノ構想

補給金及補助金ノ改廃及物価政策

tį 恩給制度ノ改廃 公営事業ノ払下

賠償額ノ調査 税制ノ改革

士 食糧確保方策 輸入決済資金ノ調達

士 衣住確保方策

十四 五、 戦時法令及会計法ノ改廃 職業ノ付与(失業対策)

大蔵省資料2五二六ー

スルモノトス 合軍側へ連絡シテ其ノ協力ヲ求メ全力ヲ尽シテ之カ実施ニ邁進 自主的即決的施策確立要綱

- 際正義ノ厳守ヲ期スヘキコト 彼我双方ニ依ル「ポツダム」宣言ノ降伏条項ノ□遵ト国
- 基礎ヲ鞏化スヘキコト 対米協調ニ徹シ相互ノ理解ト信頼感ヲ増大シ帝国更生ノ
- 指向シ国民大衆ノ生活確保ヲ第一義トスヘキコト **義、平和主義、合理主義ニ基ク政治経済ノ社会化ニ重点ヲ** 変革更生ニ至ル万般ノ施策ハ進歩主義ヲ基調トシ民主主
- 存セシムヘキコト ツ日本民族固有ノ美点ト好マシキ伝統ヲ常ニ其ノ基底ニ厳 変革更生ノ断行ニ当リ飽ク迄自主性ト主体性ヲ失ハス且
- (1) 降伏条項ノ厳守及国家生存権ノ確保
- スルコト 履行スルト共ニ連合国側ニ依ル右条項ノ範囲進展ヲ防止 「ポツダム」宣言等ニ掲ケラレアル降伏条項ヲ忠実ニ
- (n) 新ノ実行ヲ図ルコト 徹底的日米協調ニ依り米国ノ協力ノ下ニ円滑ニ国内革
- (4) 帝国領土ノ割譲ノ合理的解決ヲ図ルコト
- 連合国側ノ支援ヲ得テ差当リハ国民経済維持上少クト

## 和二〇年一〇月一二日外務次官) 自主的即決的施策ノ緊急樹立ニ関スル件 韶

革新案ハ極端ニ走ルノ結果トナルヘク斯クテハ唯ニ施策ニ中正 意ニ依り日本ノ変革更生ヲ具体的ニ実現スルコト焦眉ノ急務ナ 国際情勢ハ帝国ノ国際管理実現ノ方向ニ向ヒツツアリ帝国ノ前\*\* 樹立シ之ヲ強力ニ遂行スルニ非ラサレハ事毎ニ進駐軍側ヨリ命 ヲ初メ政治、経済、 的ニ把握シ日本ノ変革更生ノ主体性ヲ恢復シ自発的ニ統治制度 主義ヲ基調トスル民主主義日本ノ建設ニ在ルコトヲ明確且徹底 請ヨリ距ルコト遠ク進駐軍ハ「ポツダム」宣言及「降伏後ニ於 リ然ルニ降伏後ニ於ケル事態ノ進展ヲ観ルニ事実ハ右喫緊ノ要 途愈々多難ニシテ対米相互信頼感ヲ鞏化シツツ我方ノ自主的発 仍テ別紙要綱ニ拠リ緊急ヲ要スル施策ヲ即決的ニ確立シ之ヲ連 ナキ状態ニ立到ルノ惧レ極メテ大ナリ ヲ失フノミナラス国家トシテ自主権ノ全面的喪失ヲ招来シ勢ヒ 令ヲ与ヘラレテ受動的ニ之カ実施ヲ余儀ナクセラレ政治経済ノ ニ連合国側ノ日本統治方針大綱ノ意図スル所カ平和主義ト合理 スル方針大綱ヲ綱領トスル革命勢力タルノ感アリ帝国ニシテ速 ケル米国ノ初期ノ対日方針」等ニ体現セラレ居ル日本統治ニ関 ニ決シタル際ノ帝国ノ意図ハ没却セラレ降伏後ノ独逸ト択フ所 / 趨ク所終戦決定当時「ポツダム」宣言ノ降伏条項ヲ受諾スル 自主的即決的施策ノ緊急樹立ニ関スル件 文化等各般ノ分野ニ亘リ急速ニ施策要綱ヲ

- 統治制度及統治組織ノ改革 付等ヲ行ヒ国民ノ皇室ニ対スル信仰ヲ新タニシ以テ国体 **ノ護持ヲ完カラシムルコト** 皇室制度ノ合理化ヲ図ルト共ニ大赦、 皇室財産ノ御下
- (n) ヲ確立スルモ大権ハ時ニ応シ能動的ノモノタラシムルコ 憲法ヲ改正シ之カ運用上民主主義精神ニ依ル補弼制度
- 図ルコト 内大臣府、 枢密院等ノ民主化ニ依ル□□政治ノ公開ヲ
- ヒ急速ニ総選挙ヲ行フコト 選挙法及貴族院令ノ民主主義的、進歩主義的改正ヲ行
- (選挙法ノ改正案ハ審議会ニーケ月ノ期限ヲ付シ主要点 、改正案ヲ完了セシムへク要スレハ暫定的改正ニテモ可
- 度ヲ根本的ニ改革スルコト 内閣各省ノ混合簡素化ヲ行フト共ニ官制及官吏任用制
- 検察制度ニ付着スル封建的残渣ヲ一掃スルコト
- 正ヲ行ヒ且ツ地方自治制ヲ強化スルコト 国民経済ノ諸条件ノ変移ニ応シタル地方行政区画ノ改
- 主義ト神話的日本選民思想ノ源泉タルヤノ疑ヒヲ一掃ス 神社神道ニ於ケル政治性ヲ払拭シ神道カ極端ナル国家

- 広ク東西ノ古典ノ翻訳乃至註釈普及ヲ図ルコト
- 本的改正ヲ速カニ完了スルコト スル全学校ノ再編成ニ関シ基本的方向ヲ闡明シ□□ノ根 大学教育ニ真理探究ノ自由ヲ認メ又個ノ完成ヲ目標ト
- 封建的性格ヲ一掃スルコト ニ右ノ分野ニ於ケル民間諸団体ニ残存スル軍国主義的 宗教、文化等ニ関スル政府ノ統制ヲ廃スルト共
- 文化ノ中心ヲ首府ノミニ限定セス地方的ニ分散スルコ
- 国民大衆ノ生活確保

(4)

- ニ統制ヲ活用スルコト /具体案及住宅政策ヲ確定シ即時実施ニ移スコト之ガ為 権威アル食糧需給計画ヲ樹立シ配分制度ヲ合理化スル
- 付所要ノ援助ヲ得ルニ努ムヘシ) (確定案ハ之ヲ連合軍側ニ提示シテ必須食糧ノ輸入等ニ
- ション」ノ進行ヲ阻止スルコト **購買力ノ吸収ノ為ノ凡ユル方法ヲ講シ以テ「インフレー** 生産ノ増加ヲ図ルト共ニ画期的ナル財政政策ヲ実施シ
- ニ提示シテ支援ヲ得ル様措置スヘシ) (精密ナル数字ニ基ク明確ナル具体案ヲ速カニ連合軍側
- 的技術ヲ導入シ之カ多角化ヲ図ルコト 封建的農村経済組織ヲ打破スルト共ニ農業経営ニ近代

- 伝統的手工業ヲ存続助長スルコト
- 修理経済ノ急速復活ヲ促進スルコト
- ニ依ル人口ノ再配置ヲ図ルコト 産業立国ノ重点ヲ農業ニ置クヘキヤ工業ニ置クヘキヤ
- 国民経済ノ社会化

書込

\*1二〇、一〇、一二 文書課長

\*2本件ハ外務次官ヨリ大

ノ運命ハ危機ニ陥ルニ至ルコト予見ニ難カラス

ヨリノ米側ノ意向ハ放棄ヲ余儀ナクセラレ其ノ結果帝国 イテハ占領政策上 天皇及帝国政府ヲ活用セントノ当初 セラルル場合ハ部分的軍管理ノ実施ニ至ル公算モアリ惹

供高覧

蔵次官ニ参考案トシテ連絡越セラレタルモノニ有之 御参考迄

タイプガリ版刷。

- ニ組合運動ノ活発化ノ為ノ措置ヲ講スルコト 労働組合 農民組合、消費組合等ノ結成ヲ促進シ一般
- 社会保険制度ノ拡充強化ヲ即時実施スルコト
- 企業経営権ニ対スル干渉ヲ□ムルコト
- 財産税及高度ノ累進課税ヲ課スルコト
- 計り且右ハ大財閥ノ解体ト並行セシムルコト 富ノ再分配、 企業独占ノ打破、産業支配権ノ社会化ヲ
- 輸入資金ノ造成及失業者ノ吸収
- 付シ輸入資金ノ獲得及賠償ノ一部充当ヲ図ルコト 連合国側ヨリ原料ノ提供ヲ得テ完成ノ品トシテ之ヲ給
- 資ノ外貨へノ換価及輸出産業ノ操業ヲ再開スルコト 輸出ノ可能性ニ関スル調査ヲ速カニ完成シ輸出可能物
- ルコト (連合軍側ト連絡シ所要ノ援助ヲ得ル様努ムヘシ) 失業対策トシテ土木事業、「ダム」建設等ヲ即急実施ス
- 註 シテ徒ラニ時機ヲ失スルニ於テハ連合軍側ヨリ先手ヲ打 タレ実施命令ノ頻発ヲ見ルヘク然モ能率挙カラスト看取 前記諸項目ハ自発的、 即決的ニ着手スルヲ要シ然ラス

18 大蔵省資料乙五二六一一一一。 財政再建対策要目(昭和二〇年一〇月一五日)

行政整理 財政再建対策要目

10.10.1五

三、 行政機構改革 官吏制度改革 **息給制度再検討** 

行政運営方式ノ改革 自治行政へノ復元

五 論功行賞廃止

t 企業補償等処理 補給金制度廃止

国債処理

一〇、国有財産払下 臨時軍事費処理

162

皇室財産ノ寄与

一三、財産税創設 大日本帝国政府用箋。ペン手書き。

(3) (2) (1)

価格差補給金廃止

価格統制令ノ改正

補償ノ問題

保険金ノ支払ノ問題 財政収支均衡

大蔵省資料2五二六———一。

19 経済閣僚懇談会討議要目(昭和二〇年一〇月一

八日)  $\frac{\hat{}}{\hat{}}$ Q Q 八八

経済閣僚懇談会討議要目

統制法令ノ改廃

食糧対策

蚕糸業及木材対策

日本産業機構ノ民主化

統制法令

統制会ノ改廃

新産業団体

産業転換特ニ民需産業へノ応急転換

輸入物資確保ノ為ノ輸出産業ノ振興

**戦災復興特ニ越冬対策** 

8 復員及失業対策

9 労働組合法

運輸通信復旧増強 インフレ対策

増税、専売益金等ノ増収(経済振興及民生安定トノ関連性) 歳出削減方途及国有財産官公営企業払下ノ可否

財政収支五ケ年予想

政策、国土計画、産業構成方策等ノ確立 民生安定方策、 生産活動促進方策、教育及文化方策、 人口

のもの。ガリ版刷。 以下、資料I-26までの文書は昭和二〇年一〇月中旬ないし下旬

大蔵省資料乙五二六一一一二。

## 21 日本経済再建ニ関スル メモ

世界平和確保ニ対スル主張 日本経済再建ニ関スルメモ

張ス 現在ノ平和ガ過渡的平和タル様相ヲ示スニ対シ恒久平和ヲ主 当分ハ学問的ニ将来ハ外交的ニ

経済再建十ケ年計画ノ樹立

三、民衆ヲ基盤トスル統制経済ノ実施 年計画ヲ樹立シ昭和二十二年ヨリ之ヲ実施ス 当面ノ過渡的対策ヲ講ズルト共ニ科学的基礎ニ立ツ再建十ケ 日本経済再建ハ十ケ年計画完了迄ノ間ハ相当広範囲ニ統制経

農業ヨリ軽工業へ

民衆ノ批判、

参加ヲ求ムル要アリ

済ヲ実施セザルヲ得ズ唯従来ノ統制経済ノ失敗ヲ反省シ常ニ

I

取敢へズ農村ニ吸収セラレタル労力ヲ活用シ食糧ノ増産ニ努

出所 務官) 基準各種実情及反響ノ聴取及調査) 基礎資料ノ調査(国民財産、国財政均衡方策ニ関スルメモ タイプ打ち。 塩増産対策 20 大蔵省資料2五二六ー一一一。 臨時軍事費ノ処理 外地企業補償 財政均衡方策ニ関スルメモ 国民所得 (文書課西原直廉事

西 国民日常最低生活 原)

二、前提情勢ノ探究(新日本ノ環境、世界ノ動向、日本ノ資源) 員ノ調査) 機構ノ整備(主計局ノ強化、税務署陣容ノ整備、 特殊調査

並二通貨安定点及安定方途 財産税及財産増加税ノ創設(目的、 経済振興民生安定方策ニ伴フ国庫支出額ノ測定 財政負担ノ測定(確定分子及未確定分子)及之が償却計画 方法、 影響 対策準備)

軽工業ニ転換ス ムルモ過渡期間経過後ニ於テハ農村機械化ニ依リ農村労力ヲ

技術教育ノ徹底

現在ノ中等学校ハ約一割ヲ残シテ他ヲ技術学校ニ転換シ又技 術指導者ノ養成ヲ図ル

財政政策

ヲ排除スル大手術トシテ之ガ実行ヲ可トスベキ処一方手術後 財産税ノ創設ニ依ル財政均衡ノ回復ハ日本経済ノ過去ノ膿汁 ノ手当トシテ

社会政策ノ実施

生産ヲ刺戟スル経費ノ支出

等ニ依り再建ノ体力ヲ養フコトヲ忘ル可ラズ

(未完)

タイプ打ち。「(未完)」は原文。

出所 大蔵省資料2五二六ー 終戦後に於ける財政再建計画の一構想(メモ)

終戦後に於ける財政再建計画の一構想(メモ)

計画の前提

(-)る正確なる認識 今後の日本の生きる道如何、 日本再建の目標及態様に関す

給思想の脱皮(零細農に依つて規定せらるる我国農村の特 再建日本に於ける国家の役割の 自給自足思想殊に食糧自 財産税及財産増加税ノ創設

財政再建計画大綱ニ関スル問題

財政再建計画ノ狙ヒト両税ノ意味

現段階ニ於ケル国民経済ノ安定ト財政収支均衡トノ関係

積極財政カ消極財政カ(通貨価値ノ安定へノ寄与判定)

注

タイプ打ち。 賠償問題の論議

大蔵省資料2五二六ーーーニ

23

財政再建計画大綱ニ関スル

問題

(3)(2)

生産の減退ー

-輸出力の喪失

食糧輸入力への危機―左傾への反動的行過ぎ

通貨滞留と価格体系の混乱

食糧飢饉の慢性化と失業の深酷化

経済安定化への努力期

諸階層の対立激化―悪性インフレへの基盤の醞醸

第

|期の財政||概ね第||期以後実物賠償開始迄

現行制度を基礎としつつ極力節約への努力

(三)

財政の運用

 $(\Box)$ 

財政の重点

応急的経済秩序の維持、

社会費の増大、

戦時予算の整理

諸観点を明確に把握することを要求す 賠償に関する我方の態度及財政再建の構想は例へば右の如き 向上の背反)―経済の民主化と社会化 再建と恒久対策の区分、 国家権力を背景とする特定産業建設強行の可否(応急経済 産業構造の畸形的発達と文化水準

資

現状に対する冷静なる認識と之を出発点とする将来に対す

る客観的情勢判断 歴史的発展過程に於ける国家財政の把握―財政再建計画

の段階的処理の必要

# 経済再建への前提条件

**じての財政の把握、生活水準と国民生活費の決定** 国民経済の一環としての、 其の相互影響下に在るものと

- 国民生活の安定―特に食糧問題の解決
- 通貨信認の前提
- $(\Box)$ 稀少価格の瀰漫に依る価格体系崩壊の防止 一の系
- 国民経済の正常的再生産の恢復、 財政均衡の基盤

需要を生産活動の動因とする正常的生産の開始

(三)

- 賠償問題の決定
- 国民経済の可能なる量的大さの決定
- 為替水準の決定
- 財政再建計画に関する一般方針

る民主的予算への緊縮 軍事予算及軍国主義体制促進を目途とするの整理終結に依

厳密なる意味に於ける収支均衡予算の確立

調達方法の理論的構成 賠償支払を含む歳出計画に対する租税体系の確立、 歳入

(三) 国民経済再建計画との適合

の除去 通貨安定及生活水準の目標、 産業計画の構想、 経済変動

画期的方法に依る戦費負担の切捨

なる把握、 補償金の厳密なる査定、財産税の創設、 金利水準の引下 戦時利益の正確

財政の社会化

社会費、文化費 租税政策

決算審査の科学化

期の財政―恐らく明年中期迄と予想せらる

経済的諸現象

の危機)政情不安定に依る其の拡大 食糧の絶対的不足―社会不安の醸成(食糧暴動への発展

(2)不円滑、対政府不満増大 政策の滲透速度緩慢―住宅、 衣料其の他の生必品の出廻

失業問題の重大化―産業再建目標に関する企業家の戸惑 労動運動組織の活発化

通貨退蔵傾向改まらず

価格機構の混乱

済民主化ノ日本的形態)

課税技術ノ問題

客体(特ニ企業課税ニ伴フ問題

方法

時期

対スル対策 生産及流通経済ノ運行ニ対スル課税ノ影響ノ分析及之ニ

併行的ニ実施スルヲ適当ト考ヘラルル補完施策

増税

賠償税的構想(国民ノ増税ニ対スル納得ノ問題)

直接税ノ調整(列国トノ負担比較、 賠償交渉トノ関連)

税務機構ノ刷新 充実

地方行政機構ノ改編ノ問題 地方税トノ調整(地方自治ノ強化ト政府ノ負担軽減)

行政整理

給与制度ノ刷新

給与ノ引上

恩給制度

価格及補給金ノ廃止 恩給思想ヨリ退職金思想へノ転換

価ト物資間ノバランス) 新物価体系ノ下ニ於ケル公定価格決定ノ問題 (購買力平

-ル平均操作ノ存廃

戦後インフレ諸対策の立案

(0) 課税後ニ於ケル資産ノ構成ト 消費計画ノ設定 今後ノ国民経済ノ構成(経

165

関連

価格調整特別会計ノ設定ノ問題

国有財産及官営事業ノ払下

資

官営ノ方が民主化ニ近カラズヤ

経営ノ民主化ノ方法(運営委員会)

所有ノ払下ノ構想(国際電気通信会社ノ例)

外資導入及賠償トノ関連

企業補償

厳格査定ヲ弁護士会ニ請負ハセル構想ノ採否

社会施設費(失業対策)

政府全体ノ施策ハ失業対策ノ視角カラ計画サルベキコト

政府ノ失業対策ハ「生産的」失業対策トシテ構案スルコ

出所 タイプ打ち。

大蔵省資料2五二六一一一二。

財政危機対策要綱メモ(主計局大平正芳事務官)

財政危機対策要綱メモ

(本

24

一、想定

国民経済の縮少再生産の加速度的進行

(特に生産力、 輸送力)の縮少と疲労

経済道義の弛緩

国家権力と国家信用の崩壊

労働秩序の□力的破壊

戦時資本主義の蓄積涸渇

連合国の対日支援を早急に期待

以上各原子の同時的進行による経済秩序崩壊の加速度

インフレーションの執拗な昻進

縮少再生産の加速度化必至

賠償その他対外債務の重圧

対内的戦後施策の累増

(=) インフレ統制力の崩壊

(4) 以上各原子の同時的進行による先行不安の一般化

一般的危機への転化の危険性濃厚

一、対策

(-)前提

インフレ必至と一般的危機への転化の実勢把握

(四)(イ) 既成の政策理念の抛棄

(B) (A) 崩壊した国家権力と国家信用の冷厳なる評価替

「上からの統制」に代ふるに「国家自体の商人化」

固定した低物価政策の勇敢なる抛棄

国家による信用造出可能性の断念

 $(\Box)$ 財政対策

(=) (+) (11) (1) 重点を歳出より歳入に移行せしめること

租税の原始的復元……直接税より間接税への重点移行

食糧品等の輸入専売の急速実施

益の徴収 価格差補給制を廃止し米麦等に対し逆に軽度の価格差

(困窮者については別途リリ ーフの方法を講ずる)

公債公募主義の貫徹

歳出を歳入限度に喰ひとめる

進駐軍費の進駐軍移管断行

地方財政の自治性促進、税源の地方復元

.(u) 国家資本の闇市場操作の大規模なる推進

労働対策

組合の経営参加の推進……企業体制の民主化促進

(y) (D) 組合員の持株勧奨

序の建立 企業の国家管理権の獲得と労働予備軍の編成及動員秩

物価及配給政策

主食 公価の大幅引上)と強力なる配給管理を断行す 肥料及石炭についてのみ物価の公定(但し現行

崩壊に頻した国家権力を分の面に結集し他は自由の流 通に放任すること

丰 注意事項

司令部に対する折衝は国民経済、 国家権力、経済秩序の

> 現実を率直に訴へ財政再建によるインフレの昻進速度 緩和と占領政策の円滑なる推進を確保する意図を闡明 すること

 $(\Box)$ 先づ新聞により興論を喚起し吉田内閣の命運を賭けた国 策に化体せしめること

(三) 新しい国家再建の哲学(貧血した概念哲学ではなく生々 い囚はれない感覚でつくり上げること しい生活哲学)の創造とその巧妙なる宣伝方途を新し

出 注 ▽ 大蔵省資料2五二六―一―二。タイプ打ち。

25 戦後財政再建策覚書(主計局大平正芳事務官)

戦後財政再建策覚書

全計 大平)

戦後財政再建ノ課題

既往ノ国債ノ処理

右(イ)のガ互ニ相排斥シー歩誤レバ社会的革命ヲ惹起スル危険の)将来の収支均衡ノ維持 性アル処ニ問題ノ悲劇性ト重要性トガアル。

国債ノ処理

**償還、利払ヲ続行スルニ於テハインフレ必至、生産減退、失乱ヲ結果シ、急速ニ社会革命ヲ誘致ス。公約ヲ守リテ元本ノ** 蛮勇ヲ揮ツテ元利ノ支払ヲ打切ルト信用恐慌、経済秩序ノ混

要ガアル。

・
大会不安ノ激化ヲ回避スルカニ政府ハ全カヲ傾注スル必約ノ線ニ添ヒツツ如何ニシテインフレノ進行ヲ可及的ニ緩和約ノ線ニ添ヒツツ如何ニシテインフレノ進行ヲ可及的ニ緩和を入支柱ガ国家ノ信用ニアリトセバ、公約破棄ハ不可。公右何レノ道モ茨ノ道、苦悶ノ難路デアル。シカシ国家組織ノ

- ノ昻進ヲ結果ス。 産及流通経済ノ運行が阻害セラレ却ツテ実質的ニインフレーが開資スレバ「紙幣」インフレノ抑制ニハナルベキモ、生ヲ閉鎖スレバ「紙幣」インフレノ抑制ニハナルベキモ、生の「国債ヲ棚上ゲ、国債ヲ媒体トシテ日銀ヨリ融資ヲ仰グ道

レノ昻進ヲ緩和シ得ルノミ。財産ノ払下ニ依ル遊資ノ吸収ト其ノ生産的利用トガインフ財産ノ払下ニ依ル遊資ノ吸収ト其ノ生産的利用トガインフ外ニ効目ナシ。僅カニ財産税ニ依ル元本自体ノ磨銷ト国有国債ノ償却手段トシテ官業ノ払下等ヲ行フモ心理的効果以

三、収支均衡策(社会政策ニ付テハ後述)

ハ酒、煙草ニ依ル増収以外ニ多クヲ期待シ得ナイ)ケ難クインフレノ進行モ亦阻止シ得ナイ。反面新シイ財源(国債ノ利払、連合軍軍費、復員費、社会政策費ノ増嵩避

(1) 向フ五ケ年間位ニ収支均衡ヲ回復スベキ財政計画ヲ樹

ルコト。

財政」ヲ極力抑ヘルコト。
(2) 大蔵大臣ノ所謂「生産財政」ノ構想ヲ具体化シ「消費

出所 大蔵省資料乙五注 タイプ打ち。

四所 大蔵省資料2五二六―一―二。

辺喜久造書記官) エー26 日本財政経済再建ニ関スル意見書(主税局渡

日本財政経済再建ニ関スル意見書

一、現在日本財政経済再建ニ関シ我々ガ当面シテ居ル問題ハ次主税局渡辺書記官

ノ二重ナ性格ヲ有シテ居ル。

- 足リナイ状況ニ在ルコト国現在ノ国民生活ヲ維持スルニ国現在ノ国民経済ハ当面我国現在ノ国民生活ヲ維持スルニ生活基礎ハ敗戦ニ因ル国民経済生活圏ノ縮小ト相俟ツテ我の、戦災ニ因リ破壊サレ又ハ戦争中ニ酷使サレタ生産手段、

ガツクコト前提トスルコトモ銘記サレネバナラナイ。 対ツクコト前提トスルコトモ銘記サレネバナラナイ。 国分配ノ問題デアルニ対シ向ハ現在ノ生産ガ現在ノ消費ヲ題分配ノ問題デアルニ対シ向ハ現在ノ生産ガ現在ノ消費ヲカにキレナイ問題デアルニ対シ向ハ現在ノ生産ガ現在ノ消費ヲカにキレナイ問題デアルニ対シ向ハ現在ノ生産が現在ノ消費ヲカにキレナイ問題デアルニ対シ向ハ現在ノ生産が現在ノ消費ヲリスを持つする。

ヲモ脅カス惧スラ有ツモノデアル。 
建ガ到底望ミ得ナイバカリデナク之ガ解決ノ遷延ハ国家治安ル、而テ之ガ解決特ニ前者ノ解決ナクシテハ日本財政経済再ル、而テ之ガ解決特ニ前者ノ解決ナクシテハ日本財政経済再 
デ居り住宅問題トシテモ大キク「クローズアツプ」サレテ居二、のノ問題ハ当面食糧ノ問題トシテ最モ緊急ナル性格ヲ有ツ

三、(ハノ問題ハ謂ハバ債権債務ノ問題デアリ戦争ノ後始末ヲ誰

本問題ハ具体的ニハ尨大ナ国債ノ蓄積国家破産ノ危惧トシテ本問題ハ具体的ニハ尨大ナ国債ノ蓄積国家破産ノ危惧トシテ本問題ハ具体的ニハ尨大ナ国債ノ蓄積国家破産ノ危惧トシテ本問題ハ具体的ニハ尨大ナ国債ノ蓄積国家破産ノ危惧トシテ本問題ハ具体的ニハ尨大ナ国債ノ蓄積国家破産ノ危惧トシテ本問題ハ具体的ニハ尨大ナ国債ノ蓄積国家破産ノ危惧トシテ本問題ハ具体的ニハ尨大大国債ノ蓄積国家破産ノ危惧トシテ本問題ハ具体的ニハ尨大大国債ノ蓄積国家破産ノ危惧トシテ

ラレル而テ此ノ関係ハ具体的ニハ将来ノ財政均衡ノ回復ニ其 付テ見透シヲツケ之ヲ一応ノ出発点トシ財産税等ニ因ル資金 致サセル様ニ各種価格ニ付テ均衡ヲ図ルトセバ何ウナルカニ 為ニハ先ツ以テ現在ノ水準ヲ維持スルコトヲ前提トシ之ニ合 ケデハ容易ニ解決ヲ求メ得ナイ従テ此ノ際当面ナスベキコト 次ニ新物価水準ノ問題デアルガ単ニ抽象的ニ之ヲ論議スル丈 ニ物価水準ヲ落付ケルベキカソノ点ヲ求ムベキデアルト考へ 量ノ減トヲ見合ヒツツ両者ノ均衡ヲトリ得ル為ニハ何ノ程度 ハ現在混乱ノ状況ニ至ル価格相互間ニ付均衡ヲトルコト此ノ ノ手掛リヲ求ムベキモノト考ヘラル。

最後ニ財産税ハ all or nothingデアルベキデ中途半端ナトキ ハインフレノ波ニ押流サレテ了フコトヲヨク銘記スペ

キデアル。

タイプ打ち。 大蔵省資料2五二六一一一二。

二〇年一〇月二〇日) 財政均衡恢復ノ前提要件ノ確立ニ付テ(昭和

財政ノ均衡恢復ノ措置ヲ実行スル為必要欠クベカラザル事ハ民 生ノ安定ヲ確保スルコトニシテ、 財政均衡恢復ノ前提要件ノ確立ニ付テ 之が為ニハ食衣住ノ確保及経 昭〇、 ą <u>-</u>

済活動ノ活発ナル開始ヲ前提要件トス

## 食糧ノ輸入

食糧ノ輸入ヲ確保スル為ニハ左ノ事ヲ実行スルコトヲ要ス 配給ノ確保 -当該大臣ノ訪問要請、 開拓ノ実行、 公正

# 輸送力ノ確保ー造船、修船及揚船

輸入資金ノ調達―輸出品ノ増産、 金銀ノ処置

## 食糧ノ増産

二千万石ヲ供給シ得ル計算ナリ 支那、比島ノ関係等ヲ考慮スルニ食糧ノ輸入ハ多キヲ期待 給ヲ図リ得ルコト肝要ナルベシ。而シテ肥料ノ増産、 シ得ザルベク将来ヲ慮レバ国内ニ於テ相当程度ノ食糧ノ自 励行、開墾計画ノ実現ヲ見ルコトヲ得バ年ニ米換算一億 裹作

# 肥料及農機器ノ増産

の大中小生産工場ニ政府又ハ農業会ニ於テ大量発註スル

一大企業等ニ肥料工場へノ転換ヲ命ズルコト **は運搬用小型トラツクヲ増産スルコト** 立製作所等優秀会社ニ製造セシムルコト **17米国製及国産ブルドーザ等ノプランヲ公開セシメ、** (大会社ニ命令生産セシムベキナリ) ナタ、荷車、 リヤカー、 桶等ヲ増産スルコ Н

来春ニ延ビル場合ハ馬鈴薯ヲ三月迄ニ植エシムルコト モ何ニテモ即時裏作ヲ実行セシムルコト 十月末迄ニ裏作可能地ハ麦、ソラ豆、ピース、 野菜ニテ

**问極力大農法ニ依ラシメ牧畜ト併行セシムルコト** 畑ニテ食足ルヲ以テ労極メテ多キ開墾ニ従事セズ) ルコトヲ要セズ、 **イイ開墾責任者ヲ決定スルコト(必ズシモ将来ノ耕作者ナ** 町村長等ヲ責任者トス農民ハ現在ノ田 ブル

(5)作付品種ハ米ニ捉ハレザルコト **/ 分採算不突合ノ土地ハ国営ニ依リ開墾スルコ** -ザハ場合ニ依り貸与制トス)

(水米麦、 証スルコト **蕃薯ノ専売又ハ買上制度ニ依り価格ヲ永久ニ保** 

△農機器ヲ大増産シ供給スルコト

## ()開墾奨励ノ為

B新田畑ニハ例へバ其ノー%ハ葉煙草ノ自由栽培ヲ認 A新田畑ニハ供出ヲ要求シナイコト ハコト

ヲ認メルコト ©新田畑ノ収穫物ノ中例へバ五%以内デ酒ノ自家醸造

**分既耕地付近ノ土地ハ農民等個人ニ開墾セシムルハ可ナ** ルモ大土地ハ農民ノ積極的ニ開墾ニ着手セザルベキヲ以

> 拘ラズ実行シ得ル如クスルコト **넰開墾ハ其ノ責任者ニ於テ土地所有権者ノ承諾ノ有無ニ** テ退休職軍官吏会社員等ニテ集団的ニ率先実行スルコト

# 品種ノ変更及改良

地ノ性質ニ依リ米ノ不作ノ所アリ、 同一品種ニテモ多収穫ノモノト然ラザルモノアリ、 其ノ土地ニ合フモノトスルコト 故ニ品種ヲ米ニ限ラ

# **糧供出及配給ノ確保**

- 主要食糧ノ専売制ヲ実施スルコト
- 農民課税ヲ重クスルコト
- (4) (11) 由販売トスルコト 米麦ノ平均配給ヲ実行シ場合ニ依リ一定量ノ藷類ハ
- (=) 悪質配給者ヲ厳罰スルコト
- (北) 都市人口ヲ縮少スルコト
- へ、、町村長又ハ農業会長ニ) 供出 (蒐集)責任者ト配給責任者ヲ一体トスルコト (例
- 食糧輸入ヲ確保スルコト

### 食糧ノ変更

ノ製粉ヲ容易ナラシムルコト) 粉食ヲ奨励スルコト(製粉所ヲ各所ニ設ケ、 藷ヅル等

(<del>u</del>) 航空、潜水糧食ニシテ文化的ナルモノ 赤飯缶詰等)製造ヲ奨励スルコ (ホシ飯、 餅ノ

(4) 牛豚羊山羊及鶏ノ牧畜ヲ奨励シ、 畜類ニ依ル栄養摂取

- 衣住確保対策 ニ努ムルコト
- 人造繊維ノ増産ヲ図ルコト

- 出来得レバー定ノ棉花及麻ヲ栽培スルコト 一定量生糸ノ生産ヲ確保スルコト
- セシムルコト 応急的ニ必要ナル戦災者等ニ非罹災者ヨリ提供(売却 (例へバ座ブトン廃止)

## 住ノ応急対策

- (1) コト) ニ請負セシムルコト建物ハ全損トシ国庫ニ於テ収容スル 焼空ビルノ全面的アパー ト化ヲ行フコト(大土木業者
- スルコト 官庁及各企業事務所ノ縮少廃止ニ依り都市人口ヲ縮少
- コト(半学半農トシ食糧ハ自給トス) 大都市所在大学及専門学校ノ田園移転ヲ即時実行スル
- ニ命令スルコト) 釘等建築道具資材ノ大増産及販売ヲ行フコト(大工場

# 経済活動ノ開始促進策

- 製鉄其ノ他基礎産業ヲ重点的ニ活動ヲ命令スルコ
- 資材ノ豊富ナル所ニ集中シテ活動セシメルコト
- シ又企業補償方針ヲ直チニ明示実行スルコト 企業ガ居喰出来ザル様戦時利得税課税ヲ早期ニ発表実行

- ヲ行ハシムルコト 企業ノ相互協同組織化ニ依リ若干企業ニ合理的集中生産
- セシムルコト 企業ノ居喰経費資金貸付(特ニ政府保証ニ依ル)ヲ停止
- 大企業設備中換算可能ノ範囲ノ企業ヲ再建又ハ新設スル
- (八) (七) 政府ニ於テ過渡的ニ必要製品ノ大量発註ヲ行フコト
- 輸送機関ヲ整備スルコト
- 部品製造ニ一時重点ヲ置カシムルコト
- 留意スルコト 将来産業トシテハ、空気、 酸素、塩素並ニ植物ニ重点ヲ置カザルヲ得ザルコトニ・米産業トシテハ、空気、水、海水、地力即チ電力、水 (例へバ製鉄モ電気製鉄ニ重点)
- 出 注 所 タイプ打ち。

大蔵省資料2五二六一一一二。

# 28 財政再建二関スル件(昭和二〇年一〇月二九日)

第一、 財政再建ニ関スル件 前提トシテノ考へ方

> 昭二〇 一〇、二九

スルコト ルモノトシ諸般ノ経済施策ヲ綜合シ徹底的ナル施策ヲ断行 戦後ニ於ケル財政ニ付テハ万難ヲ払シ之ガ均衡ヲ確立ス

\*(2) 決定及之が安定ヲ第一義トスルコト固ヨリナルモ本件ニ付 戦後ニ於ケル経済秩序ノ再建ニ付テハ通貨価値ノ水準ノ

- 定スルコト困難且不適当ナルニ鑑ミ差当り物資ノ出廻リノ ハ現下ノ混乱状態ニ於テ理論的ニモ実際的ニモ直チニ決
- ヲ□視スル反面不当ナル暴利ヲ取締ル程度ニ止メルコト 生産ノ促進ニ重点ヲ置キ不自然ナル統制ヲ緩和シツツ成行
- ノ経済再建ニ絶対ニ必要ナルコトノ認識ヲ維持スルコト 通貨価値ノ見透シノ如何ニ拘ラズ財政ノ収支均衡ハ今後

# 財政均衡ノ具体策

- 行スルコト 既ニ考へラレ居ル具体策ノ外左ノ着想ヲ以テ具体策ヲ准
- 累積スル赤字公債ノ相当部分ヲ償却スルコ
- 今後赤字公債ヲ出サザルコ
- テ賄フコト 右ニ依ルモ尚整理シ得ザル公債ノ利子ハ経常収入ヲ以

# 右着想ヲ具現スベキ対策

以テスルコト -新日本財政再建ヲ目的トシ全国民戦死ノ観念ヲ

戦時財産増加税

計約一、

〇〇〇億ヲ見込ムコト

- 債納ヲ為サシムル如ク工夫スベキコト 物納ヲモ認ムルモ納税者ヲシテ食納、 特殊預金納、 公
- (2)通貨ノ整理
- (1) 新紙幣ノ発行

財産税徴収ノ技術的必要(退蔵通貨ノ吸引)ヨリスル

コト) モ絶対ニ実行スルコト (平価切下的感覚ヲモ取入ル

- 新通貨ニ依ル預金 新旧紙幣交換ニ際シ預金ノ封鎖ヲ併行スルコト
- 旧通貨ニ依ル預金
- 最高発行限度制 ブ復活
- 歳出ノ整理
- テハ戦争保険其ノ他ト綜合的ニ査定シ現制ノ公債ヲ交 付スルコト尚右ハ租税ノ対象トナルコト固ヨリナルコ 総動員法、軍需会社法、防空法等法令ニ基ク補償ニ付 軍需企業等ニ対スル補償
- 価格差補給金補助金等ノ徹底整理
- 給与ノ大幅改善
- 賠償
- 社会条件ノ確立

注 書込 タイプ打ち。 ||産業組織 \*1綜合性 \*5輸送、 \*2クレデットノ件 物資需給 \*6米ノ輸入 \*3物価水準 素地/決済 \* 4 賠償

大蔵省資料乙五二六一一一一。

# 29 研究課題(昭和二〇年一〇月二九日

研究課題

資

(昭和二〇、 財政ノ均衡 一〇、二九)

転換資金小食糧等輸入資金 者ノ救済は復興資金へ産業 補償い在外企業ノ補償に軍 ())賠償負担(<)補助金 ノ造成分円系通貨整理負担 (/)国債ノ負担()軍需企業ノ 遺家族、 戦災者 帰還

新日本経済ノ在方

世界的環境 日本管理方針 各国ノ動向

三、 = 四 生産ノ促進 通貨価値基準ト其ノ安定 回物価ノ水準パ不知要素に (化通貨価値ノ水準(切下) 一弗十五円(為替相場)

新日本ノ特殊性

社会経済ノ安定維持発展 産業構成()国土計画 (イ)食糧ノ確保(回衣服ノ確保 (/住居ノ確保()完全就業()

二民間企業ノ国権依存 八中小商工業 回農業ノ比重 (/)人口ノ過剰

出注 所 タイプ打ち。 大蔵省資料2五二六一一一二。

☆資源ノ貧困 **お輸出材料ノ貧困** 

> 三 日) 30 財政ノ均衡恢復ニ関スル件(昭和二〇年一〇月

財政方針 財政ノ均衡恢復ニ関スル件 昭二〇、一〇、 Ξ

以デ、 即チ、当面ノ財政ハ左ノ方針ニ依ルモノトス テ膨大ナル通貨量ト国庫ノ負債ヲ整理シ財政ノ均衡ヲ恢復シ 居レル諸条件ヲ対象トシテ当面急ヲ要スル民生ノ安定特ニ食 近キニ之ヲ期待シ得ザルヲ以テ此ノ際一応現状ニ就テ判明シ 衣住及燃料等ノ積極的ナル安定方策ノ強力ナル実施ト併行シ ナル重要要素多分ニ存スルモ之等ノ解決ノ時期タルヤ果シテ **系通貨整理問題及在外企業補償問題、食糧輸入問題等未確定** ニ陥ラシメントスルノ虞多分ニ存ス。 センカ、我国ノ経済秩序ハ破壊サレ皇国ヲシテ悲惨ナル破局 預金ノ取付的現象ヲモ起シツツアリテ、現状ヲ此ノ儘ニ放置 動ハ睡眠スル等民生ノ安定ヲ欠キツツアリ、 庫負債累積シ、食糧及燃料等ハ不足シ遊民ハ漸増シ、 今ヤ我国ハ物ト見合ハザル通貨ノ膨張ハ継続シ、膨大ナル国 我国ノ危局ヲ克服スルコト喫緊ノ要務ナルベシ 故二賠償問題、 且一部ニハ漸次 在外円 経済活

スルモノトシ、之ニ要スル経費ハ積極的ニ之ヲ計上スルコ 食糧ノ増産、供出及公正ナル配給ニ依り食ノ安定ヲ恢復

(=)衣及住ノ安定恢復ニ必要ナル方途ヲ実施シ、之ニ要スル

経費ハ積極的ニ之ヲ計上スルコト

- 保改善ヲ図ルモノトシ、 燃料 電力、輸送其ノ他産業ノ基礎要素ノ積極的ナル確 之ニ要スル経費ハ積極的ニ之ヲ計
- 之ヲ計上スルコト 戦災ノ復興ヲ図ルモノトシ、 之ニ要スル経費ヲ積極的ニ
- ルコト 就業方途ヲ明示シ、 戦災者及引揚邦人ノ救済措置ヲ講ジ又遊民ノ 之ニ要スル経費ハ積極的ニ之ヲ計上ス
- (概ネ右口乃至四ノ事業ニ依り充足セラルベキモノトス) 軍需企業等ノ公正ナル補償ヲ即時実行シ睡眠企業ノ積極
- 的活動ヲ促進スルコト 科学的実際的教育制度確立ヲスルモノトシ、之ニ要スル
- 経費ハ之ヲ積極的ニ計上スルコト
- 衡ヲ恢復シ且膨大ナル通貨量ヲ整理スルト共ニ通貨価値ノ 費ノ絶対的削減整理ト他面租税ノ創設増徴ニ依リ財政ノ均 ナル額ニ上ルベキモ今後赤字公債ハ之ヲ発行セズ一面諸経 一応安定点ヲ確立スルコト 既存ノ国庫負債ニ右諸経費ヲ加算シタル国庫負担ハ膨大
- 標ヲ確立スルコト **之ヲ廃シ、価格ヲ適正ナル点ニ安定セシメ、** 右諸経費ノ削減ニ際シテハ各種価格差補給金及補助金モ 自主的活動目

# 財産税実施ニ付注意スペキ事項

為ニハ之ガ実施上左ノ諸点ニ留意スルヲ適当トスペシ テ之ニ依り膨大ナル通貨量ヲ吸収シ且通貨価値ノ安定ヲ図ル 而シテ右ノ如キ財産税及戦時財産増加利得税ヲ創設シ、

- 及ボシ又法人及個人ニ課スルコト 右新税ノ範囲ハ凡ユル通貨、預金、 動産不動産等財産ニ
- 新税創設後ノ財政収支恢復ノ状況ヲ国民ニ充分ニ理解セ
- シメ全国民ニ新生ノ活気ヲ振興セシムルコト 課税ハ社会的公平ヲ図ルコト
- 等ハ相当適切ナル処理ヲ要スペシ)
  一回限リナルコトヲ明ニスルコト

納税ハ早急且短期間ニ行フコト

(之ガ為ニハ賠償問題

- 項左ノ如シ 右観点ヨリ現在之が実施上準備シ置クヲ適当ト認メラルル事
- 新通貨ノ印刷及鋳造
- 現行紙幣銀行券及証券ニ対スル押捺用スタンプノ製造
- 整備スル要アルベシ) 税務署陣容ノ整備(必ズシモ人員ノ多ナルヲ要セズ人材
- 登録簿、土地台帳、保険台帳等ノ整理
- 現行通貨流通禁止及預金等暫定的支払制限規定ノ準備
- 特種技能調査員名ノ調査
- 納税動産不動産ノ管理活用方法及機構ノ準備
- 概算課税及申告納税ノ方法

財政均衡方策実施ノ前提社会情勢ノ確立

方針

方途ノ実施ト併行スルニ非ザレバ之ガ目的ヲ達シ得ザル所ナル 公正ナル配給並ニ生産活動ノ促進等ニ関スル積極的且強力ナル 生ノ安定ヲ恢復スルノ方途ニシテ、右ハ特ニ食ノ増産、供出及 尚右財政均衡方策ハ破局的インフレノ発生ヲ防止スルト共ニ民 スルコト最モ肝要ナリ、 ヲ以テ政府ハ身命ヲ賭スルノ一大決意ヲ以テ其ノ総力ヲ挙ゲテ 社会情勢ヲ馴致スルノ危険存ス 一時右目的ノ達成ニ集中シ打ツベキ方途ヲ着実ニ且早期ニ実施 然ラザレバ之ガ実施ニ依リ却テ壊滅的

## 関スル件(案) 31 新事態ニ即応スル価格等統制ノ運営方式ニ (昭和二〇年一〇月三一日)

第一七巻「資料⑴」、五〇三一〇七ページに全文収録。タイプ打ち。大蔵省財政史室編「昭和財政史一終戦から講和まで」

ジテ其ノ実効ヲ期スルコト

対的生活必需物資等ノ生産乃至配給ニ付遺憾ナキ措置ヲ講

価格等ノ統制ハ物資ノ統制ト相表裏シテ之ヲ行ヒ特ニ絶

必要最少限度ニ止ムルコト

自主性ヲ基調トスル統制方式ヲ採用シ価格等ノ公定ハ之ヲ

右法規ニ依ル統制ヲ行フ場合ニアリテハ可及的ニ民間ノ

撤廃シ其ノ出廻促進ヲ期待スルコト

メラルルモノニ集中シ其ノ他ノモノニハ法規ニ依ル統制ヲ 一般物価水準特ニ国民ノ生計費ニ対シ著シキ影響アリト認

価格等統制ノ目標ヲ国民生活ノ安定ニ置キ統制ノ重点ヲ

大蔵省資料2五二六—一一二。

新事態ニ即応スル価格等統制ノ運営方式ニ関スル件(案) ō,

応セル有効且適切ナル方途ヲ講ズルノ要アリト認メラルルヲ以現状並ニ見透ニ顧ミルトキハ価格等ノ統制ニ付現実ノ事態ニ即 終戦後ノ現段階ニ於テハ国民生活ノ安定ヲ確保スルト共ニ経済 テ此ノ際概ネ左記ニ依リ価格等統制ノ運営方式ヲ改メントス **ノ混乱悪性インフレノ発生ヲ防止スルノ要アリ且物資等需給ノ** Ξ

一、価格等統制令ニ付概ネ左ノ如キ運営方式ノ改正ヲ行フコ

^他物資等ニ付テハ可及的ニ之が撤廃ヲ図ルコト

関係ヨリ之ガ供給不足ヲ見込マルルモノニ付之ヲ継続シ其

食糧其ノ他国民生活ニ必要ナル物資等ニシテ資材其ノ他ノ

法規ニ依ル統制ハ之ヲ必要ナル範囲ニ限リ生産基礎資材

防遏スル見地ヨリ不当ニ高価ナル売買等ハ之ヲ取締ルコト

要領

的ニ業者ノ自治統制ヲ行ハシムルト共ニ物価水準ノ混乱ヲ

法規ニ依ル価格等統制ヲ撤廃シタル物資等ニ付テハ可及

ヲ撤廃スルコト

網羅的且当然ニ統制ノ行ハルルコト

ナル停止価格制

月三日検討資料 32 財産税創設案要綱(未定稿) (昭和二〇年一二

等ニ限定スルコト

産基礎物資主要食糧其ノ他国民生活ニ絶対必要ナル物資

公定価格制ハ其ノ範囲ヲ極力縮少シ原則トシテ主要生

# 財産税創設案要綱(未定稿)

均衡ヲ図ラントス 財産税ヲ創設シ国民ノ全財産ニ付高率ノ累進税率ニ依ル一回破綻ニ直面セル我国財政経済ヲ再建センガ為左記要領ニ依リ 限リノ課税ヲ行ヒ以テ巨額ノ歳入ヲ確保シテ財政上ノ収支ノ 回

特ニ意ヲ用ヒルコト

対シテハ統制額ヲ以テ入手可能ナル如ク其ノ配給確保ニ付

- 個人財産税
- 納税義務者
- 国内ニ住所又ハー年以上居所ヲ有スル個人
- (<del>u</del>) 国内ニ財産ヲ有スル個人
- 課税物件
- 対シ課税スルコト **宝財産、国内ニ財産ヲ有スル個人ニ付テハ当該財産ニ** 国内ニ住所又ハー年以上居所ヲ有スル個人ニ付テハ
- ニ依ルコト(昭和二十一年八月十五日ヲ予定ス) 財産価格ハ全財産ヨリ債務ヲ控除シタル純財産価格
- 財産増加税 /納税義務者ニ付テハ純財産価格ヨリ財

大蔵省資料2五〇五―

#### 形成スルコトトシ此等統制価格品ニ付テハ生産原価ノ可及 的安定ヲ図ル為生産所要資材等ヲ確保スルト共ニ需要者ニ 公定価格協定価格ハ何レモ適正生産費ヲ基礎トシテ之ヲ 内容ヲ有スルニ止マリタルモ之ヲ改メテ積極的ニ業者ノ モノタラシメ政府ハ認可制ニ依り適宜之ヲ監督スルコト 責任ニ於テ妥当ナル統制価格ヲ設定スルノ内容ヲ有スル 協定価格制ハ従来ニ於テハ概ネ停止代行額ヲ協定スル

- 統制額ノ届出ヲ受クル程度ノ監督ヲ為スニ止ムルコト ルト共ニ業者ノ責任ニ於テ之ヲ遵守セシメ行政官庁ハ自治 **需給ノ実情ニ即シタル基準額(自治統制額)ヲ設定セシム** 係業者団体等ヲシテ自治統制ヲ行ハシムルコトトシ或程度 法規ニ依ル統制ヲ撤廃シタル物資等ニ付テハ可及的ニ関
- ナル取引等ヲ取締ルコトトシ之ガ為現行ノ暴利行為等取締 制度ヲ拡張スルコト 法規ニ依り統制ヲ撤廃シタル物資等ニ付テハ不当ニ高価

### 第三、

価格等統制令及暴利行為等取締規則ニ付所要ノ改正ヲ行フコ

- スルコト 貯蓄組合ニ依ル預貯金等ニ付テハ特別ノ斟酌ヲ考慮
- ルベキコト 戦災者ニ付テハ情況ニ依リ一定ノ控除ヲ行フコトア

- 非課税財産
- 動産中家具、 什器其ノ他生活ニ必要ナル日用品
- (n) 公共ノ用ニ供シ又ハ公益ノ為ニ使用スル財産
- 基礎控除

概ネ戸主五千円、 妻五千円、 家族一人ニ付千円トスル

#### 税率

概ネ左ノ超過累進税率ニ依ルコト -%

五万円超十万円以下 **十万円超二十万円以下** <u>-</u> 五

一十万円超五十万円以下 三五

五十万円超百万円以下 =

百万円超二百万円以下 蓋

五百万円超千万円以下 二百万円超五百万円以下 四五 四〇

千万円超二千万円以下 五〇

一千万円超五千万円以下

五千万円超

- 適用スルコト 同居ノ戸主及家族ノ財産価格ハ之ヲ合算シテ税率ヲ
- 課税価格ノ算定
- ルコト 差当り昭和二十一年八月十五日ノ時価ニ依り算定ス
- 調整ニ付テモ考慮スルコト ルコト此ノ場合ニ於テ通貨価値ノ変動ニ依ル評価額ノ ルモー般財産ノ種目別評価方法ヲ定メ之ニ依リ算定ス 財産価格ニ付テハ納税義務者ノ申告ニ依ルコトトス
- ニ算定困難ナルモノハ評定価格ニ依ルコト スル一定倍数ヲ標準トシテ時価ニ還元シ時価、 時価算定困難ナルモノ(土地、 家屋等)ハ収益ニ対 収益共
- ルコト 出委員ヨリ成ル評価委員会及財産価格調査会ニ諮問ス 財産ノ評価ノ基準及財産価格ノ決定ニ付テハ民間選
- 徴収
- 情ニ依リ相当年数ノ分納ヲ認ムルコト 税額ハ可及的速ニ之ヲ納付セシムルコ ・スルモ事
- 物納(国債等)ニ付テモ考慮スルコト
- 歳入見積額 約四百十億円
- 納税義務者

# 国内ニ資産又ハ営業ヲ有スル法人国内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人

## 課税物件

ヲ控除シタルモノ)ヨリ払込資本金額及当該事業年度分 純資産価額(時価ヲ以テ評価シタル総資産価額ヨリ債務 昭和二十一年中最初ニ終了スル事業年度ノ末日ニ於ケル ノ所得金額ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ付課税スルコト

# 公共団体、 北海道、府県、市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル地域的

免税

法人財産税ノ税率ハ概ネ左ノ通トスルコト 税率 神社、 寺院、 仏堂等ヲ予定ス

課税価格中積立金ヨリ成ル分 三五%

其ノ他 農業会、統制組合等ニ付テハ税率百分ノ十宛軽減スル 五〇

(Ŧ) 課税価格ノ算定

- ニ申告スルコト 法人ハ課税価格ヲ当該事業年度ノ所得ノ申告ト同時
- 会ニ諮問シ決定スルコト 課税価格ノ決定ニ付テハ民間選出委員ヨリ成ル委員
- (六)
- 法人財産税ハ原則トシテ一時ニ徴収スルコト トスル

モ事情ニ依リ分納ヲ認ムルコト

- (n) 物納 (国債等) ニ付テモ考慮スルコト
- 其ノ他

払フコト 二重課税ヲ避クル為株価ノ算定ニ当リテハ特別ノ考慮ヲ

歳入見積額 約百九十九億円

- 際新通貨ノ発行ヲ行フコト 民間機関ヲシテアラユル協力ヲ為サシムルト共ニ此 本税施行ノ為金融機関ノ預貯金額ヲ開示セシムル等
- 本税逋脱防止ノ為特ニ厳重ナル罰則ヲ設クルコト

注 鸖 \*1---

問題トナルベキ事項」(同)、「税制改正案要綱」(同)、「財産増価「財産税創設案要綱」(昭和二〇年一〇月三〇日)、「財産税実施上財産税創設を含む税制改正案の立案は、昭和二〇年一〇月末に、 書込みのある一連の文書及び同じ箇所への綴込み文書から採録 資料I-30-I-36は愛知文書課長のファイルに「一一-三」と一一月一日ないし二日付で書直されて文書課に回付されている。 ており(大蔵省資料2六〇三―一八―主税局ファイル)、これらが 税創設案要綱」(一〇月三一日)及び関連する計数資料が作成され した。ガリ版刷。付表「個人財産税負担額調」を省略。

出所 大蔵省資料2五二六ー

## 33 財産税実施上問題トナルベキ事項 (昭和二)

月三日検討資料

料

基本的問題 財産税実施上問題トナルベキ事項(昭二〇) 

- 待シ得ルヤ 財産税ノ実施ニ依リ新日本財政ノ再建ガ如何ナル程度期
- キモノナリヤ 財産税ノ実施が戦後ノ産業再建設ニ支障ヲ及ボスコトナ

ルコト 償問題ノ解決、価格均衡ノ回復、実施時期ノ問題 新通貨ノ準備等ヲ考慮ス

# 財産捕捉ノ問題

- 各種預金及貯金ノ開示
- 無記名国債等及現金ノ確認

# 財産評価ノ問題

- 通貨価値下落(土地、家屋等ノ評価ノ問題)ニ因ル名目
- 注 大蔵省資料2五二六ーーーニ。 ―33の注参照。ただし日付の書込みはなし。ガリ版刷。
- 二関スル件(案)(昭和二〇年一一月三日検討資料) 財産税実施ニ伴フ通貨ノ引換及預金ノ取扱

財産税実施ニ伴フ通貨ノ引換及預金ノ取扱ニ関スル件(案) (昭二)、 

- 融機関(郵便局ヲ含ム)ノ預貯金ニ預入セシムルコト ヲ行フコトトシ右ノ期日迄ニ従来ノ通貨ハ原則トシテ総テ金 ス)ヲ中心トシテ通貨(額面五円以上ノ日本銀行券)ノ引換 財産税課税価格ノ算定期日(昭和二十一年八月十日ヲ予定
- 等ニ証印スルコト 旧通貨ノ引換ヲ認ムルコト右ノ引換ハ一世帯一回ニ限定スル トシテ一世帯当り二百円程度)ヲ限リ一対一ノ比率ヲ以テ新 右期日以前十五日間ハ一定金額(日常生活ニ必要ナル金額 トシ米穀通帳等ヲ呈示セシメ引換ヲ為シタル旨ヲ同通帳
- セラレルコトトシ之ニ代へ新通貨ヲ流通セシメルコト 右期日ノ翌日ヨリ旧通貨ハ強制通用力ヲ失ヒ且流通ヲ禁止
- 引換ヲ為シ得ザリシ者ニ対シテハ正当ナル証明アルモノニ限在ル旧通貨所持者其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ右期間中ニ 新旧通貨ノ引換ヲ認ムルモ其ノ他引換ハ之ヲ認メザルコト リ例外的ニ引換ヲ認ムルコト (引換金額及世帯ノ確認方法ハニ、ノ例ニ依ル)但シ外地ニ 右期日ノ翌日以後十日間ハー世帯一回ヲ限リ一定金額迄ハ
- 穀通帳等ニ依リ預金名義人ノ現住地等ヲ当該預金通帳ニ確認 テ為スコト但シ右払出ニ際シテ一定期間ハ金融機関ニ於テ米 済ノ認印ヲ為スコト 右期日ノ翌日以後ニ於テハ総テノ預貯金払出ハ新通貨ヲ以

返付セラレタルモノ以外ノ預貯金ニ付テハ右期間経過後ハ自 由ニ払出ヲ行フコト 調書ヲ税務署ニ提出シ税務署ヨリ一定期間ニ所在不明トシテ 金融機関ハ右期日現在ニ於テ総テノ預貯金ニ関スル預金高

ルコト ヲ為スコト 法人(金融機関ヲ除ク)ニ対シテモ大体以上ト同一ノ取扱 トスルモ新旧通貨ノ引換額等ニ付テハ別途考究ス

#### (備考)

- 限リ全面的支払停止ノ実施ヲ考慮スルコト 引換事務ノ混乱ヲ防止スル為要スレバ期日前数日間ヲ
- 否ニ付考究スルコト 金ハ一般ノ納付金ト別箇ニ国庫ニ帰属セシムルコトノ可 旧通貨ノ強制通用力喪失ニ伴ヒ生ズベキ日本銀行ノ益
- 金額ハ課税価格ニ算入セザルコト 期日前及期日後二於テ一定金額ヲ限リ引換タル通貨ノ
- 尚無記名証券ノ確認方法ニ付テハ別途考慮スルコト
- 宜ノ方法ヲ講ズルコト 連合国軍将兵ノ所持スル通貨ノ引換ニ付テハ特別ニ便
- 出所 のなかには見出せない。日付の書込みはなし。 大蔵省資料乙五二六一一一一。 -3の注参照。この文書は、 込みはなし。ガリ版刷。──○月末の主税局一連の立案

35 新日銀券製造ニ関スル調(昭和二〇年一一月三

# 新日銀券製造ニ関スル調

# 新日銀券所要高ノ推定

置カザルベカラズ 枚数ヲ最近ニ於ケル券種別増発状況ニ依リテ推算セバ別紙口 セラル。 見込額及日銀貸出増加見込額等ヨリ推定スルニ約二〇〇億円 之ト同額ノ新日銀券ノ外更ニ五〇%程度ノ発行準備ヲ製造シ 右日銀券増発見込高ニ基キ明年三月以降各月末ノ日銀券所要 ルモノトセバ毎月約四、 十一月以降本年度内ニ於ケル増発見込高ヲ政府資金撒布超過 本年十月末現在日銀券発行高ハ四三、一八八百余万円ナル ノ通リトナリ、 (別紙一参照)本年度末発行高ハ約六三〇億円ト推定 而シテ明年四月以降ニ於テモ略々右ノ増加趨勢ヲ辿 日銀券ノ全面引換ヲ円滑ニ実施セントスレ 〇〇〇百万円ノ増発ヲ予想セラル。

# 新日銀券製造要領

造スル為左ノ措置ヲ講ズルヲ要ス 前項ノ厖大ナル数量ニ上ル新日銀券ヲ可及的短期間ノ間ニ製

本年中ニ製版其ノ他ノ諸準備ヲ完了シ遅クモ明年一月ヨ

リ新券百円券、十円券ノ大量製造ニ着手スルコト 百円券及十円券ノ印刷ハ本年末ヲ以テ打切ルコト 右ノ為既定ノろ号券二千億円製造計画ヲ一部改訂シろ号

於テ特定ノスタンプヲ加刷シ新券ニ代用スルコト四、本年十二月以降製造予定ノい号百円券ニハ印刷工程中ニ

ノ入手ニ万全ヲ期スルコト 促進等ヲ図ルト共ニ所要資材ニ付テハ特ニパルプ及石炭等 田 印刷設備ニ付テハ罹災工場ノ復旧、疎開工場ノ完全操業

#### (備老)

極メテ困難ト認メラル。押捺スルコトハ、スタンプ器具ノ製造及押捺能率ヨリ観テ押捺スルコトハ、スタンプ器具ノ製造及押捺能率ヨリ観テ小切手トナリタル巨額ノ銀行券ニ対シ短期間ニスタンプヲ

トモ昭和二十一年七月以後トセザルヲ得ズ新日銀券ノ所要量ト対比勘案スレバ日銀券ノ引換時期ハ早ク券ノ製造ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ製造額ハ別紙闫ノ通ニシテ右製造要領ニ依リ現在印刷設備ヲ最高度ニ発揮シツツ新日銀

# 一、現行日銀券ノ需給状況

ラル
「四ノ通ニシテ銀行券不足ヲ生ズル懸念ハ先ヅ無キモノト認メ券発行迄ノ期間ニ於ケル現行日銀券ノ需給ヲ推定スレバ別紙降ハ専ラ新日銀券及其ノ代用券ヲ製造スルコトトスル場合新店に依リ現行日銀券ノ製造ヲ本年末ヲ以テ打切リ明年一月以

1-34の参考資料に供されたものと推定できる。別紙(1)~蚵は省注「資料1-32の注参照。原文書の日付、作成者、書込みなし。資料

出所 大蔵省資料2五二六ー一一二。

閣議了解) 1—36 財政再建計画大綱要目(昭和二〇年一一月五日

策ヲ尽スモノトス石ヲ樂ク為国民負担ノ公正ヲ期シツツ財政収支ノ均衡恢復ニ万石ヲ築ク為国民負担ノ公正ヲ期シツツ財政収支ノ均衡恢復ニ万戦後ニ於ケル社会経済秩序ノ破綻ヲ防止シ進ンデ経済再建ノ礎財政再建計画大綱要目(閣議了解) 二〇、一一、五

リ果敢ナル具現ヲ期ス 其ノ他諸方策ノ強力ナル推進ヲ期待シツツ概ネ左記諸項目ニ亘財政収支ノ均衡恢復ニ関シテハ国民食住衣ノ維持、道義ノ昻揚

#### 記

- 二資スル為財産増加税ヲ創設スルコト産関係ニ生ジタル不均衡ヲ是正シ、以テ戦後財政再建ノ確立一、戦時利得者ニ対シ其ノ戦時利得額ヲ徴収シ、戦争ニ因リ財
- 額ノ歳入ヲ確保スルコト財産ニ付高率ノ累進税率ニ依ル一回限リノ課税ヲ行ヒ以テ巨ニ、破綻ニ直面セル財政ヲ再建スル為財産税ヲ創設シ国民ノ全ニ、破にニ
- 四、専売其ノ他官営事業ノ増収ヲ図ルコト

い、思公司をプ手食すくレコ、機構及官吏制度ノ抜本的改革ヲ行フコト機構及官吏制度ノ抜本的改革ヲ行フコト

ハ、恩給制度ヲ再検討スルコト

ルコト、国有財産ノ払下ヲ促進スルト共ニ官業ノ民間委譲ヲ考慮スハ、国有財産ノ払下ヲ促進スルト共ニ官業ノ民間委譲ヲ考慮スルコト、価格差補給金制度ヲ再検討シ原則トシテ之ヲ廃止スルコト

- 一〇、食糧増産、引揚邦人ノ援護其ノ他社会施設費等ニ付テハ及的総合的ナル判断ニ依リ之ヲ決定交付スルコトニ付テハ各種補償ノ内容ニ応ジ適正且厳格ナル審査ヲ加へ可九、政府命令、政府企業間ノ契約ニ基キ政府ノ公約ニ係ル補償
- ヤウ内外ニ対シ万般ノ措置ヲ講ズルコト前記各般ノ施策ノ総合的結果ト睨ミ合セ負担過重トナラザル一一、連合軍駐屯関係経費、賠償及外地企業ノ補償等ニ付テハ

応分ノ考慮ヲ払フコト

出所 大蔵省資料2五二六ーーーニ。 画概略案」「軍需企業ニ対スル補償 に関スル件」が提出され、ともに了解された。参考資料として、「昭和二十一年度以降五箇年間財政収支計れた。参考資料として、「昭和二十一年度以降五箇年間財政収支計を 昭和二〇年一一月五日の閣議には「財政再建計画大綱要目案」と

# 五日) 五日) 財政再建計画大綱説明要旨(昭和二○年一一月

財政再建計画大綱説明要旨昭二〇、

五.

ノ度ヲ加ヘツツアリ 一途ヲ辿リ既ニシテ「インフレーション」ノ様相ハ漸次悪性 ・遺憾乍ラ現状ニ於テハ確タル成算ナク、国民道義ハ頽廃ノ ・関民生活ノ最大要件タル食糧乃至ハ燃料等ノ需給ニ付テ ・関民生活ノ最大要件タル食糧乃至ハ燃料等ノ需給ニ付テ ・関係其ノ他ニ於テハ幾多未定ノ負担要素アル ・敗戦ニ依リ領土ハ半減シ、我国財政経済ノ前途ハ暗澹タルモ ・放入年ニ亘ル戦争ニ依リ我経済国力ハ甚大ナル消耗ヲ被リ 一、満八年ニ亘ル戦争ニ依リ我経済国力ハ甚大ナル消耗ヲ被リ

務ナリト信ズ
のサート信ズ
のサート信ズ
のサートに対して、斯ル現状ニ於テ将来ニ於ケル我国ノ経済体制ノ方向ヲ適確
のカラ社会及経済秩序ノ破綻防止ニ凝集スルコト喫緊ノ要
対の率直ニ謂ハバー触即発ノ危機ニ当面シ居ルヲ以テ此ノ実
対の率直ニ謂ハバー触即発ノ危機ニ当面シ居ルヲ以テ此ノ実
が、其ノ線ニ向ヒ真ニ綜合的ナル戦後経営方策ヲ樹立
に、斯ル現状ニ於テ将来ニ於ケル我国ノ経済体制ノ方向ヲ適確

民生安定ノ如キ到底之ヲ期待シ得ザルベシヲ得ベク、万一右基盤が動揺シ更ニ崩壊スル如キコトアラバルベキモノハ社会及経済秩序ノ破綻防止ノ一点ニ在リト謂フ即チ当面最モ肝要ニシテ且凡ユル施策ニ共通一貫セル基盤タ

的且強力ニ実施スル外ニ途ナシ生安定恢復ノ諸方策ト財政収支ノ均衡ノ恢復トヲ併行シ綜合生安定恢復ノ諸方策ト財政収支ノ均衡ノ恢復トヲ併行シ綜分失業ノ防止、国民道義恢復、通貨価値ノ安定其ノ他各般ノ民シ、進ンデハ経済活動ヲ促進スルガ為ニハ食糧及燃料ノ確保可シテ経済秩序ノ破綻ト悪性インフレーションノ発生ヲ防止

路邁進スベキ秋ナリト信ズ業対策並ニ財政均衡ノ恢復ニ付先ヅ自ラノ闘志ヲ新タニシーネが策並ニ財政均衡ノ恢復ニ付先ヅ自ラノ闘志ヲ新タニシーウヤ政府ハ其ノ総カヲ挙ゲテ国民ノ食衣住及燃料ノ確保、就

#### 略)

ル大規模ニ吸収シ物ト金トノ均衡ヲ恢復スルノ要アリト認メラ大規模ニ吸収シ物ト金トノ均衡ヲ恢復スルノ要アリト認メラムルト共ニ謂ハバ身ノ無キ財産トシテ国民ノ懐ニ在ル資金ヲムルト共ニ謂ハバ身ノ無き財産トシテ国民ノ懐ニ在ル資金ヲ

仍テ今日採ルベキ措置トシテハ

ヲ造成スルコト絶対必要ナリ 整理シ以テ今後ノ財政収支ノ均衡ヲ容易ナラシムルノ基盤リ 先ヅ以テ大幅ニ国債ノ消却ヲ行ヒ莫大ナル国庫ノ重荷ヲ

ズルコト其ノ中核ナルベシリ毎年ノ国債費負担ヲ約七十五億円ヨリ約四十四億円ニ減ニ上ルト認メラルル国債ヲ千二百七十億円ニ削減シ之ニ依産増加税及財産税ヲ一回限リ賦課シテ一応二千百七十億円産増加税及財産税ヲ一回限リ賦課シテ一応二千百七十億円

当大ナルヲ以テ財産増加税及財産税ノ徴収ハ技術的ニモ比② 尚現状ニ於ケル国民ノ財産ハ金銭的形態ヲトレル部分相

普通歳入ヲ以テ普通歳出ヲ賄フヲ得ザル次第ナリ
当日、上述ノ如キ歳入歳出ノ状況ナルヲ以テ今後当分ノ間
当日、上述ノ如キ歳入歳出ノ状況ナルヲ以テ今後当分ノ間
「管ニ於テニ十二年度約十五億円ノ減少ヲ期シ得ベク、二
「使費ニ於テ約四百二十億円ノ国債ヲ消却シ得ル結果、国
一年度ニ於テ約四百二十億円ノ国債ヲ消却シ得ル結果、国

ヲ増徴シ
(イ) 不動産、配当利子等資産所得ニ重課シツツ分類所得税(イ) 不動産、配当利子等資産所得ニ重課シツツ分類所得税(ス) 右ノ新税ノ外ニ更ニ当面必要ナル税制ノ改正ヲ行ヒ年約

ル 浮動購買力ノ吸収ヲ図ル為酒其ノ他嗜好品等ニ重課ス

鉄道旅客運賃及郵便料金ノ値上ゲニ依ル官業収入ノ増加等等ヲ其ノ眼目トシ一方煙草ノ値上ゲニ依ル専売益金ノ増収

般ノ措置ヲ講ズルノ要アリ 別所行シ二十一年度ニ於テ計約十九億円ノ増収ヲ図ルト共ヲ断行シ二十一年度ニ於テ計約十九億円ノ増収ヲ図ルト共ヲ断行シ二十一年度ニ於テ計約十九億円ノ増収ヲ図ルト共ヲ断行シ二十一年度ニ於テ計約十九億円ノ増収ヲ図ルト共ヲ断行シ二十一年度ニ於テ計約十九億円ノ増収ヲ図ルト共ヲ断行シ二十一年度ニ於テ計約十九億円ノ増収ヲ図ルト共ヲ断行シ二十一年度ニ於テ計約十九億円ノ増収ヲ図ルト共ヲ断行シ二十一年度ニ於テ計約十九億円ノ増収ヲ図ルト共

咯)

急ナル実現ニ付決意ヲ新タニ致シ度シ 急ナル実現ニ付決意ヲ新タニ致シ度シ 急ナル実現ニ付決意ヲ新タニ致シ度シ のようが、財産税ノ創設等徹底的ナル方策ニ依ル財政均衡ノ恢復へ前 のようが、財産税ノ創設等徹底的ナル方策ニ依ル財政均衡ノ恢復へ前 のようが、財産税ノ創設等徹底的ナル方策ニ依ル財政均衡ノ恢復へ前 のようが、財産税ノ創設等徹底的ナル方策ニ依ル財政均衡ノ恢復へ前 のようが、財産税ノ創設等徹底的ナル方策ニ依ル財政均衡ノ恢復へ前 のようが、財産税ノ創設等徹底的ナル方策ニ依ル財政均衡ノ恢復へ前 のようが、財産税ノ創設等徹底的ナル方策ニ依ル財政均衡ノ恢復へ前

般ノ資料ヲ整備シ、鋭意研究中ナルガ、本財政再建計画ニ付尚右財産増加税及財産税ノ徴収方法及対策等ニ付テハ目下各

クルコトト致シ度シ キハ国民ニ対シ多大ノ動揺ヲ与フルコトナキヲ保シ難キヲ以 解ヲ取付度キ所存ニシテ之ガ準備完了前ニ外部ニ漏洩スルト テハ一応閣議ニ於テ御了解ヲ得タル上ハ、速急ニ連合軍ノア 発表ノ時期及方法ニ付テハ改メテ閣議ニ於テ御了解ヲ受

民ノ自力更生精神ノ振起ヲ基底トスル秩序ノ維持ヲ主眼トシ 戦争ニ基ク富ノ偏在ヲ是正シ国民ノ負担ヲ公平化シツツ所期 スル配意ニ出ヅルモノニ外ナラズ而モ之ガ実施ニ当リテハ国 合的推進ヲ期待シ以テ我国財政経済再建ノ礎石タラシメント ベキ施策ノ一大重点ヲ財政収支均衡ニ凝集シ他ノ諸方策ノ綜 /目的ヲ達成セントスルモノナリ 以上要之今回ノ提案ハ縷述セル如ク当面ノ実情ニ鑑ミ採ル

ヲ払拭シ新タナル発足ヲ期スルヲ得ベク他面通貨価値ノ水準 安定ヲ図リ得ルニ於テハ之ニ依リ却ツテ経済活動ハ古キ残滓 感乃至不満感ヲ一掃シ、 若干ノ影響ヲ齌スベキ懸念ナキニ非ザルモ本税ノ徴収ハ前述 財産税ノ賦課ノ如キハ或ル程度国民経済力ヲ萎縮シ生産力ニ **固ヨリ国民ノ総財産額ノ四分ノーニ垂ントスル財産増加税及** 止常ナル基礎ノ上ニ確立シ得ル素地ヲ形成シ得ベキモノト信 ルヲ以テ、之ガ徴収方法宜シキヲ得一面ニ於テハ之ニ依リ物 - 金トノ均衡ヲ恢復シ、抜本的ニ積極消極両面ニ亘ル不安定 **〜如ク身ノ無キ財産ノ吸収整備ヲ主トスル結果トナルモノナ** 財政ト国民経済ノ両面ニ亘ル秩序ノ

> 次第ナリ タルモノニ非ズト信ジ彼此熟慮勘考ノ末本提案ヲ決意シタル 対策ヲ以テ糊塗スルハ其ノ策ヲ得

出所「大蔵省資料2五二六ー一一二。第一七巻「資料⑴」、五〇七一一〇ページに全文収録。注「方料⑴」、五〇七一一〇ページに全文収録。

〇年一一月七日) 財経新政策ニ関スル一構想 (未定稿) (昭和二

財経新政策ニ関スル一構想(未定稿)

アツタ金融恐慌ノ真最中ニ就任シタルーズベルト大統領ハ其 / 就任演説ニ於テ 一九三三年三月当時将ニ米国全土ヲ燃ヤシ尽サントシツツ 昭一〇、 一一、七

モ社会的価値ヲ尊重スルコト」 「国民生活ノ安定ノ恢復ヲ確保スル為国民ハ貨幣的利潤ヨリ

ヲ要請スルト共ニ

- 国民ヲ仕事ニ就ケルコト
- 土地ノヨリ良キ利用ノ確保
- (四) (三) 農産物価格ノ引上
- 小住宅及農場ノ抵当債務ノ整理
- 購買力ノ増加
- 地方政府ノ経費節減

- 公共的性質ヲ有スル企業ノ国家的計画及監督
- 銀行、信用及投資ノ監督
- 他人ノ貨幣ヲ以テスル投機ノ終熄
- 適当ナルモ健全ナル通貨ノ供給

又一九三五年ニハ増税ヲ行ツテ財政収支ノ均衡ヲ図ツテ居ル算制度ヲ採用シタガ、一九三四年一月ニハ平価ノ切下ヲ行ヒ、 之ガ為ニハ政府ガ公債財源ニ依ツテ之ヲ実行スル外ナカツタ 恢復ヲ図ツタモノデアリ、当時ノ米国経済ノ実情ヨリシテ、 謂ニユーデイールハ結局生産力ト就業ノ増加ニ依ツテ経済ノ ノデアツテ、之ニ伴ヒ歳出ヲ一般費ト緊急費トニ分ツ二部予 /為ニ広汎ナル独裁的権能ノ賦与ヲ議会ニ要請シタ。 此ノ所

- 下ノ我国ニモ適用スルコトヲ考へテ良イノデハナイカト思ハ ト言フ非常ナル相異ハアルガ、此ノニユーデイール政策ハ現 当時ノ米国ノ経済事情ト我国ノ現状トハ食糧ノ過剰ト不足
- 三、我国財政収支ノ均衡ヲ恢復セントシテ採ラレントシツツア ル手段ハ財産税及財産増加税デアルガ、之ニ対シテ目下難点 トシテ指摘セラレテ居ル所ハ左ノ如クデアル。 巨額ノ右両税ノ徴収ニ依ツテ国民資力ハ喪失シ経済振興
- ノ芽ヲ取リ去ルベキコト 幾何トナルベキヤ測ラレザル賠償費、 在外企業補償ガ不

亘り財政収支ノ均衡ヲ恢復シ得ルヤ疑アルコト 明ナル今日一回限リノ右両税ノ徴収ニ依ツテ果シテ将来ニ

- ニ走ル傾向ヲ生ズルコト 右両税ノ徴収ニ伴ヒ食糧難ト関連シ預金ハ米其ノ他動産
- ノ三点デアル。
- アルガ、 右ノ中第一点ノ財産税及財産増加税ト経済振興トノ関係デ
- デアツテ、其ノ限リニ於テ右ハ経済ノ振興ニ寄与スルモノ 軍需企業ニ対スル補償ヲ実行スルガ為ニ徴収セラレルモノ デアル。(尤モ右補償が多キニ失スルト企業ハ先行見透難ノ 今日、居喰ヲスル危険性ガアル) 右両税ハー面現在企業ノ転換ヲ阻止シテ居ルト言ハレル
- テ経済ノ振興ニ寄与スルモノデアル。 ニ因リ通貨価値ノ安定ヲ期スルモノデアツテ其ノ意味ニ於 右両税ハ身ノ無キ財産ヲ吸収シ通貨ヲ収縮セシムルコト
- セラルベキ性質ノモノデアル。 資本其ノ他ノ通貨ノ吸収ニ因ツテ各人ハ就労ヲ余儀ナク
- 済ノ振興ヲ図リ得ルヤト言フニ現状ニ於テハ通貨ト物資ノ 不均衡ハ継続セラレ、 **虞モ多分ニ存スル。然シ乍ラ果シテ右両税ノ徴収ナクバ経** ハ不安定ナル為採算ノ見透シハ立タザルヲ以テ仮ニ企業補 然シ右両税ノ徴収ニ依リ国民資力ヲ減ジ国民皆貧トナル ŧ 悪質ブローカーノミ蔓り、 経済ノ自力振興ハ容易ニ期待シ得 通貨価値

- 幅ナル浮動購買力ノ吸収ニ因リ通貨ト物資トノ均衡ヲ恢復 ノデアル。 ナル経済振興及就業対策ヲ図ルノ外ナイモノト考ヘラレ スルト共ニニューディ 蓋シ我国ノ現状ニ於テハ経済ノ振興ヲ図ル為ニハー面大 -ルノ如ク国家ノ財源ニ依リ大規模
- ルモ、 テ利益セシメ又資金ヲ之等ニ逃避セシムル虞ガアル。 金ノ吸収トシテハ、税ノ外平価ノ切下ヲ考へ得べキ点ナ 物資トノ均衡ヲ恢復シ得ベキ点迄物資間ノ不均衡ヲ極力 価格、 是正シツツ引上グベキモノデアラウ。前者ノ税ニ依ル資 価格ニ依ル物資ノ総価額トノ平均値ヲ基準トシテ資金ト 前提トセザル物価ノ引上ニ依ルノ外ハナイ、而シテ後者 ハ極力其ノ引上ヲ避クベキ所ナルベキモ、現在ノ如キ闇 ·ル今日税ニ依ル資金ノ吸収ト日銀ヨリノ資金ノ放出ヲ 大幅ナル浮動購買力ノ吸収ハ貯蓄ニ依ル封鎖ニ頼リ得 コトヲ得ズ、 平価ノ切下ノミニテハ動産及不動産ノ所得者ヲシ 闇賃銀等ノ跛行的ナル状況ノ下ニ於テハ之ヲ避ク 従ツテ右ハ闇ニ依ル物資ノ総価額ト公定
- セザルベカラザル面ハ今日甚ダ多イ、 今後ニューディ ールノ如ク強力ナル財政力ニ依リ実施
- 特ニ百五十五万町歩ノ開拓

- キ措置ヲ講ズル必要ガアル。 価額程度ヲ以テ地券又ハ国債ニ依リ国庫ニ買上グル如 デアルカラ戦災地ハ総テ時価ヨリ整地費ヲ控除シタル 当五十坪乃至百坪ノ畑ヲ付属セシムルコトヲ要スル。 又ハ農村定着ヲ可能ナラシムル為各戸ニ少クトモ一戸 為ニハ一面右ノ如ク新畑ノ開墾等ニ依り主食ノ配給ヲ 生活特ニ最低食糧ノ入手ハ確保セザルベカラズ、 ラズ、又物価ノ引上ヲ一面容認スルト共ニ国民ノ最低 地ノ開墾問題モ実ニ土地所有権ニ依リ阻マレテ居ル所 ズルノ要ガアリ、更ニ先般モ農村ヨリ苦情ガ出夕戦災 又町会単位程度ノ組合的購入組織モ考慮セラレル而シ 菜ト鶏卵程度ハ自給シ得ルコトニスル必要ガアル。 確保スルト共ニ都市モ農村モ各戸ニ於テ副食物特ニ野 ハ土地所有権ノ問題デアル即チ右開墾地及野菜自給地 **/為ニハ或ハ大都市ノ人ロヲ縮少シ、** 一応国有トシテ再配分スルカ貸与スルカノ方途ヲ講 ノ新畑ノ開墾、野菜自給畑ノ付属ニ支障ヲ与フル 人口ノ地方都市
- 勿論、最モ同情スベキモノト考へラレル在外引揚邦人 教済ノ為ニハ毎年実ニ相当ノ経費ヲ計上スベキデア 更ニ住及衣ノ問題ニシテモ、又復員軍人、戦災者ハ
- 其ノ外失業救済ヲ兼ネテ(此ノ際単ナル金銭給付ニ

設備ノ拡張都市及農村ヲ通ズル電化ノ普及等ヲ図ルベ 依ル失業救済ハ行フベキニ非ザルコト固ヨリナルベ 鉄道、船舶、自動車、通信ノ拡大改良、水力発電 又将来ノ経済ノ発展ノ為ニモ道路ノ改修、 新設拡

- 故ニ之等ノ施策ヲ実行スル為ニハ実ニ巨額ノ資金ヲ要 ニ於テ如実ニ示セル所デアル。 経済国力ヲ有スル米国ニ於テモ、 ナク一ニ国家ノ施設ニ頼ルノ外ナキコト斯ノ強大ナル 即チ之等ノ施策ノ実現ハ一般民間ニ期シ得ル所デハ ニユーディ -ル政策
- 税ヲ創設スルハ非ナリト言フハ尤モナル所デアリ 前ノ財政収支ノミヲ目途トシテ巨額ナル財産税及財産増加 第二ノ未ダ不明ナル賠償費及在外企業ノ補償費アルニ目

策ノ健全ナル遂行ヲ期スベキデアル。

スル而シテ之ガ為ニモ差当ツテ財政ノ建直シヲ為シ国

- 産税及財産増加税ノ二者ノ徴収方法ニ依リ之ヲ按配シ得べ キモノデアルト考へラレル。 アリトスルモ尤モナル所デアル。而シテ右二者ニ付テハ財 又財産税及財産増加税ニ関連シ預金ヨリ動産ニ走ル傾向
- 五 即チ之等ノ諸点ヲ考慮シタル当面ノ財経新方策トシテハ ノ恢復振興ヲ目的トシテ積極的ナル国家施策ヲ速急ニ実施 生産ノ増加及国民全般ヲ対象トスル完全就業ニ因ル経済

- 増加税ヲ創設スルコト ル為必要ナル限度ニ於ケル一応ノ財産税ト今回限リノ財産 浮動購買力ヲ吸収シ、通貨ノ整理及通貨価値ノ切下ヲ行 右積極財政予算ヲ加味シタル財政収支ノ均衡ヲ恢復ス
- 業ノ自主的経営目標ヲ確立スルコト 右ト共ニ物価ヲ適当ナル点ニ引上且之が安定策ヲ講ジ企
- 中央及地方ヲ通ジ一般政費ノ大節減ヲ行フコト
- 此ノ経済ノ恢復振興方策ハ 移動ハ之ヲ禁止スルコトニ置クヲ適当トスル 資金ノ物へノ逃避即チ社会的価値ノ増加トナラザル資金
- 償ノ実行 厳格ナル審査ノ下ニ於ケル軍需企業ニ対スル適当ナル補
- 貸与又ハ売却制ノ確立(土地ノ再分配)国家開墾事業ノ実 食ノ増産及供給ノ確保ノ為ニスル必要土地ノ国有及国民 肥料及ホルモン肥料ノ増産
- 戦災住居ノ復旧、 衣料ノ配給
- 引揚邦人復員軍人等ノ一元的平等ナル援護
- 土木事業及発電事業等産業基礎条件ノ改善
- 農・化学一致ノ教育制度ノ実施
- 等ニシテ之ガ為一年度限リノ経費トシテ 企業等補償費
- 食衣住安定費

二00億円 四六四億円

六六四億円

度ノ通貨増発即チ約十倍程度ニ落付ケルモノトスレバ、現

斯カルトキハ其ノ影響スル所ガアマリニ多キスギル、他ハ

ニ依ル国債金額即チ二千六百億円ノ回収ガ考ヘラレルガ、 動購買力ノ吸収デアルカラ此ノ目的カラスレバ、

財産税及財産増加税徴収ノ目標額ハ之ガ目的ノーツハ浮

円トノ差額ナリ

五億円トセリ

一、三〇四億円トノ差額ナリ

国債発行増加額ハ年度末一、

五六〇億円ト十月末

企業補償額ハ四六四億円ト戦保支払済額二一八億

億円ナルヲ以テ十三億円ヲ加算セリ

信組貯金ハ六月末二九億ナル所減少ヲ見込ミ二十

産組貯金ハ七月末九七億円ニシテ同月中増加額四

千万円ナルヲ以テ一二億円ヲ加算ス

金銭信託ハ昨年末五四億円、

○億円ヲ加算シ十月末ヲ一、

一五〇億円ト推算セリ

同月中増加額一億五

億円ナルニ依り、六、七、八、三ケ月分増加額二〇

銀行預金ハ五月末九四四億円、同月中増加額六四

日銀券発行高ヲ一応昭和十二年度当時ニ比シ物価上昇率程

ヲ整理シ得レバ勿論可ナルモ之デハ余リニモ急激ニ国民ニ 財政収支ノ均衡デアル、此ノ場合二千六百億円ノ国債全額 在ノ五割ヲ徴収スレバヨイノデアル、右両税ノ他ノ目標ハ

大ナル負担ヲ与ヘルモノトナル、

故ニ経済振興ニ障碍ヲ与

軍人引揚邦人援護費 科学教育制度確立費其ノ他

資

一〇億円

三〇億円

財産税ヲ課税スルコトヲ留保シ置クヲ適当トスベシ ナリタル際改メテ他ノ意味即チ真ニ税トシテノ意味ニ於ケル 財産増加税ヲ徴収シ、将来賠償費及在外企業補償費ガ問題ト 覚ヲ以テスル財産税ト今回限リ戦時利得者課税ヲ目的トスル 途トスル財産税及財産増加税トシテハ当面一応平価切下的感 ヲ予定セラル。 第二ノ浮動購買力ノ吸収及当面ノ財政収支ノ均衡恢復ヲ目

当面ノ国債額ハ左ノ如クデアル

(n) 二十年末国債見込額 企業等補償費 臨軍借入残高 四六四 五六〇億円 五

其ノ他経済振興費

100

進駐軍関係費

又毎年度ノ経費ハ右ニ依り国債額ヲ含メ左ノ如クデアル 六七五 1100 000

経済振興費 基本経費(一般政費等ヲ削減ス)

国債費

一七億円

三億円

九四 九〇

ヲ発行セザルヲ得ナイ状態デアル。 カラ、右ニ依レバ利払ノ為毎年度六四億円以上ノ赤字公債 而シテ当面考へラレテ居ル普通歳入ハ一二〇億円デアル 一八四

デアル 推算スルニ左ノ如ク之ハニ、七八二億円ヲ予想セラレル 次ニ浮動購買力タル預金及現金ノ昭和二十年度末残高ヲ

十月末各種預金残高

金銭信託 銀行預金 産組預金 信組預金 郵便貯金 三八〇 <u>-</u> 一五〇億円 五五 六六

(n) 十月末日銀券発行高 累計 七三二 四三一億円

(4) 国債発行高 十一月以降年度末迄増加見込額

企業補償増加高

一 六 二

五〇 二六六 二五四億円

七八二

Ē

六〇億円

応五十年内位ニ国債ヲ消却シ得ルモノトスルノ計算ヲスル ノモ一方法デアラウ。 ヘザル程度ニ於テ増税等ヲ為スモノトス、之ヲ加算シテ一

之ヲ計算シテ見ルト

増加等ヲ加算シテ 増税等ヲ為シ得ル額ハ資本利子税ノ加徴、 専売益金ノ 五〇億円

従ツテ右増税等ヲ為シタル後ノ普通歳入ハ合計 ト予想セラル。

デアル、之ヨリ国債費ヲ除ク一般歳出九○億円ヲ控除セ バ残額ハ八○億円デアル。 一七〇億円

故ニ此ノ際財産増加税ニ依り

三五〇億円

五六

証券(金融機関所有ヲ除ク)一率二割課税ニ依リ

現金五割課税ニ依り(現金残百億円トス)五〇

億円ニシテ残額二一億円ハ毎年ノ国債消却ニ当テ得ル。 カニ依り最低限ヲ定ムベキデアル)国債総額ハ一、 スル財産税ハ徴収後ノ通貨量又ハ国債額ヲ最低幾許ニナル /国債ヲ消却スルモノトセバ、(此ノ預金、現金及証券ニ対 〇一一億円 六六四

預金一率二割課税

一案ハ之

八五

依り自然増収モアルベキヲ以テ結局年々三五億円前後ノ国 税収等ハ爾後十億円程度ノ増加ヲ期シ得ル外、 経済振興ニ

之ヲ以テスレバ右国債ハ五十年内位ニハ消却シ得ルノデア 債ヲ消却シ得ルモノトスル。

- 現金ハ加重スルコト
- 税率高ノ真ノ税ノ意味合ヲ以テ財産税ヲ徴収スルコトヲ 表明スルコト 等国庫全負担額明瞭トナリタルトキ之ヲ重点ニ預金ヨリ 動産不動産ニ付テハ差当リ徴収困難ナルト将来賠償費
- 用意サへ出来レバー週間カ十日位デ徴収出来ル) モノノミヲ対象トシテ財産税ヲ徴収スルカラスタンプノ 財産税ハ早期ニ短期内ニ徴収スルコト(金銭的形態ノ

産不動産並ニ多額所得者ハ財産増加税ニ依り相当均衡ヲ採 /得レバ現金及動産不動産へノ逃避ヲ阻止シ得べク、又動 得ルモノト考へラレル。

浮動購買力吸収ノ為五割程度ノ平価切下的財産税等ヲ起ス ベキヤ慎甚ノ考慮ヲ要スル点デアル。 此ノ際考究ヲ要スルノハ此ノ程度ヲ以テ満足スベキカ又ハ

復シ得ル迄ハ預金担保貸付ト共ニ何等カ之が調整策ヲ講ズル 及日常生活費ニ限ルモノトスル等物ト金トノ需給ノ調節ヲ恢ノ全預金ニ付之ガ払戻ハ生産増加、公租公課ノ支払、疲病費 コトガ肝要デアル。而シテ此ノ場合之ガ攪乱材料ヲ為スハ連 尚現金ニ課徴シ、之ガ新通貨引換ヲ断行シタル以上引換後

> 協力期待セザルヲ得ナイ モ攪乱セラレルコトトナルノデアツテ、連合軍ノ資金ノ支払 方法及当面ノ不足ニ対スル食糧ノ輸入ニ付テハ絶大ナル援助 合軍ノ支払ニシテ又最低生活食糧ノ配給ガ確保シ得ザル

出所 注 ガリ版刷。 大蔵省資料Z五二六一一一二。

39 戦争利得ノ除去及財政ノ再建(昭和二〇年一一

月二四日SCAPIN第四〇七号)

日本政府ニ対スル覚書 一九四五年十一月二十四日

主題 経由 戦争利得ノ除去及財政ノ再建 終戦連絡中央事務局(東京)

関スル大蔵大臣覚書ニ関シ意見次ノ如シ 一九四五年十一月十六日付戦争利得ノ除去並ニ財政再建ニ

一、該計画ハ日本ニ於ケル平和的且民主的ナル勢力ノ育成ニ寄 周知セシムル為貴方提案ノ第一項Aノ税ハ不信ナル真珠湾攻 本人ニ対シ戦争ハ経済的ニ見テ利益アルモノニ非ザルコトヲ 撃ノ日以後ニ付テノミナラズ可能ナル限リニ於テ夫レ以前、 的ナル戦争ヲ利用シ多年ニ亘リ不法ニ増大セリ。 則的ニ之ヲ承認ス。 与スペキ方法及制度ノ発展ヲ来ス為ノ単ナル一手段トシテ原 一部ノ日本人ノ資産ハ不正ニシテ且侵略 政府ハ全日

期間ニ付テモ適用セシムベシ。

キ最初ノ議会ニ其ノ協賛ヲ得ル為提出セラルベシ、右法案ハ、本計画ニ関スル完全ナル法案ハ一九四六年ニ開催セラルベ 本司令部ノ承認ヲ求ムル為一九四五年十二月三十一日以前ニ 提出スペシ。

- 供給、戦争損害又ハ軍需工場ノ建設若ハ転換ヨリ生ズル一切 代理機関其ノ他ノ機関並ニ一切ノ者ニ依リ軍需品ノ生産若ハ 、必要ナル立法措置ヲ完了スル迄ハ日本政府、其ノ下部機構皇室財産モ本計画ノ適用ヲ免ルルコトナシ。 **・補償請求権ニ関シ左ノ条件ヲ以テスルノ外支払ヲ為スコト**
- 依り預金セラルルコト 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ
- シテ行フベカラザルコト 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナク
- ノ者ハ左記ノモノヲ担保トシテ信用ヲ供与スベカラズ。 日本政府、 其ノ下部機構、代理機関其ノ他ノ機関並ニー切
- 転換ニ起因スル補償請求権 軍需品ノ生産若ハ供給、 戦争損害、軍需工場ノ建設若ハ
- 軍需品ノ生産若ハ供給、 前項ノ請求権ニ基ク支払ニ起因スル封鎖勘定
- 換ニ起因スル補償請求権ニ関連シ従来封鎖セラレ居リタル勘 定ハ本司令部ノ許可アル場合ノ外依然之ガ封鎖ヲ続行スペシ 戦争損害、軍需工場ノ建設若ハ転

蔵省ニ提出セシメ本司令部ノ考究ニ資スベシ。 シニ回収シ得ザル場合ニハ事情ノ詳細ヲ記述シタル報告ヲ大 又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ受益者ニ不当ノ困難ヲ与フルコトナ 額五千円ヲ超ユルモノニ付テハ未ダ封鎖が行ハレ居ラザル場 記述ノ目的ノ為ニスル支払ニシテー請求権者ニ対スル支払金 第四項及第五項ハ斯ル勘定ニ対シテモ適用セラルベシ。 セシムベシ、若シ上述ノ資金が固定資産ニ投下セラレ居ル為 ハ本日後三十日内ニ受益者ヲシテ日本銀行封鎖勘定ニ再預金 合又ハ封鎖勘定ヨリ其ノ全部又ハ一部が解除セラレ居ル場合 ノ者ニ依ル一九四五年八月十五日以降ニ於ケル本文書第四項 日本政府、其ノ下部機構、 代理機関其ノ他ノ機関並ニー切

- 日本政府、下部機構、代理機関其ノ他ノ機関ハ今後本司令
- (イ) 公債又ハ其ノ他ノ債務証券ヲ発行スルコト部ノ許可ナクシテ左ノ措置ヲ行フベカラズ。
- 形式ノ如何ヲ問ハズ信用ヲ獲得シ又ハ信用ヲ供与スルコ
- 他ノ事業ニ対シ今後債務ノ保証又ハ支払ノ約束ヲ為スコト 公有タルト私有タルトヲ問ハズ銀行、保険会社、 証券会社、投資会社、 工業又ハ商業ニ関スル商社其ノ
- 但シ本指令ニ依り禁ゼラレ居ラザル目的ノ為ニ政府歳入ヲ 与フルコト 補助金ノ交付、 免税、 税ノ割当、 払戻又ハ類似ノ便宜ヲ

政府下部機関ニ再割当スル場合ハ之ヲ除ク

ノ書面ニ依ル副申ヲ付スルコトヲ要ス。 九、本指令ニ依リ必要トセラルル承認ニ対スル申請ニハ大蔵省

十、覚書ノ受領ノ確認ヲ要求ス。

資

出所 大蔵省資料2五二六—一一三。

# **I―40 第八十九議会ニ於ケル大蔵大臣発言要旨(案)**

思ヒマス。 此ノ際我国財政経済ノ前途等ニ付テ所懐ノ一端ヲ申述ベ度イト 第八十九議会ニ於ケル大蔵大臣発言要旨(案)

\*\*二、即チ、今日ノ社会経済情勢ハ率直ニ謂ハバー触即発ノ危

総合的且強力ニ実施スル外ニ途ハナイト考へマス。 ・共ニ通貨価値ノ安定及財政収支均衡ノ恢復方策トヲ併行シト共ニ通貨価値ノ安定及財政収支均衡ノ恢復方策トヲ併行シ格及燃料ノ確保増産、就業意欲ノ増進、民需品ノ増産方策等糧及燃料ノ確保増産、就業意欲ノ増進、民需品ノ増産方策等型ルベキ社会及経済秩序ノ恢復ヲ図リ、悪性インフレーショーシテ当面最モ肝要ニシテ且凡ユル施策ニ共通一貫セル基盤

■二、然ラバ先ヅ第一二、財政ノ現状及見透シ如何ト申シマス ・、戦時中無理ニ無理ヲ重ネテ来マシタ結果、此ノ際徹底的ト、戦時中無理ニ無理ヲ重ネテ来マシタ結果、此ノ際徹底的ト、戦時中無理ニ無理ヲ重ネテ来マシタ結果、此ノ際徹底的ト、戦時中無理ニ無理ヲ重ネテ来マシタ結果、此ノ際徹底的ト、戦時中無理ニ無理ヲ重ネテ来マシタ結果、此ノ際徹底的ト、戦時中無理ニ無理ヲ重ネテ来マシタ結果、此ノ際徹底的ト、戦時中無理ニ無理ヲ重ネテ来マシタ結果、此ノ際徹底的・、然ラバ先ヅ第一ニ、財政ノ現状及見透シ如何ト申シマスト、然ラバ先ヅ第一ニ、財政ノ現状及見透シ如何ト申シマスト、

ト推定致シマスルト、其ノ中二千億円程度ハ国債ノ累積等ニ何ニ達スルヤ逮ニ推断ヲ下シ得マセンガ、概ネ四、五千億円済的観点ヨリ見マスレバ、今日我ガ国民ノ財産総額ハ現在幾\*四、財政ノ概況及見透シ上述ノ通リデアリマス。之ヲ国民経

正介一般財産ニ対シ累進税率ニ依ル課税ヲ行ヒ所要ノ収入ヲ はクー般財産ニ対シ累進税率ニ依ル課税ヲ行ヒ所要ノ収入ヲ はクルモノデアリマス為ニ、特ニ其ノ内容ハ適正ナモノデナ シテ置き度ト存ジマスコトヲ一、二申述ベマスレバ、同ジ戦 時中ノ財産ノ増加デアルトハイへ、一般国民ガ勤倹貯蓄シテ 時中ノ財産ノ増加デアルトハイへ、一般国民ガ勤倹貯蓄シテ はクルモノフ如キハ勿論戦争利得トシテノ課税ノ対象トハナ ラヌトイフコトデアリマス。此等両税ハ共ニ画期的ナル内容 フヌトイフコトデアリマス。 北等両税ハ共ニ画期的ナル内容 フヌトイフコトデアリマス。 北等両税ハ共ニ画期的ナル内容 フヌトイフコトデアリマス。 北等両税ハ共ニ画期的ナル内容 フヌトイフコトデアリマス。 北等両税ハ共ニ画期的ナル内容 フヌトイフコトデアリマス。 上でノ為ノ基盤が守ラレネバナラヌコトモ充分考慮サレネバナラヌトコロデアリマス。

又面税ノ徴収ニ当リ特ニ厳正公平ヲ要スルコトハ申ス迄モナスルガロでカースを関連による。 では、現金、買溜品等凡ユル物ヲ課税ノ対象ト致シマス書画骨董、現金、買溜品等凡ユル物ヲ課税ノ対象ト致シマス書画骨董、現金、買溜品等凡ユル物ヲ課税ノ対象ト致シマス書画骨董、現金、買溜品等凡ユルが夏会ノ議ヲ経ルコトトシリ特ニ民間選出ノ委員ヨリ成ル委員会ノ議ヲ経ルコトトシリ特ニ厳正公平ヲ要スルコトハ申ス迄モナスルガロでカースを関連によることである。

シテハ、政府ニ於テ凡ユル部面ニ亙リ格段ノ努力ヲ要スベキル所存デアリマス。何レニセヨ此ノ両税ヲ実施スルニ付キマ銀行券ヲ発行シ現銀行券ト強制的ニ交換セシムル措置ヲ講ズニ現金ヲ課税ノ対象ト致シマスニ付キマシテモ新様式ノ日本シムルガ如キコトハ極力抑止スベキハ当然デアリマス。同様シテ、財産ノ捕捉ニ遺憾ナキヲ期シ荀クモ換物現象ヲ激化セシテ、財産ノ捕捉ニ遺憾ナキヲ期シ荀クモ換物現象ヲ激化セン・

大規模ニ吸収シ物ト金トノ均衡ヲ回復スルノ要ガルニモ拘ラズ、国民各自ノ懐ニハ札ガ溢レ居ルト謂フ矛盾セルニモ拘ラズ、国民各自ノ懐ニハ札ガ溢レ居ルト謂フ矛盾セル現象トナツテ現レ、斯ルダブツケル札ハ絶エズ物価面ヲ攪ル現象トナツテ現レ、斯ルダブツケル札ハ絶エズ物価面ヲ攪ル現象トナツテ現レ、斯ルダブツケル札ハ絶エズ物価面ヲ攪ル現象トナツテ現レ、斯ルダブツケル札へ絶エズ物価面ヲ攪ル用食ニ性の大力を受ける。
 大規模ニ吸収シ物ト金トノ均衡ヲ回復スルノ要ガアルト認メラレマス。

デアリマス。新税ノーハ戦争利得税トモ名付クベキモノデア 再建ヲ目的トスルモノデアリマシテ、 諸般ノ建設工作ノ出発点タラシメントスルモノニ外ナラヌモ 依り平和的民主主義的勢力ヲ助長スルト共ニ、 リマシテ、 ノデアリマス。第二ノ財産税ハ専ラインフレ防止及財政経済 ンデ財政再建ノ基礎ヲ置キ、 シ累進的ニ課税セントスルモノデアリマス。戦争利得税賦課 一ハ財産税トモ称スペキモノデアリマシテ、 ノ基礎ヲ造リツツ、二ツノ新税ヲ設定シ千億円程度ノ歳入ヲ **仍テ政府ハ此ノ際一面産業経済ノ民主主義化ニ依リ経済振興** 之ニ依リ巨額ノ国債ヲ消却シ通貨価値ノ安定ヲ図ル考へ 個人ノ凡テノ利得ヲ回収セントスルモノデアリ、 要スルニ戦争ニ基ク利得ヲ完全ニ払拭スルコトニ 戦争中戦争ニ関連シ及戦争ノ結果トシテ生ジタル インフレ対策ノ根本ヲ確立シテ 此ノ国家ノ困難ニ際シ 凡テノ財産ニ対 財産税ト相並 他ノ

w=五、以上両税ハ財政再建ヲ基礎付ケル中核デアリマスガ、斯の上両税ハ財政再建ヲ基礎付ケル中核デアリマスガ、斯の上両税ハ財政再建上当然ノ要請デアリマスト共ニ、今後毎の上のでは、以上両税ハ財政再建ヲ基礎付ケル中核デアリマスガ、斯の上両税の財政再建ヲ基礎付ケル中核デアリマスガ、斯の上両税の財政再建ヲ基礎付ケル中核デアリマスガ、斯のルニ前述ノ如ク戦争利得税及財産税ノ創設ニ依り、巨額ノ国債の関係を表している。

ス。 年度ニ於テ経常歳入ヲ相当増強スルノ必要ガアルノデアリマ 債ヲ消却スルモ、上述ノ如キ歳入歳出ノ状況ニ徴スレバ、毎

ヲ計画シテ居リマス。従テ右ノ新税ノ外ニ更ニ当面必要ナ税制ノ改正等ヲ行フコト

#### (略

**咸致シテ居ル所デアリマス。** 適切ナル措置ヲ講ジテ参リマスコトモ政府トシテハ充分ニ考 生安定等ノ為ノ資金トシテ必要ナル額ノ封鎖解除ヲ行フ為、 尚此等封鎖資金ニ付キマシテハ、民需生産所要資金其ノ他民

**ハ立場ヲ変ヘテ申シマスナラバ即チ物価秩序再建ノ問題デア・七、以上申述ベマシタ財政再建ノ問題、或ハ経済再建ノ問題** 

#### (以下省略)

- 九帝国議会資料としてまとめて配置した。タイプ打ち。散。資料I―40、I―41、I―42は一一月中旬に作成された第八注 第八九帝国議会は昭和二〇年一一月二七日開会、一二月一八日解
- 山所 大蔵省資料2三八九一二。

#### って。 つて。

**所プアリマス。** が一間題ハ単ニ個々ノ物資等ノ価格ノ問題トシテ考へラルベキモノデアルコト申ス迄モナイ 送、配給、労務、貿易、賠償等国民経済ノ凡ユル問題ノ総合 其ノ解決ヲ期待スベキモノデモアリマセヌ。ソレハ生産、輸 キデモナク、又単ニ財政、金融ノ面カラノミ之ヲ採リ上ゲテ 物価問題ハ単ニ個々ノ物資等ノ価格ノ問題トシテ考へラルベ

題デアルト云ヒ得ルノデアリマスガ、シカモ此ノ食糧問題へ此ノ意味デ第一ノ点カラハ物価問題解決ノ鍵ハ端的ニ食糧問人運行が秩序アル基盤ノ上ニ行ハレルコトガ必要デアリマス。行キ亘ルト云フコトガ絶対ニ必要デアルト同時ニ、国民経済最低必要量ガ供給面ニ於テ確保セラレス。即チ食、住、衣ノ資ノ絶対量が確保セラルコトデアリマス。即チ食、住、衣ノ資ノ絶対量が確保セラルコトデアリマス。即チ食、住、衣ノ資ノ絶対量が確保セラルコトデアリマス。即チ食、住、衣ノ資ノ絶対量が保保をし、共二前提トナルベキハ国民ノ生活必需物盤ノ達成トイフ処ニ在ルト思ヒマスが、シカモ此ノ食糧門題へをといる。

# 二〇年一一月一五日大蔵省) 内閣総理大臣演説ニ織込マレタキ事項 (昭和

料

五

内閣総理大臣演説ニ織込マレタキ事項

税及財産税ヲ創設シ国債ノ大幅償却ヲ為シ併セテ戦時利得者其 価ノ安定ト財政ノ建直シヲ図ル為、 金制度ノ原則的廃止等ノ絶対緊縮方針ヲ堅持スルト共ニ他面物 生ヲ防止シ進ンデ経済活動ノ促進及通貨価値ノ安定ヲ図ルト共 済秩序ノ破綻防止ノ一点ニ凝集シ、 急ニ解決スベキ重大ナル問題ガ横タワツテ居ルノデアツテ、此 及燃料ノ問題、衣食住ノ問題、 実ニ憂慮スベキモノガアル。今日ノ我国社会経済ノ情勢ハ食糧 累積ニ加へ敗戦ニ依ル領土ノ喪失ニ伴ヒ我国財政経済ノ前進ハ 多年ニ亘ル大東亜戦争ニ因ル国力ノ消耗ト莫大ナル国庫負担ノ アル。之ガ為政府ニ於テハ国民ノ食衣住ノ維持、道義ノ昻揚其 ニ財政収支ノ均衡ヲ再建スルコトガ最モ重要ト考ヘラレルノデ /際国ヲ挙ゲテ自力更生ノ精神ヲ振起シ凡ユル努力ヲ社会及経 、他戦争ニ因リ国民ノ財産関係ニ生ジタル不均衡ヲ是正スル等 方途ヲ講ズル考デアル。 ハ大幅ナル行政整理ノ断行、恩給制度ノ再検討、価格差補給、他諸方策ノ強力ナル推進ト併行シ、一面戦後財政ノ運営ニ付 失業対策及戦災復興ノ問題等速 悪性インフレーションノ発 一回限リノ大額ノ財産増加 天

> 切ニ希望スル次第デアル。 サレ何人モ首肯シ得ル如キ公正妥当ナ結論ニ到達サレンコトヲ ツツアルガ、此ノ問題ニ付テハ凡ユル観点カラ充分審議ヲ尽ク 実行スル方針デアツテ、目下其ノ方向ニ於テ諸般ノ準備ヲ急ギ 補償ニ付テノミ戦後ノ情勢ニ即応シ厳格且適正審査ノ下ニ之ヲ 持シ経済運行ノ破壊ヲ防止スル為戦時中所謂政府ノ公約シタル **重ニ検討シタル上、政府トシテハ此ノ際国民ニ対スル信義ヲ維** 題ニ付テハ新シキ財政経済体制ノ確立、 先般来世上種々論議セラレ居ル軍需企業ニ対スル補償ノ問 国民全般ニ亘ル戦争犠牲負担ノ配分、等トノ関係ヲ慎 悪性インフレーション

ヲ打切リ同会計ヲ終結セシムルコトトスル考へデアル。 省ニ移管シ之ガ経理事務ニ関シテハ総テ大蔵大臣ニ於テ責ヲ負 チ陸海軍両省解体ノ日ヲ以テ臨時軍事費特別会計ノ所管ヲ大蔵 ヲ困難トスル事情ニアツタガ、今般内地部隊ノ復員モ殆ド完了 明確化シ得ナイ等ノ事由ニ依り終戦後直チニ之ヲ終結セシムル 結セシムルヲ適当トスルモ、海外ニ於ケル経理内容ヲ短時日ニ 次ニ終戦ニ伴ヒ臨時軍事費特別会計ハ成ルベク早急ニ打切り終 終戦事務モ逐次進捗シタルヲ以テ政府ハ来ル十二月一日即 トスルト共ニ明年三月三十一日ヲ以テ臨時軍事費ノ支出

塩需給ハ洵ニ憂慮スベキ状態ニ在り、 八日ノ台風ニ依り主産地ノ被害ハ予想以上ニシテ今後ニ於ケル ンカ国民ノ生命保持ニモ支障ヲ来ス虞アルヲ以テ塩ノ増産督励 尚主要食糧ト共ニ国民生活上最モ重要ナル塩ニ付テハ九月十七 即チ斯ル状態ニテ推移セ

画推進等国内塩ノ飛躍的増産ニ全力ヲ傾注シツツアルモ、所要 為メ最低要望量ノ輸入ヲ連合国最高司令部ニ懇請中ナリ。 新規塩田ノ開発、大規模ナル工業的製塩ノ計

大蔵省資料乙三八九一二。

〇日金融局産業資金課 産業資金法 (仮称) 案要綱 (昭和二〇年一一月

産業資金法 (仮称) 案要綱 第一章 総則 (産資、二〇、 <u>-</u>0

ル為産業資金ノ調達又ハ供給及使用ヲ調整スルヲ目的トスル 本法ハインフレーションヲ防止シ国民生活ノ安定ヲ図

**資金ノ調達又ハ供給** 

命令ノ定ムル会社左ノ各号ノーニ該当スル場合ニ於テハ政府シテ命令ノ定ムルモノニ付亦同ジトスルコト レバ其ノ効力ヲ生ゼズ会社ノ資本増加、合併又ハ目的変更ニ第二、命令ノ定ムル会社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザ **ノ 許可ヲ受クベキコトトスルコト** 

他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ為サシメズシテ社債 第二回以後ノ株金ノ払込ヲ為サシメントスルトキ

# ヲ募集セントスルト

# 調整法第四条

関スル株主総会若ハ社員総会ノ決議又ハ社員ノ同意ハ命令ノ 定ムル所ニ依り政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生 発生ニ依リテハ解散セザルコト 定ニ拘ラズ存立時期ノ満了其ノ他定款ニ定メタル解散事由ノ ゼザルコトトスルコト命令ヲ以テ定ムル会社ハ他ノ法令ノ規 命令ヲ以テ定ムル会社ノ営業ノ全部ノ譲渡又ハ解散ニ トスルコト

# 企業措置法第十七条

第一節 資金ノ貸付借入等

買若ハ其ノ媒介ヲ為スヲ業トスル者ニシテ主務大臣ノ指定ス 有価証券引受業法ノ証券引受会社並ニ金融機関又ハ証券引受 又ハ当座貸越ノ契約ヲ為サントスルトキ亦同ジトスルコト 受クベキコトトスルコト、此等ノ資金ニ付手形ノ割引ヲ為シ 付ヲ為サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ ルモノ(以下ビルプローカート称ス)命令ノ定ムル資金ノ貸 会社ニ非ズシテコール資金ノ貸借若ハ其ノ媒介又ハ手形ノ売 **商工組合中央金庫、道府県農業会(以下金融機関ト称ス)及** 銀行 信託会社、保険会社、 無尽会社、農林中央金庫

(註) 調整法第二条、運用令第三条及第四条

第五、 スルコト トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベキコ 命令ノ定ムル事業者資金ノ貸付又ハ借入ヲ為サントス

前項ノ指定ヲ受ケタル者ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其 トヲ得ルコトトスルコト / 指定ヲ受ケタル限度ヲ超エテ資金ノ借入ヲ為スコトヲ得ザ トスルコト

# 経理令第三十三条

特殊預金ノ払戻等

要スル **還ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クルコトヲ** 債務者特殊借入金又ハ戦時金融金庫特殊借入金ノ期限前ノ償第六、特殊預金又ハ特殊金銭信託ノ期限前ノ払戻又ハ解除及 コト トスルコト

ニ付期限前ノ償還ヲ為スコトヲ得ルコトトスルコト 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府特殊借入金ノ全部又ハ一部

### 註) 企業措置法第十二条

担保ニ供スルコトヲ得ズ但シ左ノ各号ノ場合ニ於テ命令ノ定 殊借入金及戦時金融金庫特殊借入金ノ債権ハ之ヲ譲渡シ又ハ ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラザ トスルコ 政府特殊借入金、 特殊預金、特殊金銭信託、

スルト 政府ノ指定スル金融機関ニ担保ニ供シテ貸付ヲ受ケント 政府ノ指定スル金融機関ニ譲渡セントスルトキ

其ノ他勅令ヲ以テ定ムルトキ

前項ノ規定ハ元利支払ニ付政府ノ保証ナキ債務者特殊借入金 スル貸付ノ業務ヲ行フコトヲ得ルコトトスルコト ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ前項ノ債権ノ譲受又ハ之ヲ担保 トシテ貸付ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ当該金融機関 関ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ債権ヲ譲受ケ又ハ之ヲ担保 債権ニ関シテハ之ヲ適用セザルコトトスルコト 一項ノ規定ハ第一項ノ債権ニ対シ強制執行又ハ国税徴収法

規定若ハ国税徴収ノ例ニ依ル滞納処分ヲ為スコトヲ妨ゲザ

ルコトトスルコト

# 企業措置法第十四条

第四節 有価証券

令ノ定ムル所ニ依り政府ノ許可ヲ受クベキコト 価証券ノ応募、 募集ノ取扱ヲ業トスル者(以下之ヲ証券引受業者ト称ス)有 金融機関又ハ金融機関ニ非ズシテ有価証券ノ引受又ハ 引受又ハ募集ノ取扱ヲ為サントスルトキハ命 トスルコト

調整法第二条

-スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依り政府ノ許可ヲ受クベキコ トスルコト 命令ノ定ムル事業者有価証券ノ取得又ハ処分ヲ為サン

註 経理令第三十三条

第五節

政府ハ緊要ナル資金ノ供給ヲ円滑ナラシムル為必要ア

ルモノトスルコ 引受若ハ買入、 ト認ムルト キハ銀行ニ対シ資金ノ融通、有価証券ノ応募 債務ノ引受又ハ債務ノ保証ヲ命ズルコトヲ得

## 運用令第七条

対シ資金ノ調達方法ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルモ第十一、政府ハ命令ノ定ムル所ニ依り命令ヲ以テ定ムル者ニ トスルコト

## 註 軍需措置法第二十一条

第十二、 ヲ制限スルコトヲ得ルモノトスルコト 会社ノ資本ノ増加ニ関シ必要ナル命令ヲ為シ又ハ其ノ減少汁二、政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依

## 註) 企業措置法第二十一条

第十三、 モノトスルコト リ命令ノ定ムル者ニ対シ有価証券ノ処分ヲ命ズルコトヲ得ル 政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依

#### 第三章 事業経理

得ルモノトスルコト 間ヲ定メ将来ノ配当率ニ付適当ト認ムル率ヲ指定スルコトヲ第十四、政府ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於テハ会社ニ対シ期

ルルトキ 当該会社ノ利益ノ実情ニ鑑ミ配当金ガ過大ナリト認メラ

二、当該会社ノ資金計画ニ照シ自己資金蓄積が必要ナリ メラルルトキ

> 会社ハ前項ノ規定ニ依リ配当率ニ付政府ノ指定ヲ受ケタル トキハ当該配当率以外ノ率ニ依リ利益配当ヲ為スコトヲ得 其ノ他国民経済ノ運営上必要アニ ルモノトスルコ - 認メラルルトキ

#### 註 経理令第四条

第十五、 前項ノ積立金ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スル 適用方法ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト 社ニ対シ法定準備金ノ外特別ノ積立金ヲ命ズ又当該積立金ノ コトヲ得ザルモノトスルコト 政府ハ国民経済ノ運営上必要アリト認ムルトキハ会

#### 註 経理令第六条

ヺ為スコトヲ得ルコトトスレュ・ムルトキハ命令ヲ以テ定ムル者ニ対シ之ニ関シ必要ナル命令ムルトキハ命令ヲ以テ定ムル者ニ対シ之ニ関シ必要アリト認

#### 註 経理令第三十条

第十七、 ルコト ムル者ニ対シ資産ノ償却ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得 ースルコト 政府ハ経理上必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ定

#### 註) 経理令第三十二条

第十八、 ヲ為スコトヲ得 **令ヲ以テ定ムル者ニ対シ余裕資金ノ運用ニ関シ必要ナル制限** 政府ハ国民経済ノ運営上必要アリト認ムルトキハ命

経理令第三十四条

ニ対シ勘定科目及帳簿組織ヲ指定シ之ニ依ルベキコトヲ命ズ第二〇、政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ定ムル者

ノ決算二関シ命令ヲ以テ定ムル者ノ監査ヲ受クベキコトヲ命第二一、政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ定ムル者 ズルコトヲ得ルモノトスルコト 経理令第三十七条

ルコト タル後ニ非ザレバ利益金ノ処分ヲ為スコトヲ得ザルモノト 者ハ命令ヲ以テ定ムル者ノ監査ヲ受ケタルコトノ証明ヲ受ケ 前項ノ規定ニ依リ決算ニ関シ監査ヲ受クベキ命令ヲ受ケタル

経理令第三十八条

第二、 政官庁ノ指定若ハ斡旋ニ依リ当該会社ノ営業ノ全部若ハ一部 為スコトヲ得ルモノトスルコト法令、 定スル会社ハ政府ノ許可ヲ受ケ其ノ経理ニ付左ノ特別措置ヲ ヲ譲受ケ又ハ当該会社ヲ合併シタル会社亦同ジトスルコト 商法第二百八十五条ノ規定及其ノ準用規定ニ拘ラズ財産 戦時災害ニ因り損失ヲ生ジタル会社及主務大臣ノ指 法令ニ基ク命令又ハ行

於ケル価格ヲ超エザル価格ヲ徴スルコト 目録ニ記載スル営業用ノ固定資産ニ付財産目録調整ノ時ニ

額ヲ□サズ又ハ準備金ヲ使用スルコト 戦時災害又ハ主務大臣ノ指定スル事由ニ因リ生ジタル損 他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ準備金ノ割合ヲ引下ゲ準備金ノ

> 定ノ期間内ニ償却スルコト 金ノ全部又ハ一部ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シ之ヲ一

第四章 

ニ臨検シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシム 係者ヨリ報告ヲ徴シ又ハ命令ノ定ムル者ヲシテ必要ナル場所 第二十一、政府ハ資金ノ状況ヲ調査スル為必要アリト認ムル ルコトヲ得 トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各号ニ掲ゲル事項ニ関シ関

資金ノ需給及移動ニ関スル事項

有価証券ニ関スル事項

国際収支ニ関スル事項

事業ノ資金計画ニ関スル事項

ニ関スル事項 事業ノ資産、 負債及損益ノ内容、 利益金ノ処分並利益金

テ本法ニ基ク制限ヲ□□シ又ハ本法ニ基ク□□ヲ□□スルコ 第二十二、政府ハ必要アリト認ムルトキハ人又ハ事項ヲ定メ トヲ得ルコトトスルコト 註 調整法第十六条、運用令第十条、 経理令第三十五条

第二十三、本法ノ規定ニ依ル許可、 業資金審査委員会ノ議ヲ経ベキコトトスルコト /解除又ハ義務 / 免除ニ関スル処分ニシテ重要ナルモノハ産 認可、 指定 命令、 制限

ルコト 産業資金審査委員会ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ムルコト

ルモノトスルコト **員会其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得** 政府ハ本令ノ施行ニ関スル事務ヲ産業資金審査委

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル経費ハ当該取扱者ノ負担トスル トヲ得ルコトトスルコト

公務ニ従事スル要員ト看做スコトトスルコト 第一項ノ場合ニ於テ当該事務ニ従事スル者ハ之ヲ法令ニ依甲

第二十五、 罰則

文ノ廃止 備資金措置法、 第二十六、臨時資金調整法、軍需金融等特別措置法、 会社経理統制令及銀行等資金運用令ノ関係条 企業整

券ノ応募、引受若ハ買入並ニ銀行等資金運用令第八条ノ規定 引受若ハ買入ノ命令及同行ノ為シタル資金ノ融通又ハ有価証 第二十七、 ニ依ル銀行ニ対スル資金ノ融通ノ命令ハ本法第五ノ規定ニ依 ニ依ル日本興業銀行ニ対スル資金ノ融通又ハ有価証券ノ応募 為シタルモノト看做スコト 会社利益配当及資金融通令第十二条第一項ノ規定

運用令第十四条

三日文書課)に「産業資金法案(仮称)」が含まれる。但 文書課がとりまとめた「第八十九回帝国議会関係書類」ファ 所収。「第八十九議会ニ提出見込法律案調」(昭和二〇年一一月一 みで法案は見当らず。 し要綱の

203

の間に「第二〇」 ~「第二二」が挿入されている

出所 大蔵省資料乙三八九一四

第九四号)(外資局) 43 欧州各国ニ於ケル通貨整理(「外資局特別情報

外資局特別情報(第九十四号)

(昭和二十年十二月十日)

欧州各国ニ於ケル通貨整理 北欧諸国

瑞 (略)

二 諾 略)

平価ノ単独切下ゲハ結局インフレーションヲ促進スルコト トナレリ。(毎日一一・二九) 平価切下ゲニ依ル解決策ガ失敗ニ帰シタル例ナリ。

為替ハ四九・三五芬蘭馬克ヨリー三六芬蘭馬克へ暴落シ 対英為替ハ一九六芬蘭馬克ヨリ五四七芬蘭馬克へ暴落セ 芬蘭ハ本年春以来三度平価切下ゲヲ行ヒ、此ノ間対米

馬克ト言フ未曾有ノ赤字ヲ示セリ。 他方、生産費及賃金ハ昻騰シ続ケ、予算ハ七十億芬蘭

- 志表示ヲ行ヒ平価切下ゲハ最早絶対ニ行ハザル旨声明セ 政府ハ目下通貨ノ国内購買力安定ニ関スル確固タル意
- 対ソ賠償期間ノ延長ヲ図ル。
- ル購買力ノ一時的凍結等ノ準備ヲ進メツツアリ。 新通貨へノ転換へ或ハ有価証券強制公債等ノ捺印ニ依
- 外国ヨリノ融資ヲ獲得スベク努力ス。

## 中欧諸国

## 略)

# 通貨整理ノ内容

- 経10・三) ニ代ルベキ新通貨ハー週間後ニアラザレバ流通セズ。(同 九月二十六日ヲ以テ一切ノ和蘭通貨ハ効カヲ失ヒ、
- 新十盾紙幣ヲ受取リ得。 此ノ一週間和蘭国民ハ十盾紙幣及配給通帳提示ノ上
- 世帯主ハ各世帯員一人ニ対シ十盾紙幣ヲ受取リ得。 預金ヲ有スル者ハ凍結中ノ自己ノ銀行預金、郵便貯 其ノ他ノ預金中ヨリ各々百盾ヲ限リ引出シ得。
- 養老年金ハ十月三日以降ニアラザレバ支払ハ

- 売ノ利便ヲ与ヘルヤウ当局ハ希望ス。 卸売業者ハ顧客ニ対シ掛
- ラルルモ之ハ銀行預金ニ凍結サル。(毎日一一・二九) 第二週目ハ収入ノ金額ヲ新通貨ニテ受取ルコトヲ認メ
- エザル額迄ハ現金使用ヲ許サル。 九月十二日届出資産ノ二割五分迄ニシテ一万盾ヲ超
- 振替決済ノミ認メラル。 其レ以上ハ正常取引ト認メラルル場合ニ限リ銀行間
- 通貨整理ノ結果(毎日一一・二九)
- 測シ得ルト同時ニ 政府ハ常ニー切ノ通貨流通ヲ監視スルコト 弁護士其ノ他ノ報酬ノ程度ヲ観
- 工業ノ行クベキ正当ナル道ヲ指示スル実権ヲ得タリ。 一切ノ取引ヲ承認シ又ハ杜絶スルコトニヨリ国内商
- ル資金ノ自由処分ハ当分望ミ得ズ。 尨大ナル資金ノ凍結ヲ実施セルガ、 之ニョリ長期ニ亘
- ヲ要求サレタル結果銀行秘密ノ特権ハ奪ハレ、 ノ余地ナキコト 国民ハ自己資産ノ使用目的及入手経路ヲ証明スルコト 脱税隠匿
- 金属、宝石、骨董品、 国民ハー切ノ所有有価証券ノ一覧表、最近入手セル貴 美術工芸品、 土地
- 和蘭通貨整理ノ特徴(毎日一一・二九)

- 適当二収縮セシム。 及国債売出ノ方法ニテ過剰購買力ヲ吸収シ、 ノ均衡ヲ保タシメ、更ニ課税 流通紙幣ヲ
- 不当利得ニョル生活者ヲ正当ナル生産活動ニ従事セシ
- 他国ニ比ヲ見ズ。或論者ハ「生キナガラノ人体解剖ナリ」 ト評セリ。 和蘭政府ノ断行セル通貨整理政策ハ其ノ峻烈ナルコー
- 識階級及一般国民モ此ノ政策ヲ支持シ居レリ。 之ニ対スル国民ノ態度堂々タルモノニシテ、 大半ノ知

# 通貨整理ノ第一段階

- 通貨整理ノ内容(同経一・三〇)
- 白法迄新銀行券ヲ交付シ残額ハ凍結ス。 百白法以上ノ銀行券ヲ申告セシメ家族一人当リニチ
- 銀行預金ハー九四〇年五月九日、 割ヲ残シ残額ヲ凍結ス。 (独軍侵入前)現在
- 引出ヲ許可ス。 但シ差当リーロ座ニ付二千白法、 更二一週千白法
- 人当リ千白法迄払戻ス。 登録セル会社商店ニ対シテハ使用人給料支払ノ為
- 凍結令ニ付テハ左ノ措置ヲ採ル。
- 凍結資金中四〇%ハ其ノ後ノ消費物資ノ出廻リ状

- 態ト睨ミ合セ漸次解除ノコト
- 年間ハ順次年一歩、 残余ノ六〇%ハ長期債ニ振替フ。 二歩、三歩ニシテ以後一律ニ三 利率ハ最初ノニ
- 通貨整理ノ効果
- 券及信用通貨流通高ハー、 本整理ノ結果一九年九月末一、八四〇億白法ナリシ銀行 如シ。 一五〇億白法トナリ其ノ内訳
- 百白法未満ノ補助通貨流通額 五六億白法
- 一人当り二千法ノ新幣交換額 一四〇
- 口座当リ三千法ノ預金払戻額 1 = 0
- 三八〇
- 凍結分ノ四〇% 解除銀行預金額 四五〇
- (流通可能額合計) 五〇
- 凍結分ノ六〇% 六九〇
- 計 八四〇
- 本通貨整理ノ特徴
- 謂平価切下が一般的ナリ。 ヒシ如ク、金量目ノ切下乃至貨幣単位ノ更改ニ依ル所 通貨収縮整理ノ伝統的方法トシテハ前大戦各国ノ行
- 通貨ノ一部凍結ノ上新旧通貨交換ト言フ方法ニヨリ直 接ニ数量ノ収縮ヲ図レル点が特徴ナリ。 今回ノ白耳義ノ措置ハ通貨ノ価値部面ニハ触レズ旧

- 越ヲ負ハサレタノミナラズ 本通貨整理実施前後ノ白耳義ノ国情(毎日一一・二九) 白耳義ハ巨額ノ独逸軍占領費及莫大ナル対独清算貸
- 現出セリ。 物資ノ対独強制輸出ニョリ飢餓インフレーションヲ
- セリ。 通貨ハ四六〇億白法ョリー、 八三〇億白法二激騰
- ○%激騰セリ。 闇ノ物価ハ食糧、不動産等二五〇%乃至一、 七〇
- ル統制及各分野ノ生産増加ノ三大前提条件ニ懸ル。 ニ当リテハ失敗ノ危険性多分ニアリ」。故ニ本整理 「理論的ニハ申分ナキモ物資増加ノ困難ナル時期 **^成功如何ハ物資輸入ノ確保、物資ノ強力有効ナ** 倫敦エコノミスト論評ニ依レバ本通貨整理ハ
- 貨整理ノ第二段階

不当利得税徴収法案

- 者ニ対シテハ財産差押ヲ為ス。 不当利得課税ハ戦時ノ不当利得ヲ没収シ且右税金ノ滞納
- 間ニ於ケル資本資産ノ増加ニ対スル課税法案左ノ如シ。 法ヲ超ユル場合二十万白法ヲ超過スル額ニ課税ス。 ヲ超過スル額ニシテ其ノ超過額ノニ分ノ一ガニ十万白 一九四〇年一月一日ヨリー九四四年十月六日ニ至ル期 銀行券及預金ハー九四〇年ノ申告所得額ノニ分ノー

- 額ノ四十倍ヲ超ユル全保有証券ニ課税ス。 証券ハー九四〇年ニ於ケル譲渡可能証券ノ申告収入
- 5上ハ左記ニ依リ超過累進課税ス。 (単位、 両者共ニ増加額中ノ最初ノ五万白法ハ免税トシ、 、千百法)

二五〇一三五〇 三五〇—五〇〇 五〇一二五〇 九0% 八〇% 七0%

五〇〇以上 \_ 00%

註 Ŧ, 占領期間ノインフレーションニョリ直接間接利得 サルル処ナリ。 セル者ニ対シ厳酷ナル措置ニ出ヅルハ当然必要ト ノ譲渡可能資産ニ徹底的削減ヲ加フル結果トナル 1、課税条件ハ過酷ニシテ白国資本家及貯蓄者 一磅=一七五白法ノ換算率ヲ維持セントセバ

取得スル財産ハ戦時財政清算局ノ管理下ニ置カル ル予定ナリ。 2 国家ガ不当利得ニ対スル今回ノ措置ニ依り

ルクセンブルグ (略)

チエツコ

便局ヲ通ジ回収シ爾後ハ法定通貨トシテ認メザルコト 政府ハ流通中ノライヒス馬克貨ヲ凡テ六月十四日迄ニ郵 (同経六・一九)

右回収後独逸ヨリ帰国スルチエツコ人ハライヒス馬克貨

- ~額ヲ申告シ補償金ヲ受取ルコトトナレリ。(同経六・一九) チエツコ国立銀行ハ次ノ旨発表セリ。(同経八・二五)
- 去リシ為通貨流通高ノ正確ナル数字ハ不明ナリ。 独逸軍ハ退却ニ当リスロヴアーク・クラウン紙幣ヲ持
- 部ノ検印ヲ行フ。 之が調査ノ為百クラウン以上ノクロヴアーク銀行券全
- 底的通貨整理ヲ行フ旨発表セリ。(同経一〇・二四) **†億クローナヲ駆逐シ且インフレーシヨンヲ防止スル為徹** チエツコ首相ハチエツコヨリ独逸ニ依り印刷サレタル数
- 預金スペシ。 一クローナ紙幣ヲ除ク全通貨ハ十月三十一日迄ニ銀行
- 過ギザルモ漸次増額サルベシ。 預金者ハ最初新通貨ニテ五百クローナヲ与ヘラルルニ
- 通貨整理ノ最近ノ状況左ノ如シ(共経一一・二一)
- 髙ヲ止メントスルニアリ。 政府ノ意向ハ国ノ経済ニ真ニ必要ナル程度ニ通貨流通
- ラ ズ。 必要以上長期ニ亘リ預金ヲ凍結スルハ政府ノ意志ニア
- 換率ヲ引下ゲント意図スルモノニアラズ。 府ハ補償ヲ与フルコトナクシテ通貨価値ヲ剝奪シ又ハ交 資金ハ凍結セラルルモ所有者ハ之ヲ失ヘルニ非ズ。政
- ン。 不当戦時利得ヲ獲タル者ハ其ノ応報ヲ免ガレ得ザルベ

#### 墺太利

- 通貨及金融関係 (略)
- $(\Box)$ 通貨整理(毎日一一・二九)
- テ統一スル旨政府ノ意見ハ一致セリ。(エキスチエンジー 最近ライヒス馬克及占領軍ノ志ハ墺太利志貨ニ交換シ
- ウイーン経済研究所ノ墺太利通貨整理案 特徴

 $(\Box)$ 

内容

- ツタ切捨テニヨリ急場ヲ救ハントス。 物価及賃金水準ヲ変動セシメルコトナク通貨ノ思ヒ切
- 通量ヲ七億墺太利志ト推算セリ。 独墺合邦前ニハ約九億墺太利志ナリシガ、

生産力、賃金、其ノ他ヲ勘案シ現在ノ必要通貨流

- デハ四十億乃至百億墺太利志ニ激増セリ。 現在
- 制交換ヲ行へバ流通通貨量ハ十億墺太利志トナル。 ヲ五対一ノ割合ニテライヒス馬克ヨリ墺太利志ニ強 右流通通貨量ハ必要通貨量ヨリ三億墺太利志多キ 実際ノ流通量ヲ大体五十億ライヒス馬克ニ抑ヘン

故交換ニ際シ経済復興資金ト言フ名目ニテ一回限リ

ノ三割ノ課税ヲ行フ。

働へノ融資準備金ニ充当ス。 得タル資金ノ中二億墺太利志ハ緊急ヲ要スル労

ベレカン及床車頭ニテ面直ヲ夫ニンライヒス馬克が大量ニニ各地ヨリノ避難民ハ百五十万ト称セラル。 人口六百万ノ上ニ各国ノ駐屯軍が七十七万モ駐屯セリ。更 ) 通貨整理準備中ノ墺太利ノ国情(毎日一一・二九)

資

**二種ノ通貨ガ流通中ナリ。** 流入セリ。更ニ占領軍ハ軍票志ヲ発行セリ。故ニ統制ナキバルカン及蘇連領ニテ価値ヲ失ヒシライヒス馬克ガ大量ニ

八、洪牙利

## (一) 通貨措置

- (1) 発行関係
- の 政府ハ千ペンゴ額面ノ紙幣ヲ新タニ発行セリ。
- (2) 交換比率
- ○%ノ割引ヲ以テ交換セリ。 「蘇連軍発行ノ紙幣ハ自由市場ニ於テ旧同国紙幣トニ
- (二) 通貨整理(毎日一一・二九)
- 望サレ居レリ。 ユーゴースラヴイアニテ行ハレタ如キ通貨ノ捺印等ガ要(1) 国家財政ノ緊縮、現存通貨ノ即時流通停止及仏蘭西、

- 資及信用援助が要望サル。 2 先決条件トシテ新通貨ノ基礎トナルベキ外国ヨリノ物
- 通貨整理準備中ノ洪牙利ノ国情(毎日一・二九)
- 2) 先ニ伐寺中禹省、「百竒ノ曽加ヲ示ノ、国家歳入、董り、ヌ為甚グシキ飢餓、インフレーションニ悩ミツツアリ。(1) 徹底セル早期対策が絶対必要ナルニモ拘ラズ、実施セ
- 3) 上舌費、ニョョリ見エニEレ革ウュアヨノ引ニ互言(3) 二歳出ノ十分ノーヲ充スニ過ギズ。 2) 既二戦時中通貨ハ百倍ノ増加ヲ示シ、国家歳入ハ僅カ
- 激増セリ。

  ③ 生活費ハ七月ヨリ現在ニ至ル僅カ五ケ月ノ間ニ五百%
- 国内政争激甚ナル為緊急ヲ要スル対策ガ常ニ手遅レトテハ僅カニニキロノバターヲ買ヒ得ルニ過ギズ。理大臣ノ月給ノ四倍ニ当リ、電車ノ車掌ノ月給ヲ以テシ(4) 闇市場ニ於ケル闇価格猛烈ニシテ、洋服ノニ級品が総
- 6) 闘权引ニハニ十四時間以内ニ死刑ニ処スト言フ装罰ニーナル。
- 義ヲ以テ臨ミ居ルモ殆ンド効果ナシ。 個取引ニハ二十四時間以内ニ死刑ニ処スト言フ厳罰主

第三 東欧及南欧諸国

、羅馬尼 (略)

二、勃牙利(略)

四、希 臘 (略)三、ユーゴースラヴィア

(略)

五、仏蘭西及アルサスロレーヌ

略

ハ、アルサス・ロレーヌ州(正金電報三・六及同電三・一六)

- )、 17.14、)、 18.14、)、 18.14、)、 18.14、)、 18.14、 19.1
- (1)換算率

一馬克—一五法

(2) 交換限度

一家族二付五百馬克

- フルヤウー馬克−二○法ノ優待率ヲ許セリ。 遡ル預金保有者ニハ独逸当局が定メタルト同一ノ比価ヲ与一ノ換算率が適用サルルモ、一九四○年六月十六日以前ニ(二) 法へノ切替ニ際シ銀行及貯蓄銀行勘定ニモ原則トシテ同
- 一馬克-二〇法ノ換算率ヲ適用ス。 其ノ契約ガー九四〇年六月十六日以前ニ行ハレタルモノハヨ 私的債権債務ノ切替ハ一馬克-一五法ノ基準ニテ行フモ
- (註)
- 〇・一馬克ノ独逸侵入通貨ヲ引続キ流通セシムルコト-1 アルサスニ於テハ鋳貨不足ノ為〇・〇一、〇・〇五、1 アルサスニ於テハ鋳貨不足ノ為〇・〇一、〇・〇五、
- 結果困難ナル立場ニ陥ルノ危機ニ当面セリ。即チ2 切替ヲ実施セル三県内ノ銀行ハ其ノ預金勘定ノ切替ノ
- (3) 銀行資産ニ対シテ同様ノ換算率ヲ定メタルガ
- 形ニシテ現在ノ処換価シ得ザル請求権ヨリ成ル。産ハ概ネ独逸政府手形、類似ノ対独債権及独逸商社手) 銀行ノ負債ハ地元民衆ニ対スルモノナルニ銀行ノ資

- 国家保証ヲ与フル旨規定セリ。 ニ関スル限リ馬克資産ニ付銀行其ノ他ノ金融機関ニ対シニ関スル限リ馬克資産ニ付銀行其ノ他ノ金融機関ニ対シ明シ、法令ヲ発シ今回法ニ引換ヘラレタル預金者ノ資産3 仏国政府ハ上記問題ニ付銀行ヲ援助スル用意アル旨言
- 銀行が支払停止ニ陥ル危険ハ避ケ得べシ。特ニ独逸政府ニ対スル債権ノ場合然り。右ノ措置ニ依り債権自体が期限到来ニ際シ取立不能ナル場合ニモ適用ス。4 原則上ハ之ノ保証ハ換算ノ危険ノミニ適用セラルモ又
- の経緯に触れているものを抄録した。 初版の作成日付は不明。金融緊急措置の原形をなす一連の政策立列した。内容的に資料1—2の増補であり、原則として、その後緊急措置の原形をなす一連の政策立注 タイプガリ版刷。資料1—2で示した再版のものと思われるが、

大蔵省資料2五一一—五〇四。